

2017年4月27日

2017 年年次総会招集通知

メディシノバ・インク株主各位

デラウェア州の会社であるメディシノバ・インク（以下「当社」といいます。）の年次株主総会を、2017年6月8日（木曜日）午後3時30分（太平洋夏時間）から、92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート495、エグゼクティブ・スクエア4225において以下に掲げる目的のために開催しますのでここに通知いたします。

1. 2020年年次株主総会が開催され、かつ後任者が適式に選任され資格を有するとき（それ以前に、死亡若しくは辞任した場合又は解任された場合は、そのとき）までを任期とするクラスIの取締役1名（指名・企業統治委員会の提言を受けて、取締役会が指名）の選任
2. 監査委員会が、BDO USA・エルエルピーを、2017年12月31日に終了する事業年度における当社の独立登録会計事務所に選任することの承認
3. 2013年エクイティ・インセンティブ・プラン（以下「2013年プラン」といいます。）に基づき発行可能な普通株式数を1,200,000株増やすための2013年プランの変更の承認
4. 年次株主総会に適式に提案されたその他の事項の審議

本年年次株主総会又はその延会の招集通知を受け取り議決権を行使できるのは、2017年4月13日の営業終了時において名義登録されている株主の皆様に限られます。本年年次株主総会において議決権を行使できる株主の皆様全員の名簿は当該総会開催前の10日間、92037カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート650、エグゼクティブ・スクエア4275所在の当社にて閲覧することができます。

年次株主総会における皆様の議決権行使は非常に重要です。皆様がその場に出席される予定でありましても、同封の委任状に印をつけ、日付を記入したうえで、2017年6月5日（月曜日）午後1時必着で、できるだけ早くご返送くださいますようお願いいたします。なお、これは、本年年次株主総会に出席し、議決権を行使する皆様の権利を制限するものではありません。

取締役会の命により



岩城裕一 M. D.、Ph. D.
代表取締役社長兼CEO

カリフォルニア州ラ・ホイヤ
2017年4月27日

【株式会社証券保管振替機構からのお知らせ】

株式会社証券保管振替機構の定める外国株券等保管振替決済制度に従い、株主の権利は、原則として、2017年4月13日現在において確定された実質株主の指示により、当社が行使しますので、皆様におかれましては、添付の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご検討くださいますようお願いいたします。同封の議決権代理行使指図書に議案に対する賛否等を表示して、折返しご返送ください。

また、日本における実質株主の皆様による議決権の行使方法については、本書に記載の内容と異なる点がありますので、ご留意ください。

なお、米国カリフォルニア州ラ・ホイヤにおいて開催される株主総会に直接出席したうえで、議決権の行使を希望する実質株主につきましては、別途手続きが必要となりますので、詳細はメディシノバ・インク（電話：03-3519-5010）又は株式会社証券保管振替機構振替業務部外国株式担当（電話：03-3661-3994）までお問い合わせください。

営業報告

概況

当社は米国の市場に商業的な重点をおき、まだ十分に有効な治療法がない深刻な疾患の治療を目的とする革新的な新規低分子医薬品の取得及び開発に特化する医薬品企業です。当社は現在、進行型多発性硬化症、ALS(筋萎縮性側索硬化症)及び薬物依存(メタンフェタミン(覚醒剤)、オピオイド、アルコールなど)など中枢神経系疾患の治療を適応とするMN-166(イブジラスト)、NASH(非アルコール性脂肪性肝炎)、IPF(特発性肺線維症)など線維症疾患の治療を適応とするMN-001(タイペルカスト)の開発に経営資源を集中させています。さらに当社のパイプラインには、喘息急性発作の治療を適応とするMN-221(ベドラドリン)、固形がんの治療を適応とするMN-029(デニブリン)があります。

当社は現在、異なる数種の神経系疾患に対する適応でMN-166(イブジラスト)を開発しています。

2008年には、再発寛解型多発性硬化症を適応とするフェーズ2臨床治験を完了しました。当該臨床治験において、安全性及び神経保護作用に関わる有効性でポジティブなデータが認められたため、当社は、国立衛生研究所(NIH)の支部である国立神経疾患脳卒中研究所(NINDS)に設立された共同臨床治験ネットワーク・NeuroNEXTのパートナーに選ばれ、その結果、現在、一次/二次進行型多発性硬化症を適応とするフェーズ2b臨床治験が進行中です。2015年6月には、当初の予定患者数250名を超えた255名の進行型多発性硬化症患者の登録及び無作為化を完了した旨をお知らせしました。続いて2016年12月には、外部機関であるデータ・安全性モニタリング委員会が本件フェーズ2b臨床治験の有効性に関する中間解析を検証した結果、NINDSに対して当初の予定どおり治験を継続するよう勧告し、NINDSがこれを受け入れて治験の継続を決定したことをお知らせいたしました。また、2016年3月には、進行型多発性硬化症を適応とするMN-166に対し、米国食品医薬品局(FDA)から、ファストトラック(優先承認審査制度)の指定承認も受けております。

次に、2014年下半期に、当社はMN-166の新しい適応としてALS(筋萎縮性側索硬化症)治療を目的としたフェーズ2臨床治験の開始を発表し、現在も進行中です。当初、NIV(非侵襲的換気補助器)のサポートを受けない患者だけを登録していましたが、その後の2015年9月には、進行ALS患者(NIV(非侵襲的換気補助器)のサポートを受けるALS患者)を対象患者に加えることを内容とする、治験対象患者基準の拡大及び登録患者数の増加などを含む修正プロトコルに対する承認をFDAから受け、この修正プロトコルに基づき、進行ALS患者を追加登録しておりました。2016年3月には、ALSを適応とするMN-166に対して、米国特許商標庁から特許の承認を受けました。また、2016年4月には、ALSを適応として実施中の臨床治験の中間結果を、米国神経学会第68回年次総会にて発表いたしました。有効性に関して有望な中間結果が認められたとともに、MN-166投与群と

プラセボ投与群において、副作用の発生に特記すべき違いがないことが明らかになりました。2016年10月には、ALSを適応とするMN-166が、FDAからオーファンドラッグの指定を受けたことを発表いたしました。本指定により、FDAの承認後、市場において7年間の排他的先発販売権を付与されます。なお、FDAからは、オーファンドラッグ指定に先立ちファストトラックの指定も受けております。さらに、2016年12月には、欧州委員会が、ALS治療を適応としてMN-166をオーファンドラッグに指定したことを発表いたしました。ALSを適応とするMN-166について、2016年2月に、当社はマサチューセッツ総合病院と共同で、脳のミクログリア活性の軽減に関するMN-166の効果を評価するため、バイオマーカーを使用して画像測定を行う臨床治験を実施する取り決めを締結いたしました。当社は本治験をALSバイオマーカー治験と称しておりますが、本治験も複数の臨床結果を評価するものであり、現在患者登録中です。

依存症の分野では、メタンフェタミン依存症治療を適応として、米国国立薬物濫用研究所 (NIDA) から資金供与を受け、UCLAと共同で2013年にフェーズ2臨床治験を開始し、現在も実施中です。また、コロンビア大学とニューヨーク州精神医学研究所の治験責任医師は、これもNIDAの資金供与を受け、オピオイド離脱を適応とするMN-166のフェーズ 1 b/2a臨床治験を完了いたしました。次いでコロンビア大学及びニューヨーク州精神医学研究所の治験責任医師は、再度NIDAの資金供与を受けて、オピオイド処方薬またはヘロインの依存患者に対する離脱効果を検証する、プラセボ対照二重盲検フェーズ2臨床治験を開始いたしました。2016年3月、当社は、Behaviour Biology and Chemistry年次総会のシンポジウムにおいて、完了済のフェーズ2臨床治験のポジティブな結果について発表いたしました。

さらに当社は、アルコール依存症治療に対するMN-166の効果を検証する臨床治験に対して、UCLAの研究者が米国国立アルコール濫用/依存症研究所 (NIAAA) から研究費の供与及び治験承認を受けたことを発表いたしました。当該臨床治験は完了済で、2015年12月、第54回米国神経精神薬理学会年次総会において結果の発表がありました。

さらに、MN-166に関する新規適応にタイプ1の早期乳児型クラッペ病があります。2016年1月には、FDAがMN-166を、早期乳児型(1型)クラッペ病適応で、希少小児疾患 (Rare Pediatric Disease) 治療薬候補に指定したことをお知らせしました。

当社はまた、MN-001 (タイペルカスト) を、非アルコール性脂肪性肝炎 (NASH)、特発性肺線維症 (IPF) などの線維症疾患の治療薬として開発中です。2014年、当社は2種の異なるNASHマウスモデルにおける前臨床試験のポジティブな結果を発表し、米国においてNASHを適応とする臨床開発を行う準備を開始し、2015年にIND (臨床試験実施申請) が、FDAから承認されました。その後FDAは、肝線維化を認めるNASH治療適応に対してMN-001をファストトラックに指定しました。さらに2015年7月には、FDAから高中性脂肪血症を伴うNASHを適応とするMN-001の2本目の臨床治験プロトコルに対する承認を受け、2015年11月、高中性脂肪血症を伴うNASH適応の臨床治験の開始をお知らせしました。本臨床治験では、高中性脂肪血症を伴う患者の登録がすでに始まっておりますが、後にプロトコルが変更され、高中性脂肪血症を伴う非アルコール性脂肪性肝疾患 (NAFLD)

の患者も登録可能になりました。2016年1月には、MN-001及びMN-002に関して、肝線維化を伴う進行型NASHを適応とする特許が米国特許商標庁から承認されたことをお知らせしました。さらに2016年3月には、MN-001及びMN-002に関して、高中性脂肪血症、高コレステロール血症及び高リポタンパク血症治療を適応とする特許が承認されております。

また、2014年6月に、IPFのマウスモデルにおける前臨床試験のポジティブな結果を発表し、IPFを適応とする臨床開発の準備を開始しました。その後の2014年10月、FDAはIPF治療を適応とするMN-001をオーファンドラッグに指定する決定を下しました。本決定により、MN-001がIPF適応において承認を受けた場合、7年間の市場独占期間が加算されます。さらに2015年9月には、FDAから、IPF治療を適応とするファストトラック指定を受けました。

その後の2015年10月に、ペンシルバニア大学において中等度から重度のIPF患者を対象とするフェーズ2臨床試験を開始したことをお知らせしております。また、2016年7月には、MN-001に対し、米国特許商標庁から線維症・線維化疾患一般に対する特許の承認を受けました。

MN-221（ベドラドリン）に関しましては、救急施設における喘息の急性発作患者を対象とするフェーズ2臨床試験を完了し、2012年10月に、FDAとの間でエンド・オブ・フェーズ2ミーティングを行いました。当該ミーティングにおいて、FDAは、MN-221のリスク/ベネフィットを検討の上、主治験の主要評価項目を入院率の減少などの臨床結果とすべきであると提言しました。すでに完了済みのフェーズ2臨床試験では、MN-221が喘息の急性発作による入院を削減する可能性が示唆されておりました。当社は、MN-221の開発において、主治験を開始する前に、用量感受性試験及び喘息急性発作での臨床試験デザインの最適化試験を実施することが必要であると考えています。現在は、開発をさらに進める前に、資金的なサポートを求めてパートナーを探している段階です。

当社は、進行型多発性硬化症、ALS、さまざまな依存症、NASH、IPF、喘息の急性発作、固形がんなどの治療のための臨床開発を目的として、MN-166、MN-001、MN-221、MN-029の4つの化合物を開発するライセンスを保持しております。

当社の戦略

当社のゴールは、まだニーズが満たされていない深刻な疾患治療のためにさまざまな医薬品を開発することによって、持続可能なバイオ医薬品事業を展開することです。そのためには、以下の戦略がキーとなっています。

○主として、希薄化を伴わない資金調達によって、多様な適応に対する MN-166 の開発を目指すこと。

当社は、MN-166 の多様なプログラムを、治験責任医師が出資する臨床治験、政府機関などの助成金を受けた臨床治験などを組み合わせて進めていく予定です。ただし、治験薬の供給と安全性に関する薬事関連のサポートを行うことに加え、当社はコンソーシアムからの資金供与による臨床治験にも一定の割合の資金を負担する場合があります。たとえば、当社は、一次進行型及び二次進行型の多発性硬化症を適応とする MN-166 のフェーズ 2 治験プログラムである NeuroNEXT 治験（NIH の助成金により実施開始）に対する資金負担を増やしているほか、ALS 治療を目的として、カロライナ・ヘルスケアシステムの神経科学研究所、神経筋/ALS・MDA センターで行われている臨床治験への資金負担を増やしています。また、当社は MN-166 の臨床開発に関して、さらに戦略的提携先を模索していきます。

○NASH、IPF など線維症疾患を適応として MN-001 を開発していくこと。

当社は MN-001 の開発プログラムについて、当社の資金負担による開発のみならず、助成金を受けて治験責任医師主導で行う開発や、助成金はないが治験責任医師が行うものなど、さまざまな開発形態を組み合わせて進展させていく予定です。

○一社以上の主要医薬品企業と戦略的提携を結び、後期段階の製品開発及び商品化を実現すること。

当社は、医薬品治療分野のリーダーと関係を構築、維持していきます。MN-166、MN-001、MN-221、MN-029 などのような後期開発段階の製品候補を探している主要な医薬品企業と、人での安全性と有効性の確認・検証を行うフェーズ 2 臨床治験の完了後直ちに、戦略的提携関係を築く準備があります。

当社の沿革

当社は、岩城裕一（M. D.、Ph. D.）及び清泉貴志（M. D.、Ph. D.）により、日本の医薬品会社である田辺製薬株式会社が過半数所有する子会社として、2000 年 9 月に設立されました。しかし、当社の経営は、現在、田辺製薬株式会社（現田辺三菱製薬株式会社）から完全に独立しております。

当社は、アメリカ合衆国 92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート 650、エグゼクティブ・スクウェア 4275 に、主たる事務所を有します。当社の電話番号は、+1-（858）373-1500 です。

主要な経営指標等の推移

以下の主要な経営指標等の推移は、当社の監査済連結財務書類からの抜粋であり、将来の経営成績を表示するものではありません。以下の主要な経営指標等の推移は、当社の連結財務書類及び連結注記表並びに「経営方針、財政状態及び経営成績の分析」の項に記載されている情報とともにお読みください。以下の数字の単位は、株式数及び一株当たりの数値を除き、千円ドルです。

	12月31日に終了した事業年度	
	2016年	2015年
損益計算書のデータ:		
営業費用:		
研究開発及びパテント費	\$ 3,519	\$ 3,017
一般管理費	7,363	5,805
営業費用合計	10,882	8,822
営業損失	(10,882)	(8,822)
その他の費用	(47)	(54)
支払利息	(0)	(1)
その他の収益	67	39
税引前当期純損失	(10,862)	(8,838)
法人税等	(4)	(7)
当社株主に帰属する当期純損失	\$ (10,866)	\$ (8,845)
基本及び希薄化後一株当たり当期純損失	\$ (0.33)	\$ (0.33)
基本及び希薄化後一株当たり当期純損失の計算に使用した株式数(株)	32,986,740	26,578,770
	12月31日現在	
	2016年	2015年
貸借対照表のデータ:		
現金及び現金同等物	\$ 24,118	\$ 22,077
運転資本	23,074	21,236
資産合計	39,813	37,906
累積欠損	(330,293)	(319,427)
株主資本合計	34,532	32,753

経営方針、財政状態及び経営成績の分析

以下の経営方針、財政状態及び経営成績の分析については、本年次報告書に記載する連結財務書類及び関連する連結注記表と併せてお読みいただく必要があります。下記に記載する内容には、リスクと不確実性を伴う将来予想に関する記述が含まれていますが、様々な要素により、当社の実績が、将来予想に関する記述において明示的又は黙示的に示された内容とは著しく異なる結果となる可能性があります。

概要

当社は、米国市場に商業上の重点を置き、医療ニーズが満たされていない重篤な疾病治療を対象とした新規性のある低分子治療法の獲得及び開発に特化したバイオ医薬品会社です。当社は、2000年9月にデラウェア州に設立されました。

当社は、設立当初より多額の純損失を計上しております。2016年12月31日に終了した事業年度における当社の純損失は、10.9百万米ドルでした。また設立当初から2016年12月31日までに、330.3百万米ドルの累積欠損を計上しています。当社は、既存の製品開発プログラムの開発を継続することにより今後数年間にわたり、また研究開発プログラムの拡張、並びに当社の製品、技術及び事業を補完するような製品、技術及び事業の取得又はライセンスの導入が実施された場合には長期間にわたり、相当額の純損失を計上するものと見込んでいます。

当社は現在、進行型多発性硬化症(MS)、筋萎縮性側索硬化症(ALS)並びにメタンフェタミン(覚醒剤)、オピオイド(麻薬)及びアルコール依存症といった薬物依存などの神経系疾患治療を適応とする MN-166(イブジラスト)、並びに非アルコール性脂肪性肝炎(NASH)や特発性肺線維症(IPF)をはじめとする線維症の治療を適応とする MN-001(タイペルカスト)の開発に注力しています。当社のパイプラインには、この他にも気管支喘息急性発作の治療を適応とする MN-221(ベドラドリン)及び固形癌の治療を適応とする MN-029(デニブリン)が含まれます。

当社は、2011年9月27日を発効日として、浙江医药股份有限公司 Zhejiang Medicine Co., Ltd. と北京美福润医药科技有限公司 Beijing Medfron Medical Technologies Co., Ltd. (旧 Beijing Make-Friend Medicine Technology Co., Ltd.) との間で、合弁会社を設立する契約を締結いたしました。本合弁契約により合弁会社 Zhejiang Sunmy Bio-Medical Co., Ltd. (以下、「Zhejiang Sunmy」)は、中国において MN-221 の開発及び商品化並びに更なる化合物の開発機会の探求を行うこととなります。当社が MN-221 のライセンスを Zhejiang Sunmy に供与するためには、サブライセンス契約が必要となります。本合弁契約に基づき、2012年3月に当社は Zhejiang Sunmy の持分 30%相当の対価として 680,000 米ドルを支払いました。本合弁契約における当社以外の当事者は合わせて、Zhejiang Sunmy の持分の 70%相当の資金を提供しました。2013年12月に Zhejiang Sunmy の取締役会は、中華人民共和国政府による承認を条件として、浙江医药股份有限公司 Zhejiang Medicine Co., Ltd. が本合弁契約から離脱することを認める本合弁契約の改定につき合意しました。2014年8月、中国政府は、浙江医药股份有限公司 Zhejiang Medicine Co., Ltd. の離脱を認める本合弁契約の改定を承認しました。2016年12月31日現在、北京美福润医药科技有限公司と当社の Zhejiang Sunmy に対する持分はそれぞれ 50%であり、この2社のいずれからも追加出資は行われていません。なお、当社は現在に至るまで未だ MN-221 のサブライセンス契約を Zhejiang Sunmy との間で締結していません。サブライセンス契約が締結される保証、及び Zhejiang Sunmy が中国で MN-221 の開発を進めることができる保証はありません。

Zhejiang Sunmy は変動持分事業体の会社ですが、当社はその主たる受益者には該当しません。なぜならば、当社は Zhejiang Sunmy の取締役会において過半数を占めておらず、同社の行為を指図する又は重要な影響力を及ぼす権限を有していないからです。当社は Zhejiang Sunmy が計上する損益を、同社に対する持分割合に応じて当社の連結財務書類に取り込む持分法によって会計処理しています。2016年12月31日現在、当社は Zhejiang Sunmy に対する投資を、損益の持分割合相当額を加減して、連結

貸借対照表の長期資産として計上しています。

当社は、人での安全性と有効性の確認・検証を行うフェーズ 2 臨床治験の完了後、後期開発段階の製品候補を求めている大手の製薬会社又はバイオテクノロジー企業と戦略的提携関係を築き、さらなる臨床開発及び製品の商品化を進める意向です。さらなる臨床開発に係る意思決定によっては、追加資本の調達を図る可能性があります。同時に当社は、潜在的な提携先及び米国外のマーケットにおける当社の研究開発プログラムに対するライセンスの導出先も模索してまいります。

営業収益及び営業原価

当社は、2016年12月31日及び2015年12月31日に終了した事業年度のいずれにおいても、収益を計上していません。

2011年10月、当社はキッセイ薬品との間で、2.5百万米ドルの払戻不要な前払金を対価として、MN-221に関連した研究開発役務を実施する契約を締結いたしました。本契約条項に従い、当社は、当該役務の実施に関連して生じる一切の費用を負担します。当該研究開発役務のうち一部は2013年及び2012年度中に完了しており、残りの部分も今後実施し、完了する見込みです。当社は、本研究開発に係る諸成果物を基準書に従って評価した結果、研究開発役務という一つの成果物が存在するものとして結論付けました。この2.5百万米ドルは繰延収益として当初認識されましたが、2013年末までにこのうちの0.8百万米ドルが収益に振替計上されています。なお、2016年度、2015年度及び2014年度いずれにおいても、キッセイ薬品との本契約に伴う収益は計上されていません。

研究開発及びパテント費

当社の研究開発及びパテント費は、主として、当社の製品候補にかかわるライセンス費用、従業員の給料その他の人件費、当社の製品開発プログラムの前臨床及び臨床開発に係る費用並びに薬事申請等の非臨床活動及び商品化に先立つ製造開発活動に係る費用から構成されています。当社は、臨床治験において使用される当社の化合物の製造並びに当社の製品候補の前臨床及び臨床開発に伴って行われる役務の多くを外部業者に委託しています。したがって研究開発及びパテント費には、主としてコンサルタント、受託臨床試験機関及び受託製造機関への業務委託料並びに当社の知的財産に関する法務、特許及び特許出願に係る専門家報酬及び費用を始めとするその他の外部委託業者への業務委託料が含まれます。内部の研究開発費用には、研究開発人員に支払う報酬その他費用、備品・消耗品費、施設関連費用及び減価償却費が含まれます。研究開発及びパテント費は、発生の都度、費用計上されますが、2017年度は、開発プログラムの進展に伴う当該費用の増加が見込まれています。

下表は各事業年度に発生した研究開発及びパテント費を、製品開発プログラム別にまとめたものです。人件費を含む費用で特定の製品開発プログラムに紐付けできないものは、「その他の研究開発費」として区分した項目に含まれています。

	(単位：千米ドル)	
	12月31日に終了した事業年度	
	2016年	2015年
外部開発費		
MN-221	6	9
MN-166	707	802
MN-001	364	191
MN-029	3	14
外部開発費合計	1,080	1,016
研究開発人員の費用	1,951	1,404
研究開発設備費	57	55
パテント費	369	356
その他の研究開発費	62	186
研究開発費合計	3,519	3,017

当社のゴールは、未だニーズが満たされていない深刻な疾患治療を対象とした高付加価値な治療分野において差別化された医薬品を開発することにより、持続可能なバイオ医薬品事業を展開することです。米国市場に重点を置く当社の戦略を構成する主要な要素は以下のとおりです。

- ・ 希薄化を伴わない資金調達による支援を得て、多様な適応に対する MN-166 (イブジラスト) の開発を目指すこと
当社は、MN-166 (イブジラスト) の多様なプログラムを、治験責任医師が出資する臨床治験、政府機関・その他の助成金を受けた臨床治験及び当社の資金負担による臨床治験を組み合わせることで進めていく予定です。治験薬の供給と薬事関連のサポートを行うことに加え、当社はコンソーシアムからの資金供与による臨床治験にも一定の割合の資金負担をしています。たとえば、当社は、主にアメリカ国立衛生研究所 (NIH) からの資金援助により実施されている進行型多発性硬化症を適応とする MN-166 (イブジラスト) の「多発性硬化症における二次進行型及び一次進行型イブジラスト NeuroNEXT 治験 (SPRINT-MS)」フェーズ 2 プログラムに対して資金拠出しています。加えて、現在継続中の ALS におけるバイオマーカー研究や ALS (筋萎縮性側索硬化症) を適応とする MN-166 (イブジラスト) の臨床治験への資金拠出も行っています。当社は今後も MN-166 (イブジラスト) に対する臨床開発支援を強化すべく、さらなる戦略的提携を図ってまいります。
- ・ NASH (非アルコール性脂肪性肝炎)、IPF (特発性肺線維症) 等の線維症疾患を適応とする MN-001 (タイペルカスト) の開発を推進すること
当社は MN-001 (タイペルカスト) について、当社の資金負担による開発のみならず、助成金を受けて治験責任医師主導で行う開発や、助成金はないが治験責任医師が行うものなど、さまざまな開発形態により推進してまいります。
- ・ 一社または複数社の主要医薬品企業と戦略的に提携し、後期段階の製品開発及び商品化を実現すること
当社は、医薬品治療分野における主要企業との関係を構築・維持していきます。当社は、人での安全性と有効性の確認・検証を行うフェーズ 2 臨床治験の完了後、MN-166、MN-001、MN-221、MN-029 などのような後期段階の製品候補を求めている大手の製薬会社と戦略的提携関係を築き、さらなる臨床開発及び製品の商品化を進める意向です。

一般管理費

当社の一般管理費は、主に、当社の総務、財務、人事、事業開発、法務、情報システムなどの業務機能に関連して支払われる給与・諸手当・コンサルティング料・専門職報酬、及び施設費・保険料から構成されています。一般管理費は、発生の都度、費用計上されます。

当社の一般管理費は、製品開発プログラムが成功し当社のインフラストラクチャーを拡張する必要がある場合、当社の製品開発プログラムを支援するために資金を調達する際、又は事業提携、ライセンス導出若しくは製品の売却・処分に関連して増加する事業開発活動に伴い、将来的に増加する可能性があります。

その他の収益及び費用

その他の収益は、主に現金及び現金同等物から得られる金利により構成されています。2016年及び2015年度中のその他の費用は、主に合弁事業に係る投資損失及び外貨建仕入債務に係る為替差損により構成されています。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務状態及び経営成績の分析は当社の連結財務書類に基づいており、これらは米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されています。当社は、連結財務書類の作成にあたって、見積り・前提を必要としますが、こうした見積り・前提は、資産、負債、収益及び費用の計上額及び偶発債務に関連する開示に影響を与えます。当社は、重要な見越勘定に関連する見積りを含め、見積りの継続的な見直しを行っています。当社の見積りはこれまでの実績及び特定の状況下において当社が合理的と判断するその他の様々な前提に基づいており、この結果が資産及び負債の帳簿価

額についての判断の基礎となります。実際の結果は、これらの見積りとは異なることもあり得ます。

当社の重要な会計方針は、本年次報告において別の場所に記載した連結財務書類に対する注記 1 により詳しく記載しています。当社の最も重要な会計上の見積り額としては、営業費用と未払費用に影響を与える研究開発及びパテント費、営業費用に影響する株式に基づく報酬費用並びにのれん及び買入無形資産の計上額などが含まれます。当社は定期的に見積り及び前提を見直し、必要と認められた会計期間にその影響額を反映させるようにしています。下記の会計方針は、当社の連結財務書類の作成に使用された判断及び見積りに不可欠なものです。

研究開発及びパテント費

当社は研究開発及びパテント費については、実施済み作業量の見積り、達成済みのマイルストーン、登録患者数及び過去の類似契約などの一定の契約上の要素に基づき、発生時に費用計上しています。その後、当該費用の実績額が明らかになった時点で、見越額の調整を行います。これまでのところ、研究開発及びパテント費の見積り額が実績額と大きくかい離したことはありません。

株式に基づく報酬費用

当社は、2013 年株式インセンティブ・プランに基づいて、従業員及び取締役に対してストック・オプションを付与しております。加えて当社には、修正及び改訂後 2004 年株式インセンティブ・プランに基づいて付与された未行使のストック・オプションがあります。さらに 2007 年従業員株式購入制度 (ESPP) に従い、常勤従業員は、当社の普通株式を、「申込期間の開始日における公正市場価格の 85%」又は「各 6 ヶ月の申込期間の終了日における公正市場価格の 85%」のいずれか低い方の価格にて、給与天引により購入することが認められています。これら全てのプランに基づいて提供される給付を行う場合、従業員に対して発行された、ストック・オプションや新株予約権を含む資本性金融商品の付与に対する株式に基づく報酬は、連結財務書類上の費用として認識しなければなりません。これらの報酬の費用は、当該株式報酬の付与日における公正価格により測定され、従業員が当該報酬の対価としてのサービス提供を求められる期間(通常の場合、権利確定期間)にわたり定額法により認識されます。当社は、従業員の業績に連動したストック・オプションを発行する場合があります。その後の権利の確定は、一定の業績目標の達成時に取締役会の決議に基づいて行います。この場合の付与日は取締役会の決議日になります。付与日に先立つ期間においてこれらの報酬費用は、各報告書日における公正価値にて測定されます。

ストック・オプションの公正価値の評価には、株価の変動率や満期までの残存期間など複数の変数の見積りが必要になりますが、それら見積りの変動は、株式に基づく報酬費用の計上額に重要な影響を及ぼします。

のれん及び買入無形資産

のれんは取得した事業の識別可能な正味の有形・無形資産の公正価値を取得対価が上回った際に認識されます。取得対価の配分、すなわち取得対価を、識別可能な取得した有形・無形資産及び引き受けた負債に、それぞれの公正価値に基づいて配分するに当たっては、広範囲にわたる会計上の見積もりと判断が要求されます。更に、取得対価の一部をのれんに配分できるのは、「事業」を結合した場合に限られるため、当社は被取得企業が、「事業」を構成するのか、それとも正味の資産グループであるのかを判断しなければなりません。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産は償却をせず、毎年度実施される減損テストの対象となります。耐用年数を確定できる無形資産に配分された金額と耐用年数を決定するためには見積もりと判断が必要になります。これらの判断は当社の経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。のれん及び仕掛研究開発費 (IPR&D) は、耐用年数が確定できないものとみなされており、取得原価で計上されています。2016 年 12 月 31 日及び 2015 年 12 月 31 日現在のいずれにおいても、当社が計上したのれん及び IPR&D は、それぞれ 9.6 百万米ドル及び 4.8 百万米ドルであります。

当社は、のれん及び耐用年数を確定できない買入無形資産について、少なくとも毎年第4四半期に、また減損の兆候が認められた場合にはより高い頻度で減損テストを行います。減損評価は、当社が単一セグメントかつ単一報告単位で運営されていると仮定して実施しております。減損が発生した場合、のれんの帳簿価額に対して公正価値までの評価下げを行います。のれんの減損テストでは、報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回る確率が高いか否かを判断するにあたって、定性的情報を考慮することが求められています。仮に下回る確率が高いと判断された場合には、従来通り、2段階ののれんの減損テストが適用されます。まず第1段階では、潜在的な減損を識別するため、報告単位の公正価値とのれんを含む帳簿価額を比較します。報告単位の帳簿価額が公正価値を超える場合、第2段階のテストを行う必要がありますが、超えていない場合には潜在的な減損は存在しないことになるため、これ以上のテストは不要です。第2段階では、減損損失の額を測定するため、報告単位ののれんの想定公正価値と帳簿価額を比較します。報告単位ののれんの帳簿価額が想定公正価値を超える場合、その超過額が減損損失として認識されます。なお当社の財務諸表に表示された全ての期間について、のれんの減損は発生していません。

当社は、長期性資産の帳簿価額及び見積耐用年数を決めるにあたって、当初採用した前提や論拠について定期的に見直しています。これらの評価規準には、当社の事業目的における当該無形資産の戦略的重要性に加えて、将来にわたって営業利益とプラスのキャッシュ・フローを生み出す当該資産の継続的な能力についての経営者による見積もりが含まれます。もし資産が減損していると認められた場合、資産の帳簿価額がその公正価値を上回る金額が減損損失として計上されます。

新会計基準の公表

新会計基準の公表による影響についての詳細は、連結注記表の「1. 組織及び重要な会計方針の概要」に記載しています。

経営成績

2016年12月31日に終了した年度と2015年12月31日に終了した年度の比較

収益

当社は、2016年12月31日及び2015年12月31日に終了した事業年度のいずれにおいても、収益を計上していません。

研究開発及びパテント費

2016年12月31日に終了した事業年度の研究開発及びパテント費は、2015年12月31日に終了した事業年度の研究開発及びパテント費と比べて0.5百万米ドル増加しました。この増加は主として、当社の株価上昇等に伴い、業績目標に対する達成度に基づく（研究開発にかかわる）役職員への株式報酬の評価額が上昇し、費用計上額が増加したことによるものです。

一般管理費

2016年12月31日に終了した事業年度の一般管理費は、2015年12月31日に終了した事業年度の一般管理費と比べて1.6百万米ドル増加しました。この増加は主として、当社の株価上昇に伴い、業績目標に対する達成度に基づく（一般管理業務にかかわる）役職員への株式報酬の評価額が増加したこと、及び、全社的事項に関連する法務費用が増加したことによるものです。

その他の費用

2015年12月31日に終了した事業年度のその他の費用は約54千米ドルであったのに対し、2016年12月31日に終了した事業年度のその他の費用は約47千米ドルでした。その他の費用は、持分法適用JVに係る持分割合に応じた投資損失と外貨建仕入債務に係る為替差損（純額）で構成されています。その他の費用の減少は、主に対人民元の為替レート変動により、2016年度及び2015年度のJVに係る為替換算において追加的な損失を計上したことによるものです。

その他の収益

2015年12月31日に終了した事業年度のその他の収益は約39千米ドルであったのに対し、2016年12月31日に終了した事業年度のその他の収益は、約67千米ドルでした。その他の収益は、2016年度及び2015年度における現金及び現金同等物に係る受取利息であります。

流動性及び資本の源泉

当社は2016年及び2015年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ10.9百万米ドル及び8.8百万米ドルの当期純損失を計上しました。2016年12月31日現在における当社の累積欠損の額は、330.3百万米ドルであります。なお、これまで当社の営業損失に対する資金補填は、主として当社株式関連証券の私募、当社普通株式の公募、長期借入、提携先との開発契約及び創業者のワラント行使による資金調達（うち一部は自社株買戻しに使用）により行われてきました。

下表は、2016年及び2015年12月31日に終了した事業年度におけるキャッシュ・フローの要約です。

	(単位：千米ドル)	
	2016年12月期	2015年12月期
営業活動によるキャッシュ・フロー	△6,546	△7,152
投資活動によるキャッシュ・フロー	△84	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,666	17,564
合計	2,036	10,410

株式発行による資金調達

当社は、2015年5月22日付けで、MLV & Co. LLC (MLV) との間で ATM 新株販売代理契約（以下「本 ATM 契約」）を締結しました。同契約により、当社は MLV を通じ、当社普通株式を発行価格総額 30.0 百万米ドルを上限として随時売却することができます。MLV を通じて普通株式を売却する場合には、1933 年証券取引法（その後の改正を含む）に基づき公布された Rule 415 における定義上で「市場を通じた」株式発行とみなされるあらゆる方法にて売却が実施されます。これらの方法には、NASDAQ 及びその他の既設の普通株式の売買市場で直接売却する方法、並びに、マーケットメーカーへの売却及びマーケットメーカーを通じた売却方法が含まれます。また、当社の事前承認を前提に、MLV は普通株式を相対取引で売却することもできます。当社は、MLV に対して手数料として、同契約に基づき売却された普通株式による手取金総額の 4.0% を上限として支払うことに合意しました。当社の手取金は、MLV に売却される当社普通株式の数及び各取引における 1 株当たりの購入価格に左右されます。当社は、同契約上、株式を売却するいかなる義務も負わず、また、いつでも書面通知により同契約を解約できます。

当社は、2015年8月24日付けで、買取引受方式により、1株当たり3.50米ドルで当社普通株式5,000,000株の公募増資を完了し、これにより総額で17.5百万米ドル、純額で約16.0百万米ドルの手取金を受領しています。手取金の純額は、手取金の総額から引受ディスカウント・手数料及び公募費用を控除した額です。

当社は、2016年9月16日付けで、本 ATM 契約に対する修正契約書第1号を MLV と締結し、FBR Capital Markets & Co. (FBR) を販売代理人に加えました。

当社は、2016年12月31日に終了した事業年度において、本 ATM 契約に従った当社普通株式の売却により総額で264,000米ドルの手取金を受領し、当社普通株式36,248株を1株当たり6.90米ドルから7.54米ドルまでの間の価格で売却したことに伴い95,000米ドルの発行費用を計上しました。2015年12月31日に終了した事業年度においては、当社普通株式7,800株を1株当たり4.16米ドルから4.23

米ドルまでの間の価格で売却し、総額で 32,700 米ドルの手取金を受領し、121,500 米ドルの発行費用を計上しました。

ワラント

2016 年 12 月 31 日に終了した事業年度において、2,131,700 個のワラントが行使され、総額で 7.6 百万米ドルの手取金を受領した一方、207,600 個のワラントが未行使のまま失効いたしました。また、2015 年 12 月 31 日に終了した事業年度においては、252,200 個のワラントが行使され、総額で 0.9 百万米ドルの手取金を受領しています。

2016 年 12 月 31 日現在、当社が保有している未行使のワラントは、以下の通りです。

- ・ 1株当たり行使価格6.06ドルで2017年5月10日に失効する普通株式のワラント：198,020個
- ・ 1株当たり行使価格3.15ドルで2018年5月9日に失効する普通株式のワラント：750,000個
- ・ 1株当たり行使価格3.38ドルで2018年5月9日に失効する普通株式のワラント：119,047個

将来の財務状況及び流動性に影響を与える可能性のある要素

2016 年 12 月 31 日現在、当社の現金及び現金同等物は 24.1 百万米ドルで、運転資本は 23.1 百万米ドルでした。本報告書の提出日現在、当社は、少なくとも 2018 年 12 月 31 日までの事業運営にあたって十分な運転資本を確保しているものと考えています。

当社の将来的な資金需要は多くの要素に左右されます。例えば、以下のような要素が挙げられますが、これらに限定されるわけではありません。

- ・ 将来の臨床治験及びその他の研究開発の進捗及び費用
- ・ 当社の製品開発プログラムの範囲、優先順位及び件数
- ・ 臨床治験、薬事承認又は商取引上の事象に関する様々なマイルストーンの達成時に、将来的なマイルストーンの支払が生じる取り決めになっているライセンス契約における当社の義務
- ・ ライセンス付与その他の取り決め等を含む戦略的な協働関係を構築・維持する能力及びさらなる製品候補を取得する当社の能力
- ・ 薬事承認の取得に係る期間及び費用
- ・ 当社の製品候補の臨床治験用生産又は商業生産に要する製造手配を確実にを行うための費用
- ・ 当社の経営陣、人員、システム及び設備を拡充するために必要な費用
- ・ 訴訟に関する費用
- ・ 当社が取得する可能性のある事業の運営又は縮小に関する費用
- ・ 特許権その他の知的財産権の出願、侵害の告発、行使及び防御に関する費用
- ・ 当社の製品候補の販売について薬事承認を取得した場合に必要な、販売及びマーケティング機能並びに商品化活動の構築に要する費用又はこれらを外部に請負わせるために要する費用

その他の重要な契約債務

下表は、当社の将来的な流動性に影響を与える可能性がある長期的な契約債務の 2016 年 12 月 31 日現在における予想推移をまとめたものです。

契約債務	支払期限までの期間 (単位：千米ドル)				
	合計	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年超
オペレーティング・リース	181	180	1	-	-
研究開発役務 (注 1)	2,351	-	2,351	-	-
合計 (注 2)	2,532	180	2,352	-	-

注記

- (1) 2011年10月、当社は、キッセイ薬品との間で、2.5百万米ドルの払戻不要な前払金を対価として、MN-221に関連した研究開発を実施する契約を締結いたしました。当社は、これらの役務の実施において生じる一切の費用を負担します。上表には今後行わなければならない全ての役務の実施にあたり発生が見込まれる費用が含まれています。
- (2) 当社はまた、臨床治験の実施、当社の製品候補の製造、データ収集及び分析、並びに当社の製品開発プログラムに関連するその他業務のため第三者と契約を締結します。これらの契約に基づく当社による支払債務は、当社の製品開発プログラムの進捗に依存するため、当社がこうした契約に基づき負担することになる将来的な費用を現時点で見積ることはできません。

オフバランス取引

2016年12月31日現在、当社は、オフバランス取引を促進する目的で、又はその他契約により狭く限られた目的で設立される、ストラクチャード・ファイナンスに係る変動持分事業体（VIE）や特別目的事業体（SPE）など連結対象外の事業体や金融上のパートナーシップとの関係は一切ありません。また当社は、証券取引所で売買されない取引契約に関わる売買活動も行っておりません。その結果、当社はもしそのような関係があれば生じ得るいかなる資金調達上のリスク、流動性リスク、マーケット・リスク或いは信用リスクにも晒されていません。本報告書における開示事項を除き、当社又は当社の関連当事者との非独立的な関係から便益を得ている個人又は事業体との関係及び取引はありません。

市場リスクについての定量的及び定性的な開示

該当事項はありません。

独立登録会計事務所の報告書

カリフォルニア州ラ・ホイヤ
メディシノバ・インク
取締役会及び株主 御中

私どもは、添付のメディシノバ・インクの2016年及び2015年12月31日現在の連結貸借対照表、並びに2016年12月31日をもって終了した事業年度までの2期間の連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。これらの連結財務書類の作成責任は会社の経営者にあり、私どもの責任は、私どもの監査に基づいて、これらの連結財務書類に対する監査意見を表明することにある。

私どもは、米国公開企業会計監視委員会基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、上記の財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し実施することを要求している。監査は、財務書類における金額や開示の基礎となる証拠を試査によって検証することを含んでいる。監査はまた、経営者が採用した会計原則及び経営者が行った重要な見積りの評価も含め、財務書類全体の表示に関する評価を含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもの意見では、上記の連結財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、メディシノバ・インクの2016年及び2015年12月31日現在の連結財政状態、及び2016年12月31日をもって終了した事業年度までの2期間の連結経営成績及び連結キャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示している。

私どもは、トレッドウェイ委員会組織委員会(COSO)が公表した「内部統制の統合的枠組み」(2013年改訂版)に基づき、2016年12月31日現在のメディシノバ・インクの財務報告に係る内部統制について、米国公開企業会計監視委員会基準に準拠して監査を行い、2017年2月14日付報告書で適正意見を表明した。

BDO USA・エルエルピー

カリフォルニア州ラ・ホイヤ
2017年2月14日

独立登録会計事務所の報告書

メディシノバ・インク

取締役会及び株主 御中

私どもは、添付のメディシノバ・インクの2014年2014年12月31日をもって終了した事業年度の連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。これらの連結財務書類の作成責任は会社の経営者にあり、私どもの責任は、私どもの監査に基づいて、これらの連結財務書類に対する監査意見を表明することにある。

私どもは、米国公開企業会計監視委員会基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、上記の財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し実施することを要求している。監査は、財務書類における金額や開示の基礎となる証拠を試査によって検証することを含んでいる。監査はまた、経営者が採用した会計原則及び経営者が行った重要な見積りの評価も含め、財務書類全体の表示に関する評価を含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもの意見では、上記の連結財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、メディシノバ・インクの2014年12月31日をもって終了した事業年度の連結経営成績及び連結キャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示している。

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

カリフォルニア州サンディエゴ市

2015年3月12日

【連結財務書類】

(1) 連結貸借対照表

	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
	米ドル	米ドル
資産		
流動資産：		
現金及び現金同等物	24,118,037	22,076,749
前払費用及びその他の流動資産	585,810	649,457
流動資産合計	24,703,847	22,726,206
のれん	9,600,240	9,600,240
仕掛研究開発費 (IPR&D)	4,800,000	4,800,000
JV投資	618,330	650,470
有形固定資産 (純額)	90,717	20,430
その他の長期資産	—	108,977
資産合計	39,813,134	37,906,323
負債及び株主資本		
流動負債：		
買掛債務	367,275	170,786
未払債務	1,262,800	1,319,720
流動負債合計	1,630,075	1,490,506
長期繰延賃料及びリース負債	967	12,680
繰延税金負債	1,956,000	1,956,000
長期繰延収益	1,694,163	1,694,163
負債合計	5,281,205	5,153,349
株主資本：		
優先株式 額面0.01米ドル		
授權株式数		
2016年及び2015年12月31日現在 3,000,000株	—	2,200
発行済株式数		
2016年12月31日現在 一株		
2015年12月31日現在 220,000株		
普通株式 額面0.001米ドル		
授權株式数		
2016年及び2015年12月31日現在 100,000,000株	34,525	29,957
発行済株式数		
2016年12月31日現在 34,523,678株		
2015年12月31日現在 29,956,495株		
払込剰余金	364,886,468	352,250,667
その他の包括損失累計額	△96,000	△102,765
累積欠損	△330,293,064	△319,427,085
株主資本合計	34,531,929	32,752,974
負債及び株主資本合計	39,813,134	37,906,323

添付の連結財務書類の注記を参照のこと。

(2) 連結損益及び包括利益計算書

	12月31日に終了した事業年度	
	2016年	2015年
	米ドル	米ドル
営業収益	—	—
営業費用：		
研究開発及びパテント費	3,519,172	3,017,169
一般管理費	7,362,662	5,805,217
営業費用合計	10,881,834	8,822,386
営業損失	△10,881,834	△8,822,386
その他の費用	46,584	54,206
支払利息	454	514
その他の収益	66,647	39,386
税引前当期純損失	△10,862,225	△8,837,720
法人税等	△3,754	△7,359
当社株主に帰属する当期純損失	△10,865,979	△8,845,079
基本及び希薄化後1株当たり当期純損失	△0.33	△0.33
基本及び希薄化後1株当たり当期純損失の計算に 使用した株式数	32,986,740株	26,578,770株
当社株主に帰属する当期純損失	△10,865,979	△8,845,079
その他の包括損失（税引後）：		
為替換算調整勘定	6,765	△1,788
包括損失	△10,859,214	△8,846,867

添付の連結財務書類の注記を参照のこと。

(3) 連結株主資本等変動計算書

	優先株式		普通株式		払込剰余金 金額 米ドル	その他の包括	累積欠損 金額 米ドル	株主資本合計 金額 米ドル
	株式数	金額 米ドル	株式数	金額 米ドル		損失累計額 金額 米ドル		
2014年12月31日残高	220,000	2,200	24,436,317	24,437	332,666,935	△100,977	△310,582,006	22,010,589
株式に基づく報酬費用	-	-	-	-	2,025,500	-	-	2,025,500
従業員株式購入制度 における普通株式発行	-	-	35,178	35	89,874	-	-	89,909
ATM新株購入及び販売代理契約 における普通株式発行	-	-	232,800	233	607,295	-	-	607,528
普通株式発行(発行費用控除後)	-	-	5,000,000	5,000	15,988,683	-	-	15,993,683
ワラント行使	-	-	252,200	252	872,380	-	-	872,632
当期純損失	-	-	-	-	-	-	△8,845,079	△8,845,079
為替換算調整勘定	-	-	-	-	-	△1,788	-	△1,788
2015年12月31日残高	220,000	2,200	29,956,495	29,957	352,250,667	△102,765	△319,427,085	32,752,974
株式に基づく報酬費用	-	-	-	-	3,972,533	-	-	3,972,533
従業員株式購入制度 における普通株式発行	-	-	26,650	27	87,702	-	-	87,729
ATM新株購入及び販売代理契約 における普通株式発行	-	-	36,248	36	159,493	-	-	159,529
優先株式の普通株式への転換	△220,000	△2,200	2,200,000	2,200	-	-	-	-
オプション行使による普通株式 発行	-	-	172,585	173	829,353	-	-	829,526
ワラント行使	-	-	2,131,700	2,132	7,586,720	-	-	7,588,852
当期純損失	-	-	-	-	-	-	△10,865,979	△10,865,979
為替換算調整勘定	-	-	-	-	-	6,765	-	6,765
2016年12月31日残高	-	-	34,523,678	34,525	364,886,468	△96,000	△330,293,064	34,531,929

添付の連結財務書類の注記を参照のこと。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

	12月31日に終了した事業年度	
	2016年	2015年
	米ドル	米ドル
営業活動：		
当期純損失	△10,865,979	△8,845,079
当期純損失から営業活動により生成された（使用された）現金（純額）への調整：		
非現金の株式に基づく報酬費用	3,972,533	2,025,500
減価償却費及び償却費	14,127	26,704
その他の包括利益の変動による税効果	△1,901	—
持分法による投資損益	32,139	34,319
営業資産及び負債の変動：		
前払費用及びその他の資産	175,495	△284,538
買掛債務、未払債務及びその他の流動負債	127,373	△109,276
営業活動によるキャッシュ・フロー（純額）	△6,546,213	△7,152,370
投資活動：		
有形固定資産の取得	△84,483	△2,320
投資活動によるキャッシュ・フロー（純額）	△84,483	△2,320
財務活動：		
普通株式の発行並びにストック・オプション及びワラントの行使による収入（発行費用控除後）	8,577,907	17,473,843
従業員株式購入制度に基づく株式の発行による収入	87,729	89,909
財務活動によるキャッシュ・フロー（純額）	8,665,636	17,563,752
現金に係る換算差額	6,348	△1,748
現金及び現金同等物の増減	2,041,288	10,407,314
現金及び現金同等物の期首残高	22,076,749	11,669,435
現金及び現金同等物の期末残高	24,118,037	22,076,749
キャッシュ・フローに係る追加情報：		
法人所得税支払額	6,035	7,443

添付の連結財務書類の注記を参照のこと。

(5) 連結注記表

1 組織及び重要な会計方針の概要

組織と事業

当社は、2000年9月にデラウェア州に設立され現在は公開企業です。当社の株式は米国及び日本で上場され、ナスダック・グローバル市場及び東京証券取引所のジャスダック市場において売買されています。当社は、米国市場に商業上の重点を置き、医療ニーズが満たされていない重篤な疾病治療を対象とした新規性のある低分子治療法の獲得及び開発に特化したバイオ医薬品会社です。当社は現在、進行型多発性硬化症（MS）、筋萎縮性側索硬化症（ALS）並びにメタンフェタミン（覚醒剤）、オピオイド（麻薬）及びアルコール依存症といった薬物依存などの神経系疾患治療を適応とするMN-166（イブジラスト）、並びに非アルコール性脂肪性肝炎（NASH）や特発性肺線維症（IPF）をはじめとする線維症の治療を適応とするMN-001（タイペルカスト）の開発に注力しています。当社のパイプラインには、この他にも気管支喘息急性発作の治療を適応とするMN-221（ベドラドリン）及び固形癌の治療を適応とするMN-029（デニブリン）が含まれます。

2016年12月31日現在、当社の現金及び現金同等物は24.1百万米ドル、運転資本は23.1百万米ドルでした。

連結の原則

当連結財務書類は、メディシノバ・インク及びその完全所有子会社メディシノバ・リミテッド（ヨーロッパ）、メディシノバ製薬株式会社及びアヴィジェン・インク（Avigen, Inc.）の勘定を含んでおります。連結会社間取引及び子会社投資勘定はすべて、連結に当たり相殺消去されています。メディシノバ・リミテッド（ヨーロッパ）は2006年にイングランドの法律に基づき設立されました。2016年12月31日現在、メディシノバ・リミテッド（ヨーロッパ）に関連する重要な取引はありません。メディシノバ製薬株式会社は2007年に日本で設立されました。

セグメント情報

当社は医療ニーズが満たされていない重篤な疾病治療を対象とした低分子治療法の獲得及び開発という単一の事業セグメントにより事業を展開しています。

見積りの使用

添付の連結財務書類は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（米国会計基準）に準拠して作成されています。米国会計基準に準拠した連結財務書類を作成するために、経営者は、財務諸表作成日現在の資産・負債の計上額及び偶発資産・負債の開示、並びに報告期間における費用計上額に影響を与える見積り及び仮定を行わなければなりません。実際の結果は、これらの見積りとは異なることもあり得ます。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金並びに取得日後3ヶ月以内に満期日が到来する容易に換金可能なその他の投資で構成されています。2016年12月31日現在の現金同等物は、マネー・マーケット・ファンドです。

集中と信用リスク

当社は資金を複数の金融機関に保有しており、それらの残高は連邦預金保険公社により保護される250,000米ドルを通常は超えています。当社はまたマネー・マーケット・ファンドを複数の金融機関に保有しておりますが、その主な運用先が米国政府証券ではあるものの、それらに対する政府の保護はありません。当社はこれまでそれらの口座でいかなる損失も被ったことはなく、経営者は、そのような現金及び現金同等物に関する重要な信用リスクを当社は負っていないと考えています。

金融商品の公正価値

当社の現金及び現金同等物、前払費用及びその他の流動資産並びに買掛債務及び未払債務を含む金融商品は取得原価で計上していますが、これらの金融商品は満期までの期間が短いことから、経営者は、当該取得原価を公正価値に近似する金額であると考えています。

のれん及び買入無形資産

当社はこのれん及びその他の無形資産を取得時の当該資産の公正価値により計上しています。取得資産の公正価値を評価するのに際して当社は、詳細な会計上の見積りと判断に基づき購入対価を、取得した有形資産及び無形資産純額の公正価値に配分しています。当社は取得した無形資産の価値を見積るにあたってDCF法を使っています。

当社はこのれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、毎年第4四半期中、又は減損の兆候が認められる場合はより高い頻度で、公正価値評価の技法により減損テストを行っています。減損評価は、当社が単一セグメントかつ単一報告単位で運営されていると仮定して実施しております。減損が発生した場合、のれんの帳簿価額に対して公正価値までの評価下げを行います。のれんの減損テストでは、報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回る確率が高いか否かを判断するにあたって、定性的情報を考慮することが求められています。仮に下回る確率が高いと判断された場合には、従来通り、2段階ののれんの減損テストが適用されます。まず第1段階では、潜在的な減損を識別するため、報告単位の公正価値とのれんを含む帳簿価額を比較します。報告単位の帳簿価額が公正価値を超える場合、第2段階のテストを行う必要がありますが、超えていない場合には潜在的な減損は存在しないことになるため、これ以上のテストは不要です。第2段階では、減損損失の額を測定するため、報告単位ののれんの想定公正価値と帳簿価額を比較します。報告単位ののれんの帳簿価額が想定公正価値を超える場合、その超過額が減損損失として認識されます。なお当社の財務諸表に表示された全ての期間について、のれんの減損は発生していません。

当社は長期性資産の帳簿価額及び耐用年数を決定するにあたって当初採用した仮定や論拠について、定期的に再評価を行っています。これらの評価に用いられる規準には、当社の事業目的における無形資産の戦略的重要性だけでなく、資産が将来にわたって営業活動による利益とキャッシュ・フローを生み出す継続的な能力についての経営者による見積りが含まれます。もし資産が減損していると認められた場合、当該資産の帳簿価額が公正価値を上回る金額が減損損失として認識されます。

研究開発及びパテント費

研究開発費は発生した期に費用計上しており、主に従業員の給料その他の人件費、施設費及び減価償却費、研究開発用の部材費、ライセンス費用及び外注業者への業務委託料などが含まれます。2016年及び2015年12月31日に終了した事業年度における研究開発費の総額は、それぞれ3.1百万米ドル及び2.7百万米ドルでした。

特許の出願及び特許化を目指すための費用は、回収可能性が不確実なため発生時に全額費用計上しています。当社は、特許の出願に関連する全ての外部費用を研究開発及びパテント費に含めています。2016年及び2015年12月31日に終了した事業年度におけるパテント関連費用の総額はそれぞれ0.4百万米ドル及び0.3百万米ドルでした。

株式に基づく報酬費用

当社はストック・オプションの公正価値を、付与日現在において、ブラック＝ショールズ・オプション評価モデルを用いて見積っています。当社は、確定すると見込まれる資本性金融商品の公正価値を認識し、株式に基づく報酬を得るために必要な勤務期間（通常3年から4年）にわたり定額法により償却しています。但し、当社の株式報酬制度の下では、取締役会が妥当と考える権利確定スケジュールを設定することが可能です。

1 株当たり純損失

当社は基本1株当たり純損失を、自己株式を除いた発行済普通株式の期中加重平均株式数で除して計算しています。希薄化後1株当たり純損失は、自己株式を除いた発行済普通株式及び潜在的に希薄化効果を有する証券（普通株式同等物）の期中加重平均株式数で除して計算しております。自己株式方式により決定される発行済普通株式同等物は、当社におけるストック・オプションの取決め及びワラントに基づき発行される可能性のある株式より構成されます。普通株式同等物は逆希薄化効果があるため、当社の財務諸表に表示された全ての期間について希薄化後1株当たり純損失の計算から除外されています。

以下の潜在的に希薄化効果を有する証券は、逆希薄化効果があるため、当社の財務諸表に表示された全ての期間について希薄化後一株当たり損失の計算から除外しています。

	12月31日現在 (株)	
	2016年	2015年
転換型優先株式（転換後）	-	2,200,000
ストック・オプション	4,432,017	4,133,969
ワラント	1,067,067	3,406,367
合計	5,499,084	9,740,336

組替再表示

当事業年度の表示との整合を図るため、連結財務諸表の一部について組替再表示を行っています。

新会計基準の公表

2014年5月、米国財務会計基準審議会（以下「FASB」）は、現行の収益認識基準を改訂しました。本改訂は、企業は収益の認識を、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で表すように行わなければならないという原則に基づいています。当社は2018年1月1日より本改訂を適用する必要がありますが、2017年1月1日より開始する事業年度からの早期適用も認められています。本改訂の適用にあたっては、表示される過去の各報告期間に遡及適用する方法、または本基準を遡及適用することによる累積的影響額を適用開始日に認識する方法のいずれかが選択できます。本基準の適用は、当社の連結財務諸表に重要な影響を与えることはないものと見込んでいます。

2016年2月、FASBは「リース」（ASU No. 2016-02）を公表しました。本基準により借手は、従前の基準においてオペレーティング・リースとして区分されてきたリースについて、リース資産及びリース債務を認識することになります。この新基準により確立された使用権（ROU）モデルによれば、借手はリース期間が12ヶ月を超えるリースすべてについて、使用権資産とリース債務を貸借対照表に計上することが義務付けられます。この新基準は、2018年12月16日以降に開始する事業年度及び当該事業年度の期中会計期間より適用されますが、早期適用も認められています。経営者は現在、本基準の適用が当社の財務諸表に与える影響について評価中です。

2016年3月、FASBは「従業員に対する株式に基づく報酬に関する会計処理の改善」（ASU No. 2016-09）を公表しました。本指針は、株式に基づく報酬に係る取引の会計処理の諸側面を簡素化するので、このような側面には、当該報酬に関連する法人所得税上の影響、当該報酬の資本または負債のいずれかへの区分、及びキャッシュ・フロー計算書上の表示区分が含まれます。この新基準は、2016年12月16日以降に開始する事業年度及び当該事業年度の期中会計期間より適用されますが、早期適用も認められています。本基準の適用は、当社の連結財務諸表に重要な影響を与えることはないものと見込んでいます。

2014年8月、FASBは「財務諸表の表示－継続企業」（ASU No. 2014-15）を公表しました。この新たな指針により、経営者には、財務諸表の公表日（又は該当する場合、財務諸表が公表可能となる日）から1年以内に継続企業として存続する企業の能力について重大な疑義をもたらすような状況又は事象が存在するか否かについて、評価することが要求されます。経営者は、この評価を通期及び期中財務報告期間のいずれに対しても行うことが求められると共に、重大な疑義が存在するとの結論に至った場合、又は経営者が策定した計画により継続企業として存続する企業の能力についての重大な疑義が軽減される場合には、一定の開示を行わなければなりません。本基準は、2016年12月16日以降に終了する事業年度より適用されますが、早期適用も認められています。当社は、2016年12月31日付けで本基準の適用を開始しましたが、本基準の適用は、当社の財務諸表に重要な影響を与えることはないものと見込んでいます。

2017年1月、FASBは「無形資産－のれん及びその他（Topic 350）：のれんの減損に関する会計処理の簡素化」（ASU No. 2017-04）を公表しました。本基準は、のれんの減損テストからステップ2を削除することで、のれんの当初認識後の測定を簡素化するものです。本基準は、2019年12月16日以降に開始する事業年度及び当該事業年度の期中会計期間より適用されますが、2017年1月2日からの早期適用も認められています。本基準の適用は、当社の連結財務諸表に重要な影響を与えることはないものと見込んでいます。

2 収益認識

収益の計上基準

収益はマイルストーン・ペイメントと研究開発に係る役務によって構成されています。マイルストーン・ペイメントは事前に定められた科学的事象が達成されたときに収益計上されますが、その達成には相応の取り組みが求められるため、契約開始時においてマイルストーンが達成される保証はありません。マイルストーン・ペイメントが第三者による履行を唯一の条件としていることでマイルストーン法による会計処理の要件を満たすことができない場合、当該マイルストーン・ペイメントは、偶発収益として会計処理されます。一方、研究開発に係る役務は、当該役務の提供期間にわたる治験研究費の発生に応じて収益計上されます。その他のすべての収益は、次の4つの要件が全て満たされたときに計上しています。

- (1) 取引の存在を証明する説得力のある証拠が存在すること
- (2) 財貨及び／又はサービスが提供されていること
- (3) 販売価格が確定しているか確定可能であること
- (4) 回収が合理的に保証されていること

ジェンザイム社

2005年12月にアヴィジェン社とジェンザイム社は契約（以下「ジェンザイム契約」）を締結しました。ジェンザイム契約によって、ジェンザイム社はアヴィジェン社から遺伝子治療の知的財産、開発プログラム及びその他の関連資産を当初12.0百万米ドルで取得すること、さらに当社が以前に開発した技術をジェンザイム社が利用して製品開発に成功した場合、アヴィジェン社は追加でマイルストーン・ペイメント、サブライセンス・フィー及びロイヤリティ収入を得ることが取り決められました。その後2009年12月にアヴィジェン社は当社に買収され、ジェンザイム社との契約による権利義務も承継されました。もしジェンザイム社が、供与された技術による製品の商品化やマーケティングに積極的に取り組まない場合には、ジェンザイム契約の規定に従い、同社に供与された権利の一部が将来当社のもとに戻る可能性があります。

ジェンザイム社に製品開発の責任があり、そして当社は実質的なサービス提供努力を要請することもないため、ジェンザイム契約による開発マイルストーンは、マイルストーン・ペイメントの収益

認識に関して基準書が定める実質的なマイルストーン義務の定義を満たしません。当社はジェンザイム契約における非実質的なマイルストーン6.0百万ドルが2013年度に稼得されたものと判断していますが、当年度における財務諸表の表示期間において、これ以外マイルストーンは稼得されていません。

キッセイ薬品工業株式会社

2011年10月、当社は、2.5百万米ドルの返済不要な手取り金を対価として、キッセイ薬品工業株式会社（以下「キッセイ薬品」）との間でMN-221に関連して研究開発を実施する契約を締結いたしました。本契約の条項に従い、当社は、これらの研究開発の実施に関連して生じる一切の費用を負担します。これらの研究開発のうち一部は2013年及び2012年度中に完了しており、残りの部分は2017年度以降に実施及び完了することが予想されます。当社は、本研究開発に係る諸成果物を基準書に従って評価した結果、研究開発役務という一つの成果物が存在するものとして結論付けました。以上の状況を踏まえ、本件の収益計上については、研究開発の実施に応じて行っています。またキッセイ薬品から受領した一時金から収益計上額を控除した金額は、貸借対照表上で長期繰延収益として計上されており、今後は残りの研究開発の実施にしたがって収益が計上されていきます。2016年度及び2015年度において、キッセイ薬品との契約に関連する収益は計上されていません。

3 公正価値の測定

公正価値とは、市場参加者間の秩序ある取引において、資産の売却により受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格、すなわち出口価格を指します。従って公正価値は、市場参加者が資産又は負債の価格付けを行う際に用いるであろう仮定に基づいて決定される市場を基礎とした測定値です。このような仮定を考慮する基礎として、公正価値ヒエラルキーを下記の3つのレベルに分類することにより、公正価値を測定する際に用いるインプットの優先順位づけを行っています。

レベル1: 活発な市場における相場価格のような観察可能なインプット

レベル2: 活発な市場における類似の資産・負債の相場価格、或いは測定日前後では活発でない市場における同一又は類似の資産・負債の相場価格によるインプット

レベル3: 市場データが皆無あるいはほとんどないため観察可能でないインプットであり、報告企業による独自の仮定が要求される。

マネー・マーケット・アカウントを含む現金同等物の2016年12月31日及び2015年12月31日現在の残高それぞれ661,287米ドル及び659,755米ドルは公正価値により測定されており、レベル1に分類されます。

4 貸借対照表の詳細

有形固定資産

有形固定資産（純額）は以下の項目により構成されています。

	12月31日現在	
	2016年	2015年
	米ドル	米ドル
建物附属設備	20,157	14,735
器具備品	284,585	250,286
ソフトウェア	285,375	238,651
	590,117	503,672
減価償却累計額	△499,400	△483,242
有形固定資産（純額）	90,717	20,430
減価償却費	14,127	26,704

当社は減価償却費の認識にあたり耐用年数3年から5年の定額法を採用しています。2016年及び2015年12月31日に終了した事業年度において計上した有形固定資産の減価償却費は、それぞれ14,127米ドル及び26,704米ドルでした。

未払債務

未払債務は以下のもので構成されています。

	12月31日現在	
	2016年	2015年
	米ドル	米ドル
未払給与	882,090	859,151
研究開発費	191,343	218,096
専門家報酬	43,767	83,914
その他	145,600	158,559
	1,262,800	1,319,720

5 関連当事者取引

2011年10月13日に、当社は、2011年10月に2.5百万米ドルの手取金を受領した見返りに、キッセイ薬品との間でMN-221に関連して2つの異なる試験を実施する契約を締結いたしました。当社は、これらの試験の実施に関連して生じる一切の費用を負担します。2016年12月31日現在の貸借対照表には、キッセイ薬品から受領した額から2016年12月31日までの間に収益計上した額を差し引いた金額が繰延収益として計上されており、残りの試験の実施に伴い将来にわたり収益が計上されていきます。2011年9月26日に当社は、シリーズB転換優先株式220,000株を発行し、キッセイ薬品に売却いたしました。シリーズB優先株式1株は、保有者の任意により普通株式10株に転換可能でしたが、2016年6月15日にキッセイ薬品は、保有する220,000株全株を普通株式に転換することを選択いたしました。2016年12月31日現在、キッセイ薬品はすでに当社の関連当事者に該当していません。

6 契約債務及び偶発債務

リース取引

当社は2017年11月を満期とする当初期間4年9ヶ月のオペレーティング・リース契約により、オフィスをサブリースしています。2016年及び2015年12月31日に終了した事業年度の支払リース料はそれぞれ256,314米ドル及び240,419米ドルでした。最低リース料総額と支払リース料総額の定額法による認識額との差額は繰延賃料として計上されています。2016年及び2015年12月31日現在の繰延賃料

はそれぞれ11,042米ドル及び16,921米ドルでした。

2016年12月31日現在、当社の解約不能な建物及びコピー機のリースに係る2017年度以降の各年度における最低リース料総額は、以下の通り見積られています。

12月31日に終了する事業年度	米ドル
2017年	179,705
2018年	1,056
2019年	88
合計最低支払額	180,849

製造物責任

当社の事業は製品候補による製造物責任のリスクに晒されています。製造物責任に関する個別または一連の請求に対して、成功裡に防御することができない場合、当社は多大な賠償責任を負い、かつ経営者が本来の事業運営に集中できなくなる可能性があります。当社は受諾可能な条件で保険契約を維持できなくなるか、あるいは製造物責任に関する請求に対して保険による補償が十分にできなくなる可能性があります。もし利用可能であったとしても、当該製造物責任保険が潜在的な賠償請求を補償できなければ、当社はそのような賠償請求に対するリスクに対して自家保険せざるを得なくなります。当社は製造物責任に対して合理的に考えて十分な補償が得られる保険に加入しているものと考えています。

ライセンス及び研究開発契約

当社は複数の製薬会社とライセンス導入契約を締結しています。これらの契約条項に従い、当社は特定の特許権を得ている又は特許権出願中の研究開発、ノウハウ及び技術のライセンスを取得しています。これらの契約では当社は通常、契約一時金を支払い、更にマイルストーンを達成した時点で追加の支払いを要求されます。当社はまた将来の販売に対し、販売開始後、特許権の期限満了日又は該当する市場独占権の最終日のいずれか遅い時まで、国ごとに計算したロイヤリティを支払うことが義務付けられております。

これらの契約上の費用は、2016年及び2015年12月31日に終了した事業年度においてはありませんでした。現在開発中の製品については、製品開発に基づく将来の潜在的なマイルストーン支払額は、2016年12月31日現在において10.0百万米ドルであります。また、その他すべての製品については、開発マイルストーン及び商業化マイルストーンに関する将来の潜在的なマイルストーン支払額は、2016年12月31日現在において合計で33.5百万米ドルになります。なお、いかなるライセンス契約においても、最低ロイヤリティが要求される条項を含むものではありません。かかる支払いは当社の製品開発プログラムの進捗度合に依存するため、これらのマイルストーンの支払いの発生時期を確実に見積することはできません。

法的手続

当社は随時、通常の事業過程において生じる法的手続や賠償請求の当事者となる可能性があります。当社は、当社の事業、財政状態又は経営成績に、個別または総体として重大な悪影響を与えるものと考え得られる法的手続や賠償請求について、一切関知していません。

7 合併事業

当社は、2011年9月27日を発効日として、浙江医药股份有限公司Zhejiang Medicine Co., Ltd.と北京美福润医药科技有限公司Beijing Medfron Medical Technologies Co., Ltd. (旧Beijing Make-Friend Medicine Technology Co., Ltd.)との間で、合併会社を設立する契約を締結いたしました。本合併契約により合併会社Zhejiang Sunmy Bio-Medical Co., Ltd. (以下「Zhejiang Sunmy」)は中国においてMN-221の開発及び商品化並びに更なる化合物の開発を行うこととなります。当社がMN-221のライセンスをZhejiang Sunmyに供与するためには、サブライセンス契約が必要となりますが、本報告書の作成時現在において、締結には至っておりません。合併契約に基づき、2012年3月に当社はZhejiang Sunmyの持分30%相当の対価として680,000米ドルを支払いました。本合併契約における当社以外の当事者は合わせて、合併会社の持分70%相当の資金を提供しています。2013年12月にZhejiang Sunmyの取締役会は、中華人民共和国政府による承認を条件として、浙江医药股份有限公司が本合併契約から離脱することを認める契約改定につき合意しました。2014年8月、中国政府は、浙江医药股份有限公司の離脱を認める本合併契約の改定を承認しました。2016年12月31日現在、北京美福润医药科技有限公司と当社のZhejiang Sunmyに対する持分はそれぞれ50%であり、この2社のいずれからも追加出資は行われていません。また当社は、将来における資金拠出について何らの義務も負っていません。

Zhejiang Sunmyは変動持分事業体の会社であります。当社はその主たる受益者には該当しません。なぜならば、当社はZhejiang Sunmyの取締役会において過半数を占めておらず、同社の行為を指図する又は重要な影響力を及ぼす権限を有していないからです。当社はZhejiang Sunmyが計上する損益を、同社に対する持分割合に応じて当社の連結財務書類に取り込む持分法によって会計処理しています。2016年及び2015年12月31日現在、当社はZhejiang Sunmyに対する投資及び最大損失リスク額に損益の持分割合相当額を加減した額を、連結貸借対照表の長期資産として計上しています。

8 株式に基づく報酬

株式インセンティブ・プラン

2013年6月に当社は、2013年株式インセンティブ・プラン(以下「2013年プラン」)を設けました。このプランの下では、当社又は子会社のその時点における従業員、役員、非従業員取締役又はコンサルタントである個人に対して、ストック・オプション、株式増価受益権、制限付株式、制限付株式ユニット(RSU)およびその他の報奨を付与することができます。2013年プランは当社の修正後2004年株式インセンティブ・プラン(以下「2004年プラン」)の後継プランです。2013年プランに基づく発行のために当初留保された普通株式は合計で2,500,000株でしたが、これに加えて、随時利用可能となる「返還株式」も留保されました。「返還株式」とは、2004年プランにより付与されたものの行使又は決済前に失効又は契約終了した株式、権利確定に至らなかったため失効した株式、買い戻された株式、さらにはこうした報奨に伴う源泉徴収義務や購入価格義務を履行するために天引処理された株式を指します。当社は、2004年プランの下での新たな報奨の付与は行っていないが、同プランの下で付与され未だ行使されていないものについては、引き続き同プランで定められた行使条件等が適用されます。2016年12月31日現在、1,203,192個のオプションが、2013年プランに基づく将来の付与のために利用可能な状態にあります。

当社は随時、従業員業績連動型ストック・オプションを発行し、その権利確定は、業績評価期間終了時において当社取締役会が下す、一定の企業目標の達成に関する判断に基づき行われます。取締役会がかかる判断を下した日が、当該報酬の付与日となります。付与日までの期間において、当該報酬に係る費用は、各報告日現在の公正価値に基づき測定されます。

ストック・オプション

2013年プラン及び2004年プランにより付与されたオプションは、早期に終了しない限り、付与日より10年間有効であり、一般に付与日から3年ないし4年後に権利が確定します。

2016年及び2015年12月31日に終了した事業年度中に付与されたすべてのオプションの行使価格は、付与日現在の当社の普通株式の市場価格と一致しています。

当社の2016年及び2015年12月31日に終了した事業年度におけるストック・オプションの増減及び関連情報の要約は以下のとおりです。

	株式数 (株)	加重平均行使価格 (米ドル)
2016年1月1日現在未行使残高	4,133,969	4.69
付与数	1,158,000	4.00
行使数	△172,585	4.81
取消数	△687,367	11.27
2016年12月31日現在未行使残高	4,432,017	3.47
2016年12月31日現在行使可能残高	3,315,131	3.44
2016年12月31日現在権利確定及び確定見込数	4,432,017	3.47

	株式数 (株)	加重平均行使価格 (米ドル)
2015年1月1日現在未行使残高	3,447,969	5.00
付与数	689,000	3.14
行使数	—	0.00
取消数	△3,000	9.27
2015年12月31日現在未行使残高	4,133,969	4.69

2016年及び2015年度におけるオプション行使による手取金は、それぞれ829,526米ドル及び0米ドルでした。なお、2016年度及び2015年度中に行使されたオプションの本源的価値総額はそれぞれ414,572米ドル及び0米ドルでした。また、未行使及び行使可能なオプションの2016年12月31日現在における加重平均契約期間は、それぞれ6.79年及び6.06年でした。

2016年及び2015年12月31日現在において、未行使のオプションの本源的価値総額は、それぞれ11.5百万米ドル及び1.9百万米ドルでした。また行使可能なオプションの本源的価値総額は、2016年及び2015年12月31日現在においてそれぞれ9.2百万米ドル及び1.6百万米ドルでした。

従業員株式購入制度

当社の2007年度従業員株式購入制度（以下「ESPP」）の下で、普通株式300,000株が発行のため当初留保されていました。留保される株式はさらに、「15,000株」、「前会計年度の最終日現在の発行済普通株式数の1%」又は「取締役会により決議されたこれらより少ない金額に相当する株式数」のうち、最も少ない株式数だけ毎年自動的に加算されます。ESPPは、常勤従業員に対し普通株式を「申込期間の開始日における公正市場価格の85%」又は「各6ヶ月の申込期間の終了日における公正市場価格の85%」のいずれか低い方の価格にて、給与天引により購入することを認めています（ただし、各従業員の給与の15%を超えることはできません）。なお、ESPPは報酬制度とみなされますので、当社は報酬費用を計上しています。

2016年12月31日に終了した事業年度中に、ESPPにより26,650株が発行された結果、将来の発行のために利用可能な株式は184,125株となりました。

報酬費用

当社はストック・オプションの見積公正価値を、付与日現在でブラック＝ショールズ・オプション評価モデルにより算定しており、ストック・オプションの付与について以下の加重平均による前提条件を使用しています。

	12月31日に終了した事業年度	
	2016年	2015年
ストック・オプション		
無リスク利率	1.60%	1.48%
普通株式の予想株価変動率	78.30%	79.28%
配当利回り	0.00%	0.00%
オプションの予想期間(年)	5.57	5.49

当社はESPPによる従業員株式購入権の見積公正価値を、付与日現在でブラック＝ショールズ・オプション評価モデルを用いて算定しており、ストック・オプションの付与について以下の加重平均による前提条件を使用しています。

	12月31日に終了した事業年度	
	2016年	2015年
従業員株式購入制度		
無リスク利率	0.44%	0.10%
普通株式の予想株価変動率	51.65%	76.52%
配当利回り	0.00%	0.00%
オプションの予想期間(年)	0.5	0.5

無リスク利率の仮定値は、当社の従業員ストック・オプションの予想期間に応じた実際の利率に基づいております。予想株価変動率は、当社普通株式の株価の過去の変動率に基づいております。当社は創立以来、普通株式について配当を支払ったことはなく、また予見し得る将来においても、普通株式について配当を支払うことは予定しておりません。従来ストック・オプションの行使状況のデータが予想期間の見積りに関する合理的な基礎を提供しないため、オプションの予想期間は、株式報酬に関する会計基準で定められている簡便法に基づいています。

2016年及び2015年12月31日に終了した事業年度に付与した各ストック・オプションについて、付与日現在でブラック＝ショールズ・オプション評価モデルを使用して見積った加重平均公正価値はそれぞれ、オプション1個当たり2.64米ドル及び2.08米ドルでした。

ストック・オプション及びESPPに関連する株式に基づく報酬費用は各事業年度の営業費用合計に含まれています。2016年及び2015年12月31日に終了した事業年度においては、ストック・オプションとESPPに関連する株式報酬費用はそれぞれ4.0百万米ドル及び2.0百万米ドルであり、このうちそれぞれ2.9百万米ドル及び1.5百万米ドルが一般管理費として、並びにそれぞれ1.1百万米ドル及び0.5百万米ドルが研究開発及びパテント費として計上されています。

2016年12月31日現在、権利未確定のストック・オプション報奨に関連する未償却の報酬費用が1.0百万米ドルあり、これは加重平均の残存権利確定期間である1.14年にわたって定額法にて認識される予定です。

9 株主資本

株式発行

当社は、2013年10月16日付けで、Macquarie Capital (USA) Inc. (以下「MCUSA」) との間でAt-The-Market新株購入契約を締結しました。同契約は、当社がMCUSAを通じ、当社普通株式を発行価格総額10.0百万米ドルを上限として随時売却することができるという内容のものでした。同契約は2015年5月22日に解除されていますが、解除日現在までに、当社は、1株当たり2.01米ドルから4.45米ドルで当社普通株式2,127,500株のMCUSAへの売却を完了し、総額で5.3百万米ドル、純額で4.5百万米ドルの手取金を受領しています。なお、2015年12月31日に終了した事業年度においては、同契約に従い、普通株式225,000株を売却し、総額で0.9百万米ドル、純額で0.7百万米ドルの手取金を受領しています。

当社は、2015年5月22日付けで、MLV & Co. LLC (以下「MLV」) との間でAt-The-Market新株販売代理契約 (以下「ATM契約」) を締結しました。同契約により、当社はMLVを通じ、当社普通株式を発行価格総額30.0百万米ドルを上限として随時売却することができます。MLVを通じて普通株式を売却する場合には、1933年証券取引法 (その後の改正を含む) に基づき公布されたRule 415における定義上で「市場を通じた」株式発行と見なされるあらゆる方法による売却が可能となります。これらの方法には、NASDAQその他の既設の普通株式の売買市場で直接売却する方法、並びに、マーケットメーカーへの売却及びマーケットメーカーを通じた売却方法が含まれます。また、当社の事前承認を前提に、MLVは普通株式を相対取引で売却することもできます。当社は、MLVに対する手数料として、同契約に基づき売却された普通株式による手取金総額の4.0%を上限として支払うことに合意しました。当社の手取金は、MLVに売却される当社普通株式の数及び各取引における1株当たりの購入価格に左右されます。当社は、同契約上、株式を売却するいかなる義務も負わず、また、いつでも書面通知により同契約を解約できます。当社は、2016年9月16日付けで、本ATM契約に対する修正契約書第1号をMLVと締結し、FBR Capital Markets & Co. を販売代理人に加えました。

当社は、2016年12月31日に終了した事業年度において、本ATM契約に従った当社普通株式の売却により総額で264,000米ドルの手取金を受領しましたが、当社普通株式36,248株を1株当たり6.90米ドルから7.54米ドルまでの間の価格で売却したことに伴い95,000米ドルの発行費用を計上しました。2015年12月31日に終了した事業年度においては、当社普通株式7,800株を1株当たり4.16米ドルから4.23米ドルまでの間の価格で売却し、総額で32,700米ドルの手取金を受領し、121,500米ドルの発行費用を計上しました。

2011年9月26日に当社はシリーズB転換優先株式220,000株を発行し、キッセイ薬品に売却いたしました。シリーズB優先株式1株は、保有者の任意により普通株式10株に転換可能でしたが、2016年6月15日にキッセイ薬品は、保有する220,000株全株を普通株式に転換することを選択いたしました。

ワラント

2016年12月31日に終了した事業年度において、2,131,700個のワラントが行使され、総額で7.6百万米ドルの手取金を受領した一方、207,600個のワラントが未行使のまま失効いたしました。また、2015年12月31日に終了した事業年度においては、252,200個のワラントが行使され、総額で0.9百万米ドルの手取金を受領しています。

2016年12月31日現在、当社が保有している未行使のワラントは、以下の通りです。

1株当たり行使価格6.06ドルで2017年5月10日に失効する普通株式のワラント:	198,020個
1株当たり行使価格3.15ドルで2018年5月9日に失効する普通株式のワラント:	750,000個
1株当たり行使価格3.38ドルで2018年5月9日に失効する普通株式のワラント:	119,047個

上記のワラントは、発行時に資本として会計処理されています。

将来発行される可能性のある潜在的普通株式

以下の表は、2016年12月31日現在の、将来発行される可能性のある潜在的普通株式を要約したものです。

	<u>株式数</u>
従業員株式購入制度 (ESPP) に基づく普通株式	184, 125
未行使のワラントが行使された時に発行される普通株式	1, 067, 067
未行使のオプションが行使された時に発行される普通株式 (2004年プラン及び2013年プラン)	4, 432, 017
将来の株式報酬のために留保された普通株式 (2013年プラン)	1, 203, 192
	<u>6, 886, 401</u>

公募増資

当社は、2015年8月24日付けで、買取引受方式により、一株当たり3.50米ドルで当社普通株式5,000,000株の公募増資を完了し、これにより総額で17.5百万米ドル、純額で約16.0百万米ドルの手取金を受領しています。手取金の純額は、手取金の総額から引受ディスカウント・手数料及び公募費用を控除した額です。

10 法人所得税

2016年及び2015年12月31日に終了した事業年度の米国内及び外国（米国以外）における税引前当期損失は以下のとおりです。

	<u>12月31日に終了した事業年度</u>	
	<u>2016年</u>	<u>2015年</u>
	<u>米ドル</u>	<u>米ドル</u>
米国	△10, 892, 276	△8, 866, 201
外国	30, 050	28, 481
税引前当期損失	<u>△10, 862, 226</u>	<u>△8, 837, 720</u>

2016年及び2015年12月31日に終了した事業年度の法人所得税等の内訳は以下のとおりです。

	<u>12月31日に終了した事業年度</u>	
	<u>2016年</u>	<u>2015年</u>
	<u>米ドル</u>	<u>米ドル</u>
当期税金費用		
連邦	△1, 489	—
州	△412	—
外国	5, 655	7, 359
当期税金費用(収益)一小計	<u>3, 754</u>	<u>7, 359</u>
繰延税金費用		
連邦	—	—
州	—	—
外国	—	—
繰延税金費用一小計	<u>—</u>	<u>—</u>
法人所得税一合計	<u>3, 754</u>	<u>7, 359</u>

当社の2016年及び2015年12月31日現在における繰延税金資産・負債の重要な構成項目については、以下のとおりです。

	12月31日現在	
	2016年	2015年
	米ドル	米ドル
繰延税金資産		
繰越欠損金	90,211,000	88,900,000
資産計上されているライセンス	838,000	1,084,000
研究開発費税額控除	7,776,000	7,677,000
ストック・オプション	2,384,000	2,624,000
その他(純額)	777,000	763,000
繰延税金資産合計	101,986,000	101,048,000
繰延税金負債		
仕掛研究開発費(IPR&D)	△1,956,000	△1,956,000
繰延税金負債合計	△1,956,000	△1,956,000
繰延税金資産(純額)	100,030,000	99,092,000
評価性引当金	△101,986,000	△101,048,000
繰延税金負債(純額)	△1,956,000	△1,956,000

当社は、繰延税金資産(純額)について、その実現可能性が不確実であることから評価性引当金を計上しています。当社は定期的に繰延税金資産の回収可能性を検討しており、当該繰延税金資産が50%超の確率で実現可能であると判断した場合には、評価性引当金が取崩されます。

当社は2016年12月31日現在、連邦税及びカリフォルニア州税上の繰越欠損金を、それぞれ約230.9百万米ドル及び約163.5百万米ドル有しております。連邦税上の繰越欠損金は2020年より失効が開始します。カリフォルニア州税上の繰越欠損金は2017年も失効が続く見込みです。当社は、カリフォルニア州税上の繰越欠損金のうち41.9百万米ドルが2017年までに失効し、残りの121.6百万米ドルについても2028年より失効が開始するものと予想しています。また当社は、2016年12月31日現在、連邦税及びカリフォルニア州税上の研究開発費に係る税額控除繰越額を、それぞれ約6.7百万米ドル及び約1.7百万米ドル有しております。連邦税上の研究開発費に係る税額控除繰越額は2024年より失効が開始しますが、カリフォルニア州税上では失効することなく、使用されるまで無期限で繰越可能です。

なお、1986年内国歳入法382条(以下「382条」)及び同383条(以下「383条」)並びに同様の州税法の規定により、「株主持分の変更」が発生した場合、将来の課税所得及び税金と相殺するために単年度においてそれぞれ使用できる繰越欠損金及び税額控除繰越額に制限が設けられる可能性があります。382条及び383条が規定するところによれば、一般に、ある特定の株主又は一般株主の株主持分が3年間で50%超増加した場合に、「株主持分の変更」とみなされます。当社は2011年以来、繰越欠損金及び試験研究費に係る税額控除繰越額の使用額制限に関する382条及び383条の分析作業を完了しておりません。したがって、当該分析を行った2011年12月以降、新たな「株主持分の変更」が発生しているリスクがあります。仮に「株主持分の変更」が発生しているとした場合、繰越欠損金及び税額控除繰越額がさらに消滅又は制限される可能性があります。仮に消滅していた場合には、関連する繰延税金資産及び評価性引当金の金額が減額されることとなります。ただし、評価性引当は既に計上済みであるため、今後米国における当社の事業に関連して、「株主持分の変更」による制限が発生しても、当社の実効税率に対する影響はありません。

法定連邦税率から当社の実効税率への調整は以下のとおりです。

	12月31日に終了した事業年度	
	2016年	2015年
	%	%
法定連邦税率	35.0	35.0
州税(連邦税上の税効果控除後)	3.5	5.2
税額控除	0.9	1.4
評価性引当金の増減	△8.4	△13.5
永久差異	△0.1	△0.1
税務上の属性の失効	△17.2	△24.6
株式報酬	△13.6	△3.4
その他	△0.1	△0.1
法人所得税の負担率	0.0	△0.1

当社は連邦、カリフォルニア州、及び米国外の税務管轄区域において税務申告を行っています。当社は税務上の損失を計上していることから、設立当初から現在に至るまで、基本的に税務当局による税務調査の対象となります。当社の方針として、税務上発生する利息及び課徴金は税金費用として認識します。2016年12月31日現在において、当社には未認識税務ベネフィットはなく、未認識税務ベネフィットに係る重要な未払利息又は税務上の課徴金はありません。

11 従業員貯蓄制度

当社はほぼ全員の従業員が利用できる従業員貯蓄制度を採用しております。当該制度において、従業員は給与天引により当該制度に拠出することを選択できます。当該制度では当社からも任意に拠出が行われており、2016年及び2015年12月31日に終了した事業年度の総額は、それぞれ66,289米ドル及び64,749米ドルでした。

12 四半期財務情報(未監査)

以下の表は2016年12月31日までの連続8四半期分の四半期財務情報です。未監査の四半期財務情報は、監査済連結財務諸表と同様の基準で作成されており、経営者の意見において、適正な表示に必要であるすべての修正を反映しております(単位：千米ドル。ただし、一株当たりの数値を除く)。

	2016年12月31日に終了した事業年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
主要な四半期財務情報：				
営業収益	—	—	—	—
営業費用合計	3,392	3,205	2,845	1,440
当期純損失	△3,382	△3,199	△2,836	△1,449
当社株主に帰属する当期純損失	△3,382	△3,199	△2,836	△1,449
基本及び希薄化後一株当たり当期純損失 ⁽¹⁾	△0.11	△0.10	△0.08	△0.04

2015年12月31日に終了した事業年度

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
主要な四半期財務情報：				
営業収益	—	—	—	—
営業費用合計	2,215	2,277	1,594	2,736
当期純損失	△2,215	△2,287	△1,608	△2,735
当社株主に帰属する当期純損失	△2,215	△2,287	△1,608	△2,735
基本及び希薄化後一株当たり当期純損失 ⁽¹⁾	△0.09	△0.09	△0.06	△0.09

(1) 一株当たり純損失は、表示されている四半期毎に個別に計算されているため、各四半期の一株当たり当期純損失の総和が、1年間の合計と同額になるとは限りません。

13 後発事象

当社は添付の財務書類日後から2017年2月14日までの間に発生した全ての後発事象を検証しました。この結果、後発事象の報告期間において、当社の連結財務書類に認識又は開示すべき事象又は取引はありませんでした。

メディシノバ・インク
92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート 650、エグゼクティブ・スクエア 4275
2017年6月8日付け年次株主総会における議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

【本書類の概要】

本書類は、デラウェア州の会社であるメディシノバ・インクの、2017年6月8日（木曜日）午後3時30分（太平洋夏時間）に開催予定の年次株主総会における議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類（以下「参考書類」といいます。）です。本書類には、委任状用紙が同封されております。本書類及び委任状用紙は、2017年5月12日頃に株主の皆様へ郵送されております。

本書類において当社を指す場合には、「当社」又は「メディシノバ」といいます。

【本書類を受領する方】

本書類を受領するのは、当社の年次株主総会の基準日（以下「基準日」といいます。）である2017年4月13日の営業終了時に名義登録されている株主の皆様に限られます。当社は、年次株主総会において、一定の事項について議決権を行使する委任状の提出を勧誘するために、本書類及び委任状用紙をお送りしております。

【年次株主総会の日付及び場所並びに出席することができる方】

年次株主総会は、2017年6月8日（木曜日）午後3時30分（太平洋夏時間）、92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート 495、エグゼクティブ・スクエア 4225 において開催される予定であり、当該年次株主総会の延会も同所で開催されます。株主の皆様、その委任状の保有者及び当社の招待客のみが年次株主総会に出席することができます。株式の名義が、ブローカー、銀行その他の名義人の仲介人名義である場合には、当社が、年次株主総会の登録受付にて株主の皆様の株主としての地位を確認し入場を許可することができるよう、2017年4月13日現在の保有を示す取引明細書の写しをご持参ください。また、安全上の理由から、入場の際に写真付の身分証明書の提示を求める場合があります。当該年次株主総会にご提案のある場合は、その旨を92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート 650、エグゼクティブ・スクエア 4275 メディシノバ・インク「Investors Relations」宛てにてご連絡ください。

【議決権の代理行使の概要並びに本書類の作成及び委任状提出の勧誘費用の負担】

議決権の代理行使とは、1株当たりの額面金額0.001米ドルの当社普通株式（以下「普通株式」といいます。）の持分について投票する際に法的に代理人を指名することです。また、株主の皆様の代理人を指名する文書は委任状と呼ばれます。

本参考書類及び委任状の作成及び郵送を含む、勧誘に関する一切の費用は当社が負担いたします。

【委任状の勧誘を行う者及び委任状勧誘の報酬】

皆様は委任状は、取締役会により、またその代理人により、勧誘が行われます。委任状を郵送する方法に加えて、当社の役員、取締役及び従業員並びにアドバンテージ・プロキシーが直接面会する、又は個人面接、電話、Eメール、ファクシミリ送信若しくはその他の通信手段により、委任状の勧誘を行うことがあります。当社の役員、取締役及び従業員が追加の報酬を受領することはありませんが、勧誘に関して個人が負担した経費の払戻を受ける場合があります。アドバンテージ・プロキシーは、3,750米ドルの手数料及び最大で900米ドルの勧誘のための経費の払戻を受領します。当社はまた、カスタディアン、名義人及び受託者に対して、実質株主に議決権の代理行使の勧誘のための書類を送付する際に要した費用を支払う場合があります。

【年次株主総会において議決権を行使することができる方】

本年次株主総会において議決権を行使できるのは、基準日現在に当社の普通株式を保有する株主の皆様に限られます。基準日の営業終了時現在、当社普通株式の発行済株式数は34,540,453株でした。

【議決権の数及び累積投票の可否】

株主の皆様は、基準日現在保有する当社普通株式の株式1株につき1議決権を行使することができます。累積投票を行うことはできません。

【定足数要件】

有効な年次株主総会を開催するためには、株主の定足数が必要となります。年次株主総会において決議がなされるためには、定足数が満たされなければなりません。議決権を有する発行済株式の過半数を保有する株主が自ら出席するか又は委任状により代理される場合、定足数が満たされることとなります。基準日現在、議決権を有する発行済当社普通株式の株式数は34,540,453株でした。従って、定足数を満たすためには、少なくとも普通株式17,270,227株の保有者が年次株主総会に自ら出席するか又

は委任状により代理されなければなりません。

株主の皆様は、株主の皆様が有効な委任状を提出する（又はブローカー、銀行若しくはその他名義人が皆様の代理として提出する）又は年次株主総会に自ら出席する場合にのみ、定足数に数えられます。棄権及びブローカー未行使議決権は定足数要件に数えられます。定足数が満たされなかった場合、年次株主総会に自ら出席するか又は委任状により代理される普通株式の過半数の保有者は、年次株主総会を別の日に延期することができます。

【議決権行使の方法】

株主の皆様は、年次株主総会に自ら又は委任状により出席し、当社普通株式にかかる議決権を行使することができます。委任状により議決権を行使する場合には、同封の委任状の該当部分に印をつけ、日付を書き込み、ご返送ください。かかる委任状の提出は、株主の皆様が年次株主総会に出席し、自ら議決権を行使する旨希望された場合に、当該議決権を行使する権限に影響を与えるものではありません。この勧誘に応じて提出され、適式に撤回されていない委任状により代理される株式については、かかる委任状に指図されるとおりに、年次株主総会において議決権が行使されます。

【投票の議案】

株主の皆様は、以下の議案について議決権を行使することとなります。

- ・指名・企業統治委員会により指名の提言を受け、それが取締役会により承認された、クラス I の取締役 1 名の選任
- ・監査委員会が、BDO USA・エルエルピーを、2017 年 12 月 31 日に終了する事業年度における当社の独立登録会計事務所を選任することの承認
- ・2013 年エクイティ・インセンティブ・プランに基づき発行可能な普通株式数を 1,200,000 株増やすための変更の承認
- ・年次株主総会に適式に提案されたその他の事項

【年次株主総会におけるその他の事項；年次株主総会の議事進行】

現在のところ、上述の議案以外に年次株主総会において決議される議案はございません。デラウェア州法及び当社の準拠書類に基づき、株主が当社に適式に通知を行った場合を除いて、手続的な事項以外のいかなる事項も年次株主総会において提起することはできません。その他の事項が適式に提起された場合、株主の皆様は、その最善であるとの判断に従って投票することができます。その他の事項としては、年次株主総会の延会も含まれます。

当社は、年次株主総会の決議が規律正しく適時に行われるように、年次株主総会の実施について広範囲の権限を有しております。当社は、年次株主総会における討論、コメント及び質疑について合理的な規則を制定する広範囲の裁量を有しております。

【株式の名義がブローカーの仲介人名義である際の議決権の行使】

株主の皆様が、名義がブローカーの「仲介人名義」である株式の実質株主である場合、ブローカーが登録株主となります。しかしながら、ブローカーは、株主の皆様が指図に従い当該株式についての議決権を行使しなければなりません。株主の皆様がブローカーに指図を行わなかった場合、ブローカーは、通常事項について任意に議決権を行使することができますが、「非通常」事項について任意に議決権を行使することはできません。非通常事項については、ブローカーが議決権を行使することのできない株式はブローカー未行使議決権としてみなされます。本年次株主総会においては、BDO USA・エルエルピーの選任の承認のみが通常事項であり、ブローカーが任意に議決権を行使することができます。

【議決権の代理行使の方法】

委任状にその氏名が記載されている者が、委任状に明記される方法に従い議決権の代理行使を行います。株式の名義が仲介人名義でない場合で、かつ、株主の皆様が委任状を返送したものの、議決権行使の指図を行わなかった場合には、代理人として指名されている者が、当該議決権につき、(i) 指名・企業統治委員会により指名の提言を受けて取締役会により承認された、2020 年次株主総会が開催され、かつ後任者が適式に選任され資格を有するまで（又は、それ以前に、当該取締役が死亡し、辞任し又は解任されるまで）を任期とするクラス I の取締役候補者 1 名の選任に賛成を投じ、(ii) 監査委員会が、2017 年 12 月 31 日に終了する事業年度につき、BDO USA・エルエルピーを当社の独立登録会計事務所任命することの承認について賛成を投じ、(iii) 2013 年エクイティ・インセンティブ・プランに基づき発行可能な普通株式数を 1,200,000 株増加させるための変更の承認に賛成を投じることとします。

株式の名義が仲介人名義である場合で、かつ、株主の皆様が委任状を返送したものの、「第 1 号議案：クラス I の取締役の選任」又は「第 3 号議案：2013 年エクイティ・インセンティブ・プランに基づき発行可能な普通株式数を増加させるための変更の承認」について議決権行使の指図を行わなかった場合には、皆様の株式について議決権は行使されず、同株式は、該当する議案について「ブローカー未行使議決権」となります。

株式の名義が仲介人名義である場合で、かつ、株主の皆様が委任状を返送したものの、「第 2 号議案：独立登録会計事務所選任の承認」について議決権行使の指図を行わなかった場合には、銀行、ブローカーその他の名義人が、株主の皆様は議決権を

行使する権限を有します。この議案について、銀行、ブローカーその他の名義人が議決権を行使しない場合、同株式は、該当する議案について「ブローカー未行使議決権」となります。

当社といたしましては、議決権行使の指図を行うよう株主の皆様にお勧めしております。これにより、株主の皆様の議決権は、年次株主総会において確実に皆様の望まれる方法により行使されます。

【各議案の承認に必要な投票数】

取締役は、当社普通株式を保有し、かつ年次株主総会において当該議案について議決権を行使することのできる株主の投票の相対多数により選任されます。相対多数とは、必ずしも過半数ではない最も多くの票を獲得した取締役が選任されることを意味します。「賛成」又は「保留」票のみが結果に影響を及ぼすこととなります。

BDO USA・エルエルピーを当社の独立登録会計事務所に選任することの承認が決定されるには、年次株主総会に自ら出席し又は委任状により代理され、かつ当該議案について議決権を行使することのできる株式の過半数の保有者による「賛成」票が必要となります。株主の皆様が投票を「棄権」した場合には、「反対」票と同様の効果を有します。ブローカー未行使議決権はいかなる影響も及ぼしません。

2013年エクイティ・インセンティブ・プランに基づき発行可能な普通株式数を1,200,000株増やすための変更の承認が決定されるには、年次株主総会に自ら出席し又は委任状により代理され、かつ当該議案について議決権を行使することのできる株式の過半数の保有者による「賛成」票が必要となります。株主の皆様が投票を「棄権」した場合には、「反対」票と同様の効果を有します。ブローカー未行使議決権はいかなる影響も及ぼしません。

【委任状の撤回】

株主の皆様は、株主総会で最終的な議決権の行使がなされるまでは、随時委任状を撤回することができます。皆様が保有株式の登録株主である場合、以下のいずれかの行為により委任状を撤回することができます。

- ・年次株主総会に自ら出席し議決権を行使すること。
- ・年次株主総会以前に又は年次株主総会において、書面による委任状の撤回通知を当社に提出すること。
- ・年次株主総会以前に又は年次株主総会において、先の委任状の日付より後の日付の適式に作成された別の委任状を提出すること。

皆様の最新の委任状が、有効な委任状となります。

皆様の株式が名義人又は代理人としてのブローカー又は銀行によって保有されている場合は、かかるブローカー又は銀行の指示に従ってください。

【投票の機密性】

株主の皆様による投票は極秘に扱われます。当社は引き続き、すべての株主による投票の機密性を保持してまいります。株主による投票は、以下の場合を除いて、当社の取締役、役員、従業員又は代理人に開示されることはありません。

- ・該当する法的要件を満たすために必要な場合。
- ・委任状及び投票の正当性に関する紛争が生じた場合。
- ・委任状の勧誘について異議が唱えられていて、委任状の勧誘を行う他方当事者が機密投票の方針に従うことに同意しない場合。
- ・株主が、委任状においてコメントした場合、又は経営陣に投票を伝達した場合。

【年次株主総会における投票結果】

仮の投票結果は、株主総会にて発表されます。さらに最終的な投票結果は、当社が、米国法に基づき年次株主総会后4営業日以内に提出する予定である様式8-Kの最終報告において公表されます。

【インターネット上で閲覧可能な参考書類】

参考書類及び様式10-Kによる年次報告書（英語版）が<https://materials.proxyvote.com/58468P>にて閲覧可能です。

【当社普通株式の取引場所】

当社の普通株式は、ナスダック・グローバル市場（以下「ナスダック」といいます。）において「MNOV」として、東京証券取引所 JASDAQ 市場においてコード「4875」として、売買されています。

重要

皆様の年次株主総会への出席、欠席の意思を問わず、皆様の議決権が行使されるために、同封の委任状に印を付け、日付を書き込み、2017年6月5日（月曜日）午後1時までできるだけ早くご返送くださいますようお願いいたします。これは、皆様の年次株主総会に直接出席する権利又は議決権を行使する権利を制限するものではありません。

年次株主総会における検討事項
第1号議案
クラスⅠの取締役の選任

【概要】

現在当社の取締役会は、3つのクラスに分割される4名の取締役ににより構成されており、各クラスの取締役は、3年間を任期として、それぞれ異なる期間、その職務を果たします。

- ・ クラスⅠの任期は、本株主総会にて満了し、
- ・ クラスⅡの任期は、2018年開催予定の株主総会にて満了し、
- ・ クラスⅢの任期は、2019年開催予定の株主総会にて満了します。

クラスⅠの取締役は本年次株主総会において選任される予定です。指名・企業統治委員会は、現職の取締役であるジェフ・ヒマワン氏を、本年次株主総会においてクラスⅠの取締役に選任することを提言し、取締役会は同氏を指名しました。本年次株主総会において選任された場合、クラスⅠの取締役の任期は、当該取締役が辞任し又は解任されない限り、2020年の年次株主総会が行われ、かつその後任者が適式に選任され資格を与えられるまでの期間となります。クラスⅠの取締役候補者が年次株主総会の開催時点において取締役の任務を務めることができない場合又はこれを辞退した場合には、委任状に基づく票は、かかる欠員を補充するために指名・企業統治委員会の提言（もしあれば）を考慮に入れた上で取締役会が指名する候補者の選任につき、賛成に投じられます。

取締役は、本年次株主総会に直接又は代理人を通じて出席し、かつ取締役の選任について議決権を有する株式の保有者による相対多数の賛成票によって選任されます。クラスⅠの取締役候補者は、選任された場合には職務を果たすことに合意しています。当社の経営陣は、候補者がその職務を果たすことができると考えております。

【経歴】

本年次株主総会まで任期を有するクラスⅠの取締役の経歴は、以下のとおりです。

氏名	年齢	主な職歴
ジェフ・ヒマワン Ph. D.	52	2006年1月より取締役及び2007年3月より取締役会会長。2001年エセックス・ウッドランド・ヘルス・ベンチャーズ・エルピー入社、同社マネージング・ディレクター。エセックス・ウッドランド・ヘルス・ベンチャーズ及びその関連会社は当社の発行済普通株式の約3.4%を保有。エセックス・ウッドランド・ヘルス・ベンチャーズ入社前は、シード・ワン・ベンチャーズ・エルエルシーのマネージング・ディレクター及び共同創立者。シード・ワン・ベンチャーズ・エルエルシー以前は、学術及び産業分野において科学者として活動。2007年から、ナスダックの上場企業であるホライズン・ファーマ・インクの取締役。2002年から2007年までアイオマイ・コーポレーション（現インターセル・ユーエスエー・インク）の取締役。マサチューセッツ工科大学においてB.S.（生物学）、ハーバード大学においてPh.D.（生物化学及び分子薬理学）を取得。ヒマワン氏の企業金融及び資金調達分野での経験、並びにバイオテクノロジー産業における幅広い経験に基づき、取締役会は、ヒマワン氏が当社の取締役を務めるにふさわしい一連のスキルを有していると考えている。

2018年の年次株主総会まで任期を有するクラスⅡの取締役の経歴は、以下のとおりです。

氏名	年齢	主な職歴
岩城裕一 M. D.、Ph. D.	67	2000年9月当社を共同設立、設立当初より2007年3月まで取締役会会長。2005年7月にエグゼクティブ・チェアマン、2005年9月にチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）代行、2006年3月に社長兼CEOにそれぞれ就任。2001年9月から2007年1月にかけて、資金調達取引及び事業開発活動に関する当社の相談役。1994年から2008年までアヴィジェン・インク（以下「アヴィジェン」という。）の取締役。南カリフォルニア大学医学部泌尿器科学、外科学及び病理学の3分野の教授を務め、1992年以来、同大学移植免疫及び免疫遺伝学研究室ディレクター。東邦大学医学部客員教授。南カリフォルニア大学医学部教員として勤務する以前の1989年から1991年にかけて、ピッツバーグ大学医学部教授（外科学及び病理学）。札幌医科大学においてM. D.及びPh. D.を取得。査読論文200本超及び書籍40章超を執筆。過去30年にわたり、製薬会社及びベンチャー・キャピタル・ファンドに対し、研究及び投資戦略についての助言を行い、バイオテクノロジー企業数社の取締役。岩城氏の医療分野での経験、日本の主要なバイオテクノロジー企業との関わり、並びに教授及び製薬会社の顧問としての幅広い経験に基づき、取締役会は、岩城氏が当社の取締役を務めるにふさわしい一連のスキルを有していると考えている。

2019年の年次株主総会まで任期を有するクラスⅢの取締役の経歴は、以下のとおりです。

氏名	年齢	主な職歴
小林温	53	2013年10月より取締役。20年以上のビジネス経験を有する。様々な企業のコンサルタント又は特別顧問を歴任。さらに、2001年に日本の参議院議員に選出され、2007年に再選。2005年には、日本の経済産業大臣政務官。早稲田大学を卒業。ジョンズ・ホプキンス大学高等国際関係論大学院特別研究員。日本の議会におけるリーダーシップ経験及び幅広いビジネス経験に基づき、取締役会は、小林氏が当社の取締役を務めるにふさわしい一連のスキルを有していると考えている。
石坂芳男	77	2014年4月より取締役。トヨタ自動車株式会社のマーケティング及び製品開発において50年の経験を有する。海外経験には、日本、ヨーロッパ及び米国における任務が含まれる。一橋大学法学部を卒業後、トヨタ自動車株式会社に入社。1986年から1990年まで、米国トヨタ自動車販売の上席副社長及びCCOを務め、レクサス部門の開発に尽力。1990年に、トヨタ自動車株式会社ヨーロッパ部門のジェネラルマネージャーに就任し、ヨーロッパにおいて統合的かつ地域に密着した組織の構築に貢献。1992年に、トヨタ自動車株式会社の取締役に就任。1996年から1999年まで、米国トヨタ自動車販売の社長。1999年に日本に戻り、海外担当専務取締役に就任。2001年に、トヨタ自動車株式会社（海外部門統括担当）副社長に就任。2005年に、トヨタ自動車株式会社取締役会の相談役に就任。米国内外でのマーケティング及び製品開発における幅広い経験に基づき、取締役会は、石坂氏が当社の取締役を務めるにふさわしい一連のスキルを有していると考えている。

【必要な投票数】

取締役は、本年次株主総会に直接又は代理人を通じて出席し、かつ取締役の選任について議決権を有する株式の保有者による相対多数の賛成票によって選任されます。クラスⅠの取締役候補者は、選任された場合には職務を果たすことに合意しています。当社の経営陣は、各候補者がその職務を果たすことができると考えております。

取締役会は、ヒマワシ氏をクラスⅠの取締役として選任することに「賛成」の投票をされることをお勧めいたします。

【取締役の独立性】

ナスダック上場基準において要求されているとおり、上場会社の取締役会のメンバーの過半数は「独立」していると取締役会により判断されなければなりません。取締役会は、当社の外部顧問と協議し、取締役会の判断が「独立」の定義に関する関連の上場基準、証券その他の関連法令（ナスダック上場基準に規定されるものを含みます。）と一致するよう努めています。

このような判断と一致して、各取締役又はその家族と当社、当社の上級経営陣及び当社の独立登録会計事務所との間のあらゆる取引又は関係について再検討を行った結果、取締役会は、ヒマワン氏、石坂氏及び小林氏が適用されるナスダック上場基準の意味における独立取締役であると判断しました。このような判断を行うにあたり、取締役会は、上記取締役のいずれも当社との間で重大な又はその他の不適切な関係を有していないと判断しました。当社の社長兼 CEO である岩城氏は、当社との現在の雇用関係によりナスダック規則における独立取締役には該当しません。

【取締役の指名】

取締役会は、その構成員が多様な経験、視野及び技能を有する経験豊富かつ仕事熱心な個人から成ることを目標としています。指名・企業統治委員会は、適格候補者の指名又は選任のために、取締役会に対して当該適格候補者の選定、評価、募集、及び推薦を行う責任を負います。指名・企業統治委員会は、個人の性格、判断力、経験の多様性、事業に対する洞察力、及び株主全員のために行動する能力に基づいて取締役選任の候補者を選定します。これらの基準の充足度は、指名・企業統治委員会及び取締役会による取締役及び候補者の継続的な検討を通じて実施・評価されます。これらの活動、並びに取締役会及び取締役候補者の現在の構成の検討に基づき、指名・企業統治委員会及び取締役会は、これらの基準が充足されていると考えています。

指名・企業統治委員会は、取締役候補者が、経営又は会計・財務の経験等の関連した経験、会社にとっても取締役会にとっても有用である産業・科学技術等の知識、人的にもプロフェッショナルとしても高い倫理、取締役としての業務を効果的に実行するために十分な時間をささげるだけの意欲と能力を持つべきであると考えています。取締役会のメンバーが異なる視野及び背景を示すことができるような、取締役会の多様性に貢献する専門的経験、技能並びにその他個人の資質及び特性の多様性は、候補者の選定にあたり指名・企業統治委員会が一般的に考慮し、かつ重要視する要素の一つです。指名・企業統治委員会は、取締役会の過半数の委員がナスダック市場規則の「独立取締役」の定義を満たすことが適切であり、さらに、当社社長及びチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）が取締役会の構成員として任務を遂行することが有益であると考えています。

各年次株主総会開催に先立ち、指名・企業統治委員会は、まず、当該年次株主総会において任期が終了する現職の取締役で、継続して任務を遂行する意思のある取締役を評価することによって、取締役の候補者を決定します。かかる候補者は、上述の基準と併せて、かかる候補者の取締役としての従前の業務並びに取締役会が要求する取締役としての能力及び経験により評価されます。取締役がその任務の継続を希望せず、指名・企業統治委員会が、取締役を再指名しないことを決定した場合、又は取締役の退任、取締役の増員、若しくはその他の事由により取締役会に欠員が生じた場合には、指名・企業統治委員会は、指名・企業統治委員会の構成員、その他取締役会構成員、経営陣構成員、指名・企業統治委員会が依頼した管理職専門の人材斡旋会社、株主等が指名する候補者を含む様々な候補者を検討します。指名・企業統治委員会が候補者を選任した場合、当該候補者を取締役会全体に推薦し、取締役会は年次株主総会で選任される当該候補者として指名するか否か決定します。

指名・企業統治委員会は、取締役、経営陣その他の者が指名する候補者を評価するのと同じように、株主が推薦する候補者を評価します。取締役会の候補者を指名することを希望する株主は、指名・企業統治委員会の構成員に対し、適切と考える資料を添えて書面によりご通知ください。当該書面は、92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート 650、エグゼクティブ・スクエア 4275 に所在するメディシノバ・インク本社にご送付ください。

さらに、当社の修正及び改訂後付属定款（以下「付属定款」といいます。）には、株主が、年次株主総会において、ある個人を取締役選任の候補に指名することができる手続を規定した条項が定められています。株主による候補者の推薦にあたっては、当該株主は当社に対し書面により適時にご送付いただく必要がありますが、その他、付属定款の規定に基づいてご指名ください。推薦書には、以下の情報を必ず記載してください。(a) 株主が取締役選任の候補に指名しようとする各人について、(i) 氏名、年齢、勤務先の住所及び自宅の住所、(ii) 主な職業、(iii) 実質的に保有する当社株式資本の種類、シリーズ及び株式数、(iv) 市民権に関する記述、並びに(v) 証券取引所法第 14 項及び同条項において定められる関連規定に基づき取締役選任に関する委任状の勧誘において開示されることが要求されているその他の情報です。また、(b) 指名を行う株主について、(i) 氏名及び登録住所、並びに(ii) 実質的に保有する当社株式資本の種類、シリーズ及び株式数です。さらに、指名・企業統治委員会は、かかる候補者に対し、かかる候補者が取締役として務める適格性を有することを判断するために合理的な範囲でその他の情報の提供を要求する場合があります。推薦状は、92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート 650、エグゼクティブ・スクエア 4275 メディシノバ・インク 指名・企業統治委員会宛てにご送付ください。付属定款の写しをご覧になりたい場合には、上記の当社の住所宛てに書面にてご請求ください。

【取締役会のリーダーシップ構造及び取締役会のリスク監視機能】

取締役会は、経営陣を独立して監視すべく、最適なリーダーシップ構造を評価・決定することが、自身の主要な責任の一つであると認識しています。取締役会は、取締役会がリーダーシップを発揮するための一般に妥当する唯一のアプローチというもの存在しないこと、及び状況に応じて取締役会のリーダーシップ構造が変化することを理解しています。当社取締役会のリーダーシップ構造は現在、取締役会を監視し取締役会関連事項につきチーフ・エグゼクティブ・オフィサーと密接に仕事をする独立した取締役会会長から成っています。取締役会の独立性を高めるため、当社のチーフ・エグゼクティブ・オフィサーである岩城氏は、当社取締役会長を兼ねておりません。取締役会の各委員会は、異なる取締役が委員長を務めており、委員会による活動及び決定について取締役会に報告を行います。当社は、会長とチーフ・エグゼクティブ・オフィサーとが役割を分担し、また様々な取締役が委員会の委員長を務めるというこのリーダーシップ構造が、当社取締役会での効率的な意思決定及び意思伝達の促進に役立つと考えています。

取締役会による積極的な監視を前提として、当社の経営陣は主に、当社が通常の事業運営過程で直面するリスクの管理に対する責任を負います。当社取締役会は、経営陣から執行及び戦略的な提案（当社事業に対する主要なリスクについての検討結果を含みます。）を受けます。さらに取締役会は、その各委員会に一定のリスク監視機能を委託しています。監査委員会は、資金管理、株主資本管理及び契約方針等、特定の領域に関するリスク監視機能について取締役会を支援しています。監査委員会はまた、開示に関する統制及び手続の体制（system of disclosure controls and procedures）並びに財務報告に関する当社の内部統制体制についてレビューし、経営陣と討議します。報酬委員会は、当社の報酬方針及び制度、並びに従業員確保の問題に関するリスク監視機能について取締役会を支援しています。指名・企業統治委員会は、適用される証券関連法令及び証券取引所規則を確実に遵守するため、倫理規約及び事業活動規約の定期的な検討を含む重要な法令遵守事項に関するリスク監視機能について取締役会を支援しています。当社は、このようなリーダーシップ構造が、当社事業について当社の監視機能を果たす際の効率を高め、取締役会、各委員会及び当社経営陣間におけるリスク管理監視責任の分離を促進すると考えています。

【株主の皆様との連絡手段】

株主の皆様が取締役会と連絡をお取りになりたい場合には、92037カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート650、エグゼクティブ・スクエア4275 メディシノバ・インク 取締役会会長宛てに書面にてご連絡ください。取締役会会長は、受領したすべてのご連絡を、その内容に基づき、適切な取締役又は取締役会内の委員会に回送します。かかる書面通知によるご連絡には、貴殿のお名前及びご住所並びに当社の株主であるか否かを記載してください。

【倫理規約及び事業活動規約】

当社は、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）、チーフ・フィナンシャル・オフィサー（CFO）及び取締役会に指定された主要管理職従業員に適用される、「シニア・オフィサーに対する倫理規約」を採用しております。当社は、また、従業員、コンサルタント、代理人、役員、取締役に適用される「事業活動規約」も定めております。「シニア・オフィサーに対する倫理規約」及び「事業活動規約」はいずれも当社のウェブサイト www.medicinova.jp の「株主・投資家情報」ページの「コーポレート・ガバナンス」に掲載されております。(i) 「シニア・オフィサーに対する倫理規約」若しくは「事業活動規約」のいずれかの規定が（執行役又は取締役に對して）放棄された場合、又は(ii) 「シニア・オフィサーに対する倫理規約」若しくは「事業活動規約」のいずれかの規定が変更された場合には、当社のウェブサイトに掲載いたします。

取締役会及び委員会

【取締役会及び委員会】

取締役会は、2016年12月31日に終了した年度において8回の会議を開催しました。各取締役は、昨事業年度のうち当該取締役が取締役又は委員会の委員を務めた期間において、取締役会及び各自が所属する委員会の全会議の75%以上に出席しました。当社は、取締役に対し、年次株主総会への出席を推奨していますが、これを義務付けてはいません。1名の取締役が2016年の年次株主総会に出席しました。

【独立取締役及び監査委員会】

監査委員会の構成員は、米国の証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）及びナスダックによって定められた監査委員会に関する独立基準を満たしています。監査委員会の各構成員は、経営実績、当社の財務状態及び営業成績の開示、財務報告に関する当社の内部統制及び当社の独立登録会計事務所の監督並びに当社の財務書類の分析、評価を行う資格を十分に有しているという判断のもとで取締役会により選任されています。取締役会は、当社監査委員会の委員長である石坂氏が、少なくとも監査委員会の構成員のうち一人は過去に財務又は会計分野での業務経験を有し、その経験から財務知識を有する人物でなければならない、というナスダック市場規則 5605(c)(2)の要件を満たすものと考えています。取締役会はまた、石坂氏が、豊富な財務及び業務経験により、適用あるSEC規則に定義される「監査委員会財務専門委員」の資格を有しており、また、ナスダック上場基準において要求される財務の洗練性及び必要な経験を有しているものと判断しています。

【取締役会の委員会及び委員会規則】

取締役会には、監査委員会、報酬委員会及び指名・企業統治委員会の3常任委員会があります。指名・企業統治委員会は、これらの委員会の構成を決定します。当社の委員会のすべての構成員は、適用されるSECの規則及びナスダック上場基準で定められた独立取締役であります。すべての委員会は、取締役会により承認された書面による委員会規則によって統治されています。各委員会規則は、当社ホームページ (<http://www.medicinova.jp>) の「株主・投資家情報」ページの「コーポレート・ガバナンス」でご覧いただけます。各委員会の構成員数、現構成員の氏名、直近の事業年度における開催会議数、及び機能は、以下のとおりです。

監査委員会

構成員数	3名
構成員	石坂氏（委員長） ヒマワシ氏 小林氏
開催した 会議数	5
機能	監査委員会は、当社の独立登録会計事務所が提供した業務を承認し、当社の連結財務書類及び財務報告に対する内部会計統制体制に関する当該会計事務所の報告書を精査することにより、取締役会が当社の会計、監査、財務報告、内部統制及び法令遵守機能に関連する事項についての法律上の義務及び信義義務 (fiduciary obligations) を果たすことを支援します。監査委員会は、当社の独立登録会計事務所の任命、報酬、雇用、監督及び当該会計事務所の経営陣からの独立の確保につき責任を負います。

報酬委員会

構成員数	3名
構成員	ヒマワシ氏（委員長） 石坂氏 小林氏
開催した 会議数	1
機能	報酬委員会は、当社の総合的な報酬に関する方針及び取扱いを定めます。報酬委員会はまた、当社の執行役に支払われる報酬パッケージを審査・承認し、かかる審査に基づき、総合的な執行役の報酬パッケージを取締役に提言します。さらに、報酬委員会は、当社の取締役、執行役、従業員及びコンサルタントに対する株式ベースでの報酬を審査・決定し、当社のストック・インセンティブ・プラン及び従業員株式購入プランを管理します。

報酬委員
会のプロ
セス及び
手続き

一般的に、報酬委員会は少なくとも年に一度会議を開催し、必要に応じてより頻繁に会議を開催します。各会議の議題は、通常、報酬委員会の委員長が CEO と協議してこれを策定します。報酬委員会は、非公開で定期的に会議を開催します。しかしながら、経営陣の複数のメンバー及びその他の従業員並びに外部の顧問又はコンサルタントが報酬委員会により招聘され、プレゼンテーションを行い、財務その他の背景情報若しくは助言を提供し、又は報酬委員会の会議に参加することがあります。CEO は、自らの報酬に関する報酬委員会の審議若しくは決定に参加し、又は同席することはできません。報酬委員会は、報酬委員会規則により、法律、会計その他に関する内部及び外部の顧問及びコンサルタントからの助言及び支援並びに報酬委員会がその職務の履行において必要であるか又は適切であると判断するその他の外部資源を当社の費用負担で入手する権限を付与されています。特に、報酬委員会は、執行役及び取締役の報酬の査定の際に支援を提供する報酬コンサルタントを任用する権限（コンサルタントの合理的な報酬及びその他の任用条件を承認する権限を含みます。）を単独で有しています。

前事業年度において、報酬委員会は、報酬コンサルタントとして外部コンサルタントを雇用しませんでした。

報酬委員会は、開催される 1 回又は複数の会議において、年次報酬について重要な調整を行い、賞与及び株式報酬を決定し、さらに新たな業績目標を設定しています。しかしながら、報酬委員会は、新たに雇用された執行役の報酬等の個人の報酬に関する事項、並びに当社の報酬戦略の有効性、当該戦略について生じる修正及び報酬に関する傾向、計画又は手法等の高度な戦略事項の検討も行っています。一般的に、報酬委員会のプロセスは、当年度についての報酬水準の決定及び業績目標の設定という 2 つの関連した要素で構成されています。報酬委員会は、CEO 以外の執行役について、CEO から査定及び提言を求め、その検討を行っています。CEO については、CEO の業績の査定は報酬委員会により行われ、報酬委員会が当該報酬の調整及び付与される報酬を取締役に提言します。報酬委員会は、すべての執行役及び取締役について、審議の一環として、財務報告書及び見積り、運営データ、財務・会計情報、様々な仮定上のシナリオにおいて執行役に支払われる報酬総額を規定した集計用紙、執行役及び取締役の株式保有情報、会社の株式業績データ、過去の執行役の報酬水準及び現在の当社全体の報酬水準の分析、並びに他社における執行役及び取締役の報酬の分析等の資料の精査及び検討を適宜行うことができます。

指名・企業統治委員会

構成員数	3名
構成員	小林氏（委員長） ヒマワシ氏 石坂氏
開催した 会議数	1
機能	指名・企業統治委員会は、取締役の候補者並びに取締役会の規模及び構成に関し、取締役会に提案する責任を有しています。指名・企業統治委員会はまた、当社の企業統治ガイドライン及び企業統治に関する報告を監督し、企業統治に関する事項について取締役会に提案します。

【特定の関係及び関連当事者間取引】

当社の監査委員会は、利益相反の可能性を検討し、すべての関連当事者間取引（適用される連邦証券法に基づき「関連当事者」間取引として開示が義務付けられる取引を含みます。）を検討し承認する責任を負っています。当社の監査委員会は、かかる検討を行うための具体的な手続を採用しておらず、提示される具体的な事実及び状況を考慮して各取引を検討しています。

当社は、各々の執行役及び取締役との間で補償契約を結んでいます。また、当社の執行役及び取締役は、デラウェア州会社法（Delaware General Corporation Law）及び付属定款に基づきデラウェア州法の許容する最大限の範囲で補償されます。当社はさらに、特定の状況において弁護、和解又は判決の支払に関する費用について当社の取締役及び役員に補償を行う、取締役及び役員の損害賠償保険制度を有しています。

第2号議案
独立登録会計事務所の選任の承認

【アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーの解任】

2015年6月30日、取締役会は、アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー（以下「EY」といいます。）を当社の独立登録会計事務所から解任することを承認しました。

2014年12月31日及び2013年12月31日に終了した各事業年度の当社の連結財務書類に関するEYの報告書には、否定的意見や意見不表明は含まれず、また不確定要素、監査範囲又は会計原則に関する限定や修正もありませんでした。2014年12月31日及び2013年12月31日に終了した各事業年度並びにその後EYが解任された2015年6月30日までの中間期間において、(1)会計原則若しくは会計慣行、財務書類の開示、又は監査範囲若しくは監査手続のいずれかの事項に関する当社とEYとの間における見解の相違であって、仮にEYの満足のいくように解決できなかった場合にはEYがその意見に関連して内容に言及することとなるようなものは生じず、また(2)いかなる要報告事項（規則S-K第304条(a)(1)(v)に定義されます。）も生じませんでした。

【BDO USA・エルエルピーとの契約】

2015年6月30日、取締役会は、BDO USA・エルエルピー（以下「BDO」といいます。）を当社の独立登録会計事務所として契約することを承認しました。監査委員会は、2017年12月31日に終了する事業年度における当社の独立登録会計事務所として、BDOを選定しました。BDOの代表者は、本年度株主総会に出席し、その代表者が希望する場合には意見表明を行い、また適切な質疑に応じることが予定されています。付属定款又はその他の規則は、独立登録会計事務所に関して株主の承認を得ることを義務付けておりませんが、株主の皆様はこの重要な企業決定に参加していただけるよう、当社はBDOの選定を上程いたします。

2014年12月31日及び2013年12月31日に終了する各事業年度、並びに2015年6月30日までにおいて、当社も当社のいかなる代理人も、(1)特定の取引（完了しているか予定されているかを問いません。）に対する会計原則の適用、又は当社の財務書類に対して付与される監査意見の種類についてBDOに相談を行っておらず、また、(2)会計原則若しくは会計慣行、財務書類の開示、又は監査範囲若しくは監査手続に関する当社とEYの間における見解の相違であって、仮にEYの満足のいくように解決できなかった場合にはEYがその報告において言及することとなるようなもの、或いは「要報告事項」（SECの規則の、規則S-K第304条(a)(1)(v)に定義されます。）の対象となるいかなる事項についてもBDOに相談を行っておりません。

【主な会計費用及び業務】

以下は、当社が、2016年12月31日及び2015年12月31日に終了した各事業年度に、BDO及びEYにより提供された専門的業務に対して支払った費用を示したものです。

12月31日に終了した事業年度（単位：米ドル）

	BDO		EY	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
監査費用 (1)	270,219	84,676	215,762	202,658
税務費用 (2)	—	—	—	—
その他の費用 (3)	—	—	—	—
合計	270,219	84,676	215,762	202,658

- (1) 監査業務に関する費用には、財務報告に係る内部統制の監査、様式10-Qによる当社の四半期報告書の精査並びに法令及び規則に基づく届出又は契約に関連して会計士が通常提供する業務等の年次監査に関連した費用が含まれる。
- (2) BDO及びEYはいずれも、連邦税法、州税法、及び国際税法の遵守のための専門的業務は提供していない。
- (3) BDO及びEYはいずれも、非監査関連の専門的業務を一切提供していない。

【事前承認の方針及び手続】

当社は、当社の独立登録会計事務所により提供されるすべての監査業務及び非監査業務は、監査委員会による事前の承認を得る必要があるという方針を採っております。監査委員会は、SECの規則及びナスダック市場規則により当社の独立登録会計事務所が提供することが禁止されている業務について、当該独立登録会計事務所がかかる業務を行うことを承認しません。監査委員会は、非監査業務に、当社の独立登録会計事務所を利用することを承認するか否かを評価するにあたり、かかる会計事務所の客観性を損なう外観を有する関係が最小限となるよう努力します。監査委員会は、当社の独立登録会計事務所から提供される非監査業務が効果的又は経済的である場合及び業務の性質によりかかる会計事務所の独立性が損なわれることがない場合のみ、かかる会計事務所から当該業務の提供を受けることを承認します。2016年12月31日及び2015年12月31日に終了した事業年度において、当社の独立登録会計事務所が行ったすべての監査業務は、監査委員会による事前の承認を得ており、非監査業務は一切行われませんでした。

【必要な投票数】

当社の独立登録会計事務所としてのBDOの選任に関する議案の承認には、自ら又は委任状により年次株主総会に出席して議決権を行使した株式数の、過半数の賛成票が必要です。承認が得られない場合、監査委員会は、将来における当社の独立登録会計事務所を選定を再検討しますが、当社の独立登録会計事務所を別に選定することは義務付けられていません。選定が承認された場合にも、取締役会は、独立会計事務所の変更が当社及び株主の皆様の最善の利益となると判断したときは、翌年中いつでも、自らの裁量により別の独立会計事務所の指名を指示することができます。

取締役会は、当社の独立登録会計事務所にBDO USA・エルエルピーを選任することに「賛成」の投票をされることをお勧めいたします。

第3号議案

授権株式数の増加に関する2013年エクイティ・インセンティブ・プランの変更の承認

当社取締役会は株主の皆様へ、当社の2013年エクイティ・インセンティブ・プラン（以下「2013年プラン」といいます。）の下で発行可能な当社普通株式数を1,200,000株増加するための2013年プランの変更（以下「本変更」といいます。）を承認されることをお勧めいたします。2017年4月6日、当社取締役会は、株主の皆様による承認を条件として、本変更を承認しました。株式数の増加を除き、本変更によって2013年プランに重大な変更が生じることはありません。

2017年4月13日（基準日）現在、2013年プランの下では、当社普通株式3,891,000株を購入することができるオプションが発行されていました。2017年4月13日現在、2013年プランの下で将来的に付与可能な株式は、83,192株でした。2017年4月13日現在、当社普通株式の公正市場価値（同日のナスダック公表の終値により決定されます。）は、5.00米ドルでした。

当社取締役会は、当社の長期的な健全性には本変更が必要であると確信しています。当社は、当社の執行役や従業員に対し、株式報酬の形で長期インセンティブを提供しており、当社はかかる長期インセンティブが執行役や従業員の利益と当社株主の利益を適合させ、当社の長期的な健全性及び利益性のための最適な意思決定をもたらす当事者意識を高めると考えています。これと同じくらい重要なこととして、株式報酬は、当社が有能な従業員を継続して呼び込み、繋ぎ止め、その意欲を引き出すために必要不可欠であります。当社のエクイティ・インセンティブ・プログラムの現在の範囲及び構造並びに当社の株式付与の予想レートに基づき、当社の株式付与に関して予想される要件を充足するのに十分な数の株式が、本変更案により、2018年上半期を通して当社に提供される予定です。2013年プランの下で新たに付与可能となる当社普通株式1,200,000株は、2017年4月13日現在発行済みである当社普通株式総数の約3%にあたります。

2013年プランの完全なテキスト（変更案）は本参考書類に別紙Iとして添付されています。株主の皆様は、2013年プランの完全なテキストを参照することで完全なものとなる以下の情報と併せてこれをお読みいただきますようお願いいたします。本参考書類記載の2013年プランの内容と2013年プランの規定との間に矛盾があった場合、又は本参考書類記載の2013年プランの内容がいずれかの点について不正確である場合は、2013年プランの規定が適用されます。

【2013年プランの内容】

当社取締役会は、2013年4月21日に2013年プランを採択し、その後、株主の皆様により承認されました。早期に終了しない限り、2013年プランは、2023年4月21日に終了する予定です。

2013年プランの目的

2013年プランは、当社の従業員、取締役及びコンサルタントに対し、メディシノバ又はその関連会社の成功に最大限の努力を払うためのインセンティブを提供するとともに、適格な受領者に対し、当社普通株式の株価上昇の恩恵を受ける機会を得る手段を提供するように設計されています。

2013年プランの下で付与可能となる報酬の種類

2013年プランは、(i)インセンティブ・ストック・オプション、(ii)非適格ストック・オプション、(iii)株式評価益権、(iv)制限付株式報酬、(v)制限付株式ユニット報酬、(vi)その他株式報酬、及び(vii)現金、株式又はその他の財産により決済される業績連動型報酬の付与について定めています。

報酬の受領資格

当社の従業員、取締役及びコンサルタントは、2013年プランに参加する資格を有しており、これらの者はそれぞれ、インセンティブ・ストック・オプションを除くあらゆる種類の報酬を受領することができます。インセンティブ・ストック・オプションは、当社の従業員（役員を含みます。）に対してのみ付与することができます。

2013年プランの対象株式

2013年プランの下で現在発行可能な当社普通株式の総数は、(i)2,500,000株及び(ii)随時利用可能となる返還株式(以下に定義されます。)の合計数(かかる合計数を以下「留保株式」といいます。)に等しい数となっています。「返還株式」とは、当社の2004年エクイティ・インセンティブ・プランの下で付与された未行使の報酬の対象株式であって、2013年プランの発効日以降、何らかの理由により行使前若しくは決済前に期間満了となるか若しくは終了し、当該株式を権利確定がなされずに失効し、当初発行価格で買い戻され、又はその他当該報酬に関連する源泉徴収若しくは購入価格に係る義務を履行するために再取得若しくは留保されるものをいいます。

2013年プランの下で付与された株式報酬が、何らかの理由により行使前若しくは決済前に期間満了となるか若しくは終了するか、株式報酬の対象となる株式が、権利確定がなされずに失効するか、当初発行価格で買い戻されるか、又はその他当該報酬に関連する源泉徴収若しくは購入価格に係る義務を履行するために再取得若しくは保留された場合、期間満了となるか、又は失効となるか、買い戻されるか又は税金に係る義務を履行するために留保された当該株式は、2013年プランの下で再び発行可能となります。

かかる案に記載される本変更が承認された場合、留保株式は、(i)3,700,000株及び(ii)随時利用可能となる返還株式の合計数まで増加することになります。

2013年プランの運用

2013年プランは、当社取締役会によって運用されており、一方で取締役会は、同プランを運用する権限の一つ以上の委員会に委任することができます。取締役会は、2013年プランを運用する併存的な権限を報酬委員会に委任しましたが、過去に同委員会に委任した権限の一部又は全部をいつでも取締役会に返還させることができます。取締役会及び報酬委員会はそれぞれ、プラン運用者とみなされ、2013年プラン及び同プランの下で付与される報酬の運用、理解及び解釈に関して広範な権限を有しています。プラン運用者は、とりわけ、付与される報酬の受領者、数及び種類、並びに報酬の条件(行使可能期間及び権利確定期間を含みます。)を決定することができます。プラン運営者はまた、後述する制限を条件として、2013年プランの下で付与される株式報酬に適用される公正市場価値、並びにストック・オプション及び株式評価益権の行使価格を決定します。プラン運営者が誠意を持って決定、理解及び解釈はすべて、最終的で、拘束力を有し、かつ確定的なものとされます。プラン運営者はまた、1人以上の役員に対し、特定の株式報酬を受領する従業員(役員を除きます。)及びかかる株式報酬の対象株式数を指定する権限を委任することができます。かかる委任に関して、プラン運営者は、かかる役員により付与される株式報酬の対象とすることができる当社普通株式の総数を指定します。なお役員は、役員自身に株式報酬を付与することはできません。

【報酬の種類】

2013年プランの下で付与される報酬は、当社と報酬の受領者との間の契約書により証明されます。当該契約書には、具体的な報酬の条件が記載されます。

ストック・オプション

2013年プランの下では、ストック・オプションをストック・オプション契約に基づき付与することができます。プラン運用者は、各ストック・オプションの対象となる株式数及び各ストック・オプションの対象となる1株当たりの行使価格を決定しますが、かかる1株当たりの行使価格は、当社普通株式のストック・オプションの付与日現在の公正市場価値を下回ってはなりません。プラン運用者は、その後、株主の承認を得ることなく、オプションの行使価格を減額することはできません。

2013年プランの下で付与されるオプションの期間は、以下に記載するとおり、10年、及び一部の場合においては5年を上回ってはなりません。

2013年プランの下で付与されるストック・オプションは、インセンティブ・ストック・オプション又は非適格ストック・オプションのいずれかとなります。インセンティブ・ストック・オプションは、1986年内国歳入法(その後の改正を含め、以下「内国歳入法」といいます。)及び適用ある規制に定められる様々な制限や要件に服し、(i)当社普通株式の保有率が10%を超える従業員に付与されるインセンティブ・ストック・オプションの1株当たりの行使価格は、当社普通株式のストック・オプションの付与日現在の公正市場価値の110%を下回ってはならず、また、当該オプションの満了期限は、付与日から5年以内に到来しなければならないこと、及び(ii)ある暦年に最初に行使可能となる参加者が保有するすべてのインセンティブ・ストック・オプションの対象となる当社普通株式の公正市場価値の総額(付与の時点で決定されます。)は、100,000米ドルを超えてはならないことが含まれます。

2013年プランの下でのストック・オプションの行使による当社普通株式の購入に関して認められる対価の形態は、プラン運用者によって決定され、(i)現金、小切手、銀行手形若しくは郵便為替、(ii)連邦準備制度理事会により公表されたレギュレーションTに従い策定された制度に基づく支払い、(iii)参加者が既に保有している普通株式、又は(iv)上記の方法の組み合わせが含まれることがあります。

参加者のストック・オプション契約又はその他当社との契約の条件に、より早いか又は遅い満了期限が定められている場合を除き、参加者と当社又は当社の関連会社との雇用関係が就業不能又は死亡により終了した（又は参加者が雇用終了後の一定期間（もしあれば）内に死亡した）場合、当該参加者又はその受取人若しくは遺産管理人（場合によります。）は、権利確定済みのストック・オプションを、当該参加者の就業不能により雇用関係が終了した日付の12ヶ月後まで、又は当該参加者の死亡日の18ヶ月後まで行使することができます。

参加者のストック・オプション契約又はその他当社との契約に別途明示的に定められる場合を除き、参加者と当社又は当社の関連会社との雇用関係が「正当な理由による」解雇により終了した場合、当該参加者は、正当な理由による解雇の日付現在権利確定済み及び権利未確定の一切のオプションに係る権利を放棄し、かかる日付後いかなるストック・オプションも行使することができます。

参加者のストック・オプション契約又はその他当社との契約に別途明示的に定められる場合を除き、参加者と当社又は当社の関連会社との雇用関係が就業不能、死亡又は正当な理由による解雇を除くその他の理由により終了した場合、当該参加者は、権利確定済みのストック・オプションを、雇用関係が終了した日付の3ヶ月後まで行使することができます。

参加者が適用される期間内にそのストック・オプションを行使しない場合、当該ストック・オプションは自動的に終了します。

参加者は通常、遺言若しくは相続・遺産分配法によるか、又は家族関係関連規則若しくは正式な離婚協議書に基づく場合を除き、2013年プランの下で付与されたストック・オプションを譲渡することはできません。ただし、参加者は、取締役会又は正式な権限を有する役員による承認を条件として、当該参加者の死後にストック・オプションを行使可能な受取人を指定することができます。

株式評価益権

2013年プランの下では、株式評価益権を株式評価益権契約に基づき付与することができます。各株式評価益権は、相当数の普通株式により表示されます。各株式評価益権の行使価格は、プラン運用者によって決定されますが、いかなる場合にも、付与日における当該株式評価益権の対象株式の公正市場価額の100%を下回ってはなりません。プラン運用者はまた、株式評価益権の権利確定に関して、適切とみなした制限や条件を課すことができます。株式評価益権は、当社普通株式、現金、現金及び株式の組み合わせ、又はプラン運用者が承認し、株式評価益権契約に定められるその他の適格な形態の対価による支払いが可能です。株式評価益権は、2013年プランに基づくストック・オプションと同様の、継続雇用の終了に関する条件及び譲渡制限に服します。

制限付株式報酬

2013年プランの下では、制限付株式報酬を制限付株式報酬契約に基づき付与することができます。制限付株式報酬は、当社宛ての現金、小切手、銀行手形若しくは郵便為替、受領者の当社若しくはその関連会社に対する業務の遂行、又はプラン運用者が認めるその他の適法な形態の対価による付与が可能です。制限付株式報酬に関して発行される当社普通株式は、プラン運用者が決定し、制限付株式報酬契約に定められる権利確定スケジュールに基づく失効の対象となります。2013年プランの下では、制限付株式報酬に関して、当該報酬の対象となる制限付株式について支払われる配当は、関連する制限付株式報酬の対象株式に適用されるものと同様の権利確定及び失効に関する制限に服するものと定めることができます。制限付株式報酬に基づき当社普通株式を取得する権利は、制限付株式報酬契約に定められる条件に従ってのみ譲渡可能となります。適用ある制限付株式報酬契約に別段の定めがある場合を除き、参加者の継続雇用が終了した場合、当社は、失効に関する条件又は買戻権により、かかる終了日現在権利未確定の株式の一部又は全部を、制限付株式報酬契約の条件に基づき受領することがあります。

制限付株式ユニット報酬

2013年プランの下では、制限付株式ユニット報酬を制限付株式ユニット報酬契約に基づき付与することができます。購入価格は、プラン運用者が認めるあらゆる適法な形態により支払うことができます。制限付株式ユニット報酬は、プラン運用者が決定する権利確定スケジュールに基づく権利確定の対象となります。制限付株式ユニットは、当社普通株式の交付、現金、現金及び株式の組み合わせ、又はプラン運用者が決定し、制限付株式ユニット報酬契約に定められるその他の形態の対価により決済されます。2013年プランの下では、制限付株式ユニット報酬の対象となる当社普通株式に関して配当相当額を与え、プラン運用者の単独の裁量により、これを当該制限付株式ユニット報酬の対象となる追加的な当社普通株式に転換することができます。適用ある制限付株式ユニット報酬契約に別段の定めがある場合を除き、権利未確定の制限付株式ユニットは、何らかの理由による参加者の継続雇用の終了時に失効します。

業績連動型報酬

2013年プランは、当社による、「業績連動型報酬 (performance-based compensation)」として適格であり、内国歳入法第 162 条 (m) により課せられる対象従業員 1 人につき支払う報酬の所得税控除に関する 1 百万米ドルの制限の対象とならない現金及び株式による業績連動型報酬の付与を認めています。

業績連動株式報酬

業績連動株式報酬は、業績期間における所定の業績目標の達成に応じて付与、権利確定又は行使若しくは支払いを行うことができる株式報酬です。業績連動株式報酬はまた、一定期間の継続的な役務の完了を必要とします。業績期間の長さ、業績期間に達成されるべき業績目標並びに当該業績目標が達成されたか否か及びその程度についての基準は、報酬が歳入法第 162 条 (m) の遵守を意図しない範囲で取締役会がかかる決定を行う場合を除き、報酬委員会によって決定されます。加えて、適用法及び報酬契約により許容される範囲で、取締役会 (又は、場合に応じて、報酬委員会) は、業績連動株式報酬の支払いの際に現金を用いることを決定することができます。

業績連動現金報酬

業績連動現金報酬は、業績期間における所定の業績目標の達成に応じて支払われる株式報酬です。業績連動現金報酬はまた、一定期間の継続的な役務の完了を必要とします。業績期間の長さ、業績期間に達成されるべき業績目標並びに当該業績目標が達成されたか否か及びその程度についての基準は、報酬が歳入法第 162 条 (m) の遵守を意図しない範囲で取締役会がかかる決定を行う場合を除き、報酬委員会によって決定されます。取締役会 (又は、場合に応じて、報酬委員会) は、業績連動現金報酬の支払いの形式 (現金又はその他の財産) を特定するか、又は業績連動現金報酬若しくは取締役会 (又は、場合に応じて、報酬委員会) が指定するその一部を、すべて又は部分的に現金又はその他の財産により受領する選択肢を参加者に与えることができます。

【2013年プランの一般規定】

業績目標及び歳入法第 162 条 (m) に基づく検討

歳入法第 162 条 (m) により、報酬対象従業員 (後記「【特定の米国連邦所得税に関する情報】」に定義されます。) に関して年間に税額控除が可能な報酬額は、報酬が歳入法第 162 条 (m) 及び関連規制に定められる業績連動型報酬として認定される場合を除き、1,000,000 米ドルがその上限とされています。現在のところ、当社は、多額の純損失の繰越を有しており、また、近い将来に法人所得税を支払う見込みもないため、執行役の報酬の税金控除の優先度は高くなく、当社の報酬プログラムの仕組みを決定する際の重要な要素ではありません。2013年プランは、第 162 条 (m) の法人税控除に関する年間制限の業績連動型報酬の免除として認められる現金及び株式ベースの業績報酬を当社が付与することができるよう設計されています。2013年プランは、かかる目的のために業績連動型報酬として認められるよう企図された報酬を当社が付与できるようにするものですが、そのように企図されていない報酬を当社が付与することを制限するものではありません。当社は、近年、業績連動型報酬として認められると考えるストック・オプション及び業績連動型報酬として認められないストック・オプションを付与しました。

上述のとおり、適格な業績連動型報酬は、歳入法第 162 条 (m) における控除に関する制限に服しません。株主がかかる案に記載される 2013年プランに対する本変更を承認することにより、かかる目的のために業績連動型報酬として認められる報酬を報酬対象従業員に付与することができます。この点に関して、2013年プランは、歳入法第 162 条 (m) において「適格な業績連動型報酬を構成する」ことが企図される、ある年度に付与される報酬の 1 人当たりの上限を以下のとおり課しています。

	1 事業年度当たりの上限
株式報酬	200,000 株
現金による報酬	300,000 米ドル

上述の第 162 条 (m) における制限にかかわらず、当社の取締役会又は報酬委員会は、かかる制限を超える株式報酬 (ストック・オプションを含みます。) を付与することができます。その場合、関連の報酬費用は歳入法第 162 条 (m) における業績連動型報酬として認められず、税務上控除できません。

2013年プランには、報酬委員会が歳入法第 162 条 (m) における業績連動型報酬として認定されることを企図する報酬に含めることがある業績条件が詳述されています。当該業績基準は、以下に挙げる業績基準の 1 つ又は複数に基づいています。(1) 利益 (1 株当たり利益及び純利益を含みます。)、(2) 支払利息・税金・減価償却前利益、(3) 支払利息・税金・減価償却・償却控除前利益、(4) 株主還元率、(5) 株主資本利益率、(6) 使用総資本利益率、(7) 株価、(8) マージン (グロス・マージンを含みます。)、(9) (税引前又は税引後) 利益、(10) 営業利益、(11) 税引後営業利益、(12) 税引前利益、(13) 営業キャッシュ・フロー、(14) 売上目標、(15) 収益又は製品収益の増加、(16) 費用削減目標、(17) 運転資本の水準の改善又は達成、(18) 経済付加価値 (又は相当する測定基準)、(19) 市場占有率、(20) キャッシュ・フロー、(21) 1 株当たりキャッシュ・フロー、(22) 株価実績、(23) 負債削減、(24) プロジェクト又はプロセスの実施又は完了、(25) 顧客の満足度、(26) 株主資本、(27) 設備投資、(28) 負債の水準、(29) 営業利益

又は純営業利益、(30)従業員の多様性、(31)純利益又は営業利益の増加率、(32)請求、(33)臨床目標、並びに(34)資金調達目標。

業績目標は、1つ又は複数の事業単位、部門、関係会社、区分に関する会社全体の基準に基づく場合があり、また、絶対的又は1つ又は複数の比較会社の業績若しくは1つ又は複数の関連指標の業績との比較によって設定されます。2013年プランにおいて、報酬が付与された時点での報酬契約又は業績目標が設定された時点での業績目標を規定するその他の文書において報酬委員会（又は、歳入法第162条(m)の遵守が要求されない場合、取締役会）が別途定める場合を除き、報酬委員会（又は、歳入法第162条(m)の遵守が要求されない場合、取締役会）は、業績期間における業績目標の達成の計算方法について、以下のとおり適切な調整を実施します。(1)再編及び／又はその他の経常外費用の除外、(2)米ドル建てではない業績目標についての為替レートの影響の除外、(3)一般会計原則に対する変更の影響の除外、(4)法人税率に対する法定調整の影響の除外、並びに(5)一般会計原則において規定される「特別項目」の影響の除外。加えて、報酬委員会（又は、歳入法第162条(m)の遵守が要求されない場合、取締役会）は、業績目標の達成により支払われる報酬又は経済的利益を減らすか又は解消し、当該業績期間について選択された業績条件の計算方法を定義する裁量を保持します。

当社が課税控除対象であることが企図される株式報酬又は現金による報酬を報酬対象従業員に対し付与した場合でも、すべての報酬が実際に課税控除対象となることを保証することはできません。

資本構成の変更

資本化による調整が行われる場合、プラン運用者は、(i)2013年プランの対象となる有価証券の種類及び最大数、(ii)インセンティブ・ストック・オプションの行使に伴い発行される有価証券の種類及び最大数、(iii)第162条(m)の制限に従いいずれかの者に付与される有価証券の種類及び最大数、並びに(iv)未払いの株式報酬の対象となる有価証券の種類及び数並びに1株当たりの価格、を適切かつ比例して調整します。かかる調整はプラン運用者によって行われ、その決定は、最終的で拘束力を有し、決定的なものです。

企業間取引;支配権の変更

一定の企業間取引(2013年プランに定義されます。)の際には、プラン運用者は、企業間取引の締結又は完了に伴い、未払いの株式報酬に関して以下の措置のうち1つ又は複数の措置を講じる裁量を有しています。

- ・ 存続企業若しくは買収企業（又はその親会社）による株式報酬の引受け、継続又は置換を手配すること
- ・ 株式報酬に従い発行された当社普通株式についての再取得権又は買い戻し権の存続企業若しくは買収企業（又はその親会社）に対する譲渡を手配すること
- ・ 株式報酬の終了後の株式報酬の権利確定及び行使可能性を加速させること
- ・ 株式報酬に従い発行された当社普通株式についての再取得権又は買い戻し権の失効を手配すること
- ・ 企業間取引の効力発生日前に権利が確定していない又は行使されていない範囲で、現金対価（もしあれば）と引き換えに、プラン運用者がその単独の裁量により適切だと判断する株式報酬を取り消す又は取消しを手配すること
- ・ (2)株式報酬の保有者が株式報酬の行使に関連して支払う行使価格に対する(1)当該保有者が株式報酬の行使に伴い受領するであろう財産の価額の超過分と等価の金額の支払いと引き換えに、株式報酬を引き渡すよう手配すること

プラン運用者は、各報酬について同じ措置を講じる必要はありません。

株式報酬契約又は当社と参加者との間のその他の契約書に規定されるとおり、株式報酬は、支配権の変更(2013年プランに定義されます。)の後に、権利確定及び行使可能性がさらに加速される可能性があります。但し、かかる規定がない場合にはいかなる加速も行われません。

プランの変更又は終了

プラン運用者は、2013年プランを何時でも変更又は終了することができます。2013年プランに別段の規定がある場合を除き、2013年プランのいかなる変更又は終了も、参加者から書面による同意を得た場合を除いて、未払いの報酬における参加者の権利を著しく損なうことはありません。当社は、適用法及び上場要件による要求に従い、2013年プランの変更について株主の承認を取得します。プラン運用者が早期に終了した場合を除き、2013年プランは、取締役会によって採択された日又は株主によって承認された日のいずれか早い日付から10年後の応当日に自動的に終了します。

準拠法

2013年プランは、カリフォルニア州法に準拠します。

【特定の米国連邦所得税に関する情報】

以下は、当社及び2013年プランの下で報酬を受領した米国の参加者への米国連邦所得税（以下「連邦所得税」といいます。）の影響に関する概要です。連邦所得税は、改正されることもあり、どの参加者への連邦、州及び地方税の影響も各人の状況に応じて変動します。特定の個人に対する税金の影響も異なります。この概要は、全てを網羅するものではなく、参加者の死亡における税金の影響又は地方、州若しくは他国の所得税については触れません。当社は、2013年プランに基づく報酬を受領した場合の税金に関する事項については各参加者が各自の税アドバイザーに相談されることを勧めます。

インセンティブ・ストック・オプション

連邦所得税に関連し、インセンティブ・ストック・オプションの所有者には、これが付与されたとき又はこれを行使した時点では課税所得は発生しません。当該所有者が、ストック・オプションが付与されたときから、同オプションに基づき取得した普通株式を少なくとも2年、又はストック・オプションを行使してから1年間普通株式を保有し続けている場合は、その後当該普通株式を売却して売却益を得た場合、当該売却益には長期キャピタル・ゲインとして課税されます。参加者が、ストック・オプションが付与されてから2年経過する前に、又はストック・オプションを行使後1年が経過する前に、同オプションを行使したことにより取得した株式を処分した場合は、当該行使日に、株式の行使価格と公正市場価格の差額に等しい金額による通常所得を稼得したものとみなされます。これらの期間以降に株式を処分したことから認識された追加のゲイン又はロス、参加者が当該株式を1年以上保有したか否かにより、短期又は長期キャピタル・ゲインとみなされます。インセンティブ・ストック・オプションの行使日における株式のオプション行使価格と公正市場価格の差額は、所有者の代替最低課税所得を計算する上での調整額となり、当該税額が参加者の1年の通常所得税を超えた場合は、代替最低課税の対象になることがあります。

非適格ストック・オプション

一般的に、非適格ストック・オプションが付与された参加者には、当該オプションが付与された時点では課税所得は発生しませんが、これを行使したときに、オプション行使価格と行使日の株式の公正市場価格の差額に等しい通常所得が発生します。参加者が、オプションを行使して取得した株式をその後売却した場合の追加のゲイン又はロスは、参加者が当該株式を1年以上保有したか否かにより、短期又は長期キャピタル・ゲインとみなされます。

株式評価益権

一般的に、参加者に株式評価益権が付与された時点では、課税所得は発生しません。当該権利を行使したときに、参加者には、受領した現金に受領した株式の公正市場価値を加えた金額に等しい通常所得が発生したものとみなされます。参加者が、オプションを行使して取得した株式をその後売却した場合の追加のゲイン又はロスは、参加者が当該株式を権利の行使後1年以上保有したか否かにより、短期又は長期キャピタル・ゲインとみなされます。

制限株式

一般的に、参加者には、歳入法第83条(b)の選択を行わない限り、帰属しない制限株式が付与された時点では、課税所得は発生しません。その代わりに、制限株式が帰属したときに、参加者には、各帰属日の株式の公正市場価値又は受領した現金から、株式に支払われた金額を控除した金額に等しい通常所得が発生したものとみなされます。

制限株式ユニット

一般的に、参加者には、帰属しない制限株式ユニットが付与された時点では、課税所得は発生しません。制限株式ユニットが帰属して決済されたときに、参加者には、帰属した株式ユニットの下で受領した支払額の金額に等しい通常所得が発生したものとみなされます。

当社の法人税に対する影響

一般的に、当社は、2013年プランに基づく報酬に関して、参加者が所得を認識したときに（参加者が非適格ストック・オプションを行使したとき等）、通常所得に等しい金額分の税控除を受けられます。

歳入法第162条(m)の制限

歳入法第162条(m)は、当社の主な執行役員及びその他最も高い報酬が支払われている役員3名（最高フィナンシャル・オフィサーを除きます。）（以下「対象従業員」といいます。）について、当社が1事業年度において控除することができる報酬の上限額を1,000,000ドルに制限しています。

2013年プランは、歳入法第162条(m)の年間控除制限が適用されない、業績連動型報酬となる特定の報酬を付与することを意図

したプランです。但し、当社が、変動する目標を達成しうるために、執行役員の報酬を柔軟に変更できるように、当社の取締役会及び報酬委員会は、全ての報酬を税控除が可能にらしめるという方針は採用していません。

歳入法第 409 条 A

歳入法第 409 条 A は、特定の種類の非適格報酬制度に対する連邦所得税法の適用について定めています。一般的に、歳入法第 409 条 A に違反すると、繰り延べることが意図された所得を認識する時期が前倒しされ、従業員に、その納付すべき所得税に加え、20%の連邦消費税並びに場合によっては追徴税及び利息が課されることとなります。歳入法第 409 条 A が適用される報酬制度の種類は広範であり、2013 年プランに基づく特定の報酬（制限株式ユニット等）にも適用される場合があります。2013 年プラン（同プランに基づき付与される報酬を含みます。）は、適用される限度まで、歳入法第 409 条 A の要件に服することが意図されています。歳入法第 409 条 A で要求されるとおり、当社は、特定の従業員に対する特定の繰延報酬の支払を当該従業員が退職後 7 ヶ月経過するまで据え置く場合があります。

【現行のプランに基づく利益】

以下の表は、2017 年 4 月 13 日（基準日）現在の 2013 年プランに基づき付与されたストック・オプションの対象となる株式数を記載したものです。この株式数には、キャンセル又は行使されずに満了したオプションの影響を考慮しておらず、2013 年プランに基づき参加者に付与されたその他の種類の報酬の対象となる株式数も反映していません。

氏名及び役職	オプションの対象となる株式数
岩城祐一 M. D. Ph. D.、代表取締役社長兼 CEO	1,340,000
ライアン・セルホーン CPA、チーフ・フィナンシャル・オフィサー	—
松田 和子 M. D. Ph. D.、チーフ・メディカル・オフィサー	900,000
岡島正恒 ヴァイス・プレジデント兼東京事務所代表	475,000
ジェフリー・オブライエン J. D.、M. B. A.、ヴァイス・プレジデント	640,000
エスター・ヴァン・デン・ブーム CPA、元チーフ・フィナンシャル・オフィサー	—
全現執行役員	3,355,000
全非従業員取締役	110,000
全従業員（全執行役員を除きます。）	386,000

(1) ヴァン・デン・ブーム女史は、2016 年 3 月 31 日付でチーフ・フィナンシャル・オフィサーの職を退任しました。

【株式報酬制度に基づき発行可能な有価証券】

当社には、適格従業員、取締役及びコンサルタントに当社の普通株式を発行することができる(i)2004 年プラン及び(ii)2013 年プランからなる 2 つの株式報酬制度があります。以下の表は、2016 年 12 月 31 日現在有効であった当社の各株式報酬制度に関する情報を示したものです。

プランの種類	発行済みオプション、ワラント及びライツの行使時に発行される有価証券 (a)	発行済みオプション、ワラント及びライツの加重平均行使価格 (b)	株式報酬制度に基づき将来発行可能な有価証券の残数 （(a)欄の有価証券を除きます。） (c)
株主に承認された株式報酬制度	4,432,017	\$3.47	1,203,192
株主に承認されていない株式報酬制度	—	—	—
合計	4,432,017	\$3.47	1,203,192

当社の取締役会は、2013 年 4 月に 2013 年プランを承認し、その後、当社の株主に承認されました。

2013 年プランは、現金、株式又はその他の資産をもって決済することが可能なインセンティブ・ストック・オプション、非適格ストック・オプション、株式評価益権、制限株式報酬、制限株式ユニット報酬、その他の株式報酬及び業績報酬について定めています。2016 年 12 月 31 日現在、2013 年プランの下で、当社普通株式 2,771,000 株を購入することができるオプションが発行されていました。

当社の取締役会及び株主は 2004 年プランを承認しました。当社の 2013 年プランが株主に承認された後は、2004 年プランに基づく更なる報酬は付与されていません。2004 年プランに基づき発行されているオプションは、現行の条件で運用され続けます。2016 年 12 月 31 日現在、2004 年プランの下で、当社普通株式 1,661,017 株を購入することができるオプションが発行されていました。

【必要な投票数】

2013 年エクイティ・インセンティブ・プランに基づき発行可能な当社普通株式数を 1,200,000 株増加するための変更案の承認には、年次株主総会に自ら出席し又は委任状により代理され、かつ、当該議案について議決権を行使することのできる株主の過半数の賛成票が必要となります。棄権票は、当該議案への「反対」票と同様の効果を有します。ブローカー未行使議決権は、影響を及ぼしません。

取締役会は、メディシノバ・インク 2013 年エクイティ・インセンティブ・プランに基づき発行可能な普通株式数を 1,200,000 株増加することの変更案の承認に「賛成」の投票をされることをお勧めいたします。

執行役

以下は、本参考書類の日付現在における当社の執行役に関する経歴の概要です。

氏名	役職	年齢	主な職歴
岩城裕一 M. D.、Ph. D.	社長兼チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	67	当社の設立者であり、2000年9月の設立時より2007年3月まで取締役会会長。2005年7月にエグゼクティブ・チェアマン、2005年9月にチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）代行、2006年3月に社長兼CEOにそれぞれ就任。2013年11月から2014年4月8日にかけて、チーフ・フィナンシャル・オフィサー代行。2001年9月から2007年1月にかけて、資金調達取引及び事業開発活動に関する当社の相談役。1994年から2008年までアヴィジェン・インク（以下「アヴィジェン」という。）の取締役。南カリフォルニア大学医学部泌尿器科学、外科学及び病理学の3分野の教授を務め、1992年以来、同大学移植免疫及び免疫遺伝学研究室ディレクター。東邦大学医学部客員教授。南カリフォルニア大学医学部教員として勤務する以前の1989年から1991年にかけて、ピッツバーグ大学医学部教授（外科学及び病理学）。札幌医科大学においてM. D. 及びPh. D. を取得。査読論文200本超及び書籍40章超を執筆。過去30年にわたり、製薬会社及びベンチャー・キャピタル・ファンドに対し、研究及び投資戦略についての助言を行い、バイオテクノロジー企業数社の取締役。
岡島正恒	ヴァイス・プレジデント兼東京事務所代表	49	2006年9月よりヴァイス・プレジデント兼東京事務所代表。当社に入社する前は、2002年より大和証券SMBC株式会社（現大和証券株式会社）で次長。1999年から2002年まで、大和証券エスビーキャピタル・マーケット株式会社で課長代理。1996年から1999年まで、住友キャピタル証券株式会社で部長代理。1991年から1996年まで、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）において様々な職務にあたる。東京理科大学理工学部においてB. S. を取得。
松田和子 M. D.、Ph. D.、MPH	チーフ・メディカル・オフィサー	51	2011年9月1日にチーフ・メディカル・オフィサーに就任。2010年4月から2011年9月まで、当社の臨床開発部門ヴァイス・プレジデント。当社の臨床開発すべてについて責任を負う。2008年8月から2009年11月まで、南カリフォルニア大学のカーク医科大学にて助教授。2005年8月から2008年7月まで、ロサンジェルスの小児病院の臨床研究員。ミシガン州立大学にて内科及び小児科の研修期間を開始し、ロマ・リンダ大学にて小児科の研修期間を完了。日米両国の小児科医師免許を有する。札幌医科大学においてM. D. 及びPh. D. を取得し、ハーバード大学公衆衛生学部においてMPHを取得。
ジェフリー・オブラ イアン J. D.、M. B. A.	ヴァイス・プレジデント	48	2009年から事業開発担当ディレクター、2012年から事業開発及び戦略計画担当上級ディレクターを務めた後、2013年10月にヴァイス・プレジデントに昇進。当社に入社以前は、2004年から2008年にかけてヴァイス・プレジデントとして、UBS証券、野村証券及びバンク・ズィーガルを含む複数のインベストメント・バンクにおいて製薬企業及びバイオテクノロジー企業を対象とする株式リサーチ・アナリストを務めた。ドナルドソン・ラフキン・ジャンレット／クレディ・スイス・ファースト・ボストンでは、医療分野専門のインベストメント・バンカーを務めた。大学院入学前に、ザ・リボソーム・カンパニーにおいてバイオテクノロジー商品の開発に成功。デラウェア大学において優秀な成績で化学専攻の理学士を取得。バンダービルト大学ロースクールで法学士を、さらにバンダービルト大学オーウェン経営学大学院においてMBAを同時に取得。

ライアン・セルホーン	チーフ・フィナンシャル・オフィサー	35	2016年3月31日付けでチーフ・フィナンシャル・オフィサーに就任。グラントソントン・エルエルピーに10年間勤め、最終的に監査実務及び国内合併・買収グループのシニアマネージャーを務めた後、2013年7月に会計サービス企業であるシグニチャー・アナリティクス・サンディエゴ・エルエルシーにオペレーション担当ヴァイス・プレジデントとして入社。ライフサイエンス、バイオテクノロジー及び医療機器を含む多くの業界の公開・非公開企業を担当した経験を有する。ジョージタウン大学で会計・金融の学士号を取得した。
------------	-------------------	----	--

報酬委員会の報告書*

報酬委員会は、本招集通知の以下に含まれる報酬の審議と分析について検討し、経営陣と協議しました。かかる検討及び当社経営陣との協議に基づき、報酬委員会は、報酬の審議と分析を本招集通知に含めるよう取締役会に提言しました。

ジェフ・ヒマワシ Ph.D. (委員長)
石坂芳男
小林温

* 本報告書の内容は、「勧誘のための資料」ではなく、米国証券委員会に「提出」したものとみなされず、また、本書の日付の前後を問わず、かつ提出書類に含まれる全般的な引用文言にかかわらず、1933年連邦証券法（その後の改正を含みます。）又は証券取引所法に基づく当社の提出書類に、参照することにより組み込まれるものではありません。

執行役の報酬

2016年12月31日に終了した事業年度において、当社の「NEO」(Named Executive Officers)には以下の者が含まれます。

- ・ 岩城裕一 (M.D.、Ph.D.、社長兼チーフ・エグゼクティブ・オフィサー)
- ・ ライアン・セルホーン (チーフ・フィナンシャル・オフィサー)
- ・ 松田和子 (M.D.、Ph.D.、チーフ・メディカル・オフィサー)
- ・ 岡島正恒 (ヴァイス・プレジデント兼東京事務所代表)
- ・ ジェフリー・オブライアン (J.D./M.B.A.、ヴァイス・プレジデント)
- ・ エスター・ヴァン・デン・ブーム (CPA、前チーフ・フィナンシャル・オフィサー)

ヴァン・デン・ブーム氏は、2016年3月31日付けで当社チーフ・フィナンシャル・オフィサーを退任しました。セルホーン氏は、ヴァン・デン・ブーム氏の後任として2016年3月31日付けで当社チーフ・フィナンシャル・オフィサーに就任しました。報酬概要一覧表の注記に詳述されるとおり、それぞれの会計サービス企業との契約により、ヴァン・デン・ブーム氏は当社チーフ・フィナンシャル・オフィサーを以前務め、セルホーン氏は当社チーフ・フィナンシャル・オフィサーを現在務めています。したがって、両氏は、2016年中、当社の他のNEOに付与される下記の報酬のいずれも受領する権利を有しておらず、それぞれの会計サービス企業を通じて受領した報酬のみを受領する権利を有していました。

報酬の審議と分析

本報酬の審議と分析（以下「CDA」といいます。）は、2016年12月31日に終了した事業年度及び現事業年度における、当社のNEOの報酬に関する考え方、方針及び慣行について記載したものです。本CDAには、当社の報酬に関する総合的な目標、及び当社が提供する報酬の各要素に関する情報が含まれます。

当社の執行役報酬制度の主な要素は、基本給、潜在的な現金賞与及び株式報酬です。また、NEOは、雇用者分担金を伴う401(k)制度及び通常当社の全従業員に提供される健康制度への加入等、一定の手当及びその他の給付を受けます。当社は、NEO及びその他の従業員に支払われる報酬総額が、これらの者による役務の価値及び当社の成功への貢献を公正に反映したものとすることを目標としています。当社の執行役の報酬に関する慣行は、経営陣の能力、経験のレベル及び実績を評価するものであり、当社の財務目標及び経営目標を最大化するための有意なインセンティブを含みます。

報酬委員会（以下「本委員会」といいます。）は、ナスダック規則に従って、取締役が判断するところによる独立取締役のみで構成されています。本委員会は、当社の執行役報酬の方針及び慣行の策定及び実施、並びにそれらの遵守の監視について責任を負います。本委員会は、NEOの基本給及び賞与、並びに非従業員取締役の報酬を検討及び承認するとともに、当社が全従業員に提供する様々な包括的給付制度を監督します。本委員会は、定期的に、内部及び第三者の情報源から得た比較のための報酬データを検討しますが、2016年度及び2017年度の執行役報酬の設定においては、当社の報酬の水準を特定の会社のそれと比較することはしていません。CEOは、すべての執行役の報酬の水準に関する提言を、本委員会の検討及び承認を受けるために本委員会に提出します。

本委員会は、CEOが提言した報酬を修正する裁量を有します。本委員会の任務については、本委員会の委員会規則にさらに詳しく定義されています。当社株主は、直近では2016年にNEOの報酬を承認し（82.35%の株主が自ら又は代理人によって出席しました。）、本委員会は、かかる承認により、当社の執行役に関する報酬制度及び報酬慣行が、当社のような規模及び発展段階にある会社にとって適切であることが示されたと考えています。

報酬プロセスにおける執行役の役割

報酬プロセスについては、本委員会が管理及び運営し、決定を下していますが、チーフ・エグゼクティブ・オフィサーによる提言は、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー自身を含む全執行役の報酬の設定に関連して考慮に入れられています。他のいずれのNEOも、NEOの報酬に関する提言は行いません。

報酬に関する考え方及び方針

本委員会は、NEOに対してその役務の価値及び当社の成功への貢献に応じた報酬を支払い、かつ当社の経営目標及び財務目標の達成のためのインセンティブを与えるよう、当社の報酬制度を公正に設計しました。当社の報酬制度は、比較的シンプルであり、基本給、当社及び／又は個人の目標の達成に基づく潜在的な年間現金賞与、並びに株式報酬の3つの要素のみから成ります。

当社は、2013年6月以前は、2004年ストック・インセンティブ・プラン（その後の修正及び改訂を含み、以下「2004年プラン」といいます。）に基づいてすべての株式報酬を付与していました。2004年プランに基づいて付与されたすべてのオプションは、付与日における当社普通株式の公正価格以上の価格により付与されました。2013年6月以降、すべてのストック・オプションは、2013年エクイティ・インセンティブ・プラン（以下「2013年プラン」といいます。）に基づいて、従業員（NEOを含みます。）及び取締役付与されました。当社が付与したストック・オプションには、3年から4年という時間の経過のみによって権利確定するものと、対象期間の開始時に設定した規定の年間企業目標が達成された場合のみ権利確定するものがあります。付与されたストック・オプションはすべて、付与日現在のナスダック株式市場の終値と同一の価格を行使価格として付与されます。本委員会が付与した株式報酬の一部は業績連動型であり、本委員会の裁量において、予め設定された目標が所定の期間内に達成された場合に限り権利確定し、一方で、他の株式報酬は、勤続を条件として経時的に権利確定します。すべてのストック・オプションは、付与日現在の公正価格により付与され、執行役がそれらの利益を実現するには株価の上昇が要件となります。

NEOの基本給、潜在的な現金賞与及び株式報酬には、各NEOによって異なる責任の度合いが反映されています。本委員会は、当社の報酬制度の3つの要素が、様々な報酬目標に適していると認識しています。本委員会は、(i)主に現地市場の同等の企業の慣行を基準としている基本給が、執行役を惹きつけ、確保するように設計されており、(ii)賞与及び株式報酬が、執行役に対し、本委員会が定めた特定の成績を達成するとともに自己の利益と株主及び当社の利益とを一致させるためのインセンティブを与えるように設計されており、かつ(iii)報酬のその他の要素（標準的な従業員給付及び手当等）が主に市場慣行に基づいており、全従業員に対して非差別的に提供されていると考えます。

NEOの報酬

本セクションは、NEOに適用される当社の報酬制度の各種要素について、本委員会によるCEO及びその他NEOの報酬水準の設定の根拠に関する説明とともに記載したものです。

基本給 本委員会は、基本給が、有能な経営陣を惹きつけ、確保するために競争力のある範囲で維持されなければならないと考えます。本委員会は、この報酬の水準を毎年、各NEOに関して、役職、個人の責任の度合い及び実績、当社における在職期間、並びに当社の成功における独自の価値及びこれまでの貢献に基づいて個別に見直します。本委員会は、年次実績評価プロセスの一部として毎年行うほか、昇進又はその他任務の変更があった際にも給与を見直します。通常、基本給の水準は、昇進及び／又は任務の変更を除いては、生活費の上昇があった場合にのみ調整されています。本委員会は、全NEOの基本給に関してCEOからの提言を検討します。基本給の水準に関するCEO及び本委員会の理念は、それらの集合的な知見に基づいており、正式な報酬調査を検討することによって定期的に情報提供されています。

本委員会は、全NEO（ヴァン・デン・ブーム氏及びセルホーン氏を除きます。）及びその他の従業員の2016年の基本給の水準を0.8%引き上げました。この調整により、2016年度のNEOの基本給は、岩城氏が523,042米ドル、松田氏が347,458米ドル、岡島氏が304,184米ドル、オプライアン氏が259,056米ドルとなりました。本委員会は、NEOの基本給が、当社と同様の事業を営むか又は当社と同一の地域に存在し、かつ同等の規模を有する企業において同等の能力を有する執行役員に支払われる金額と同等の水準に基づいていると考えています。

ヴァン・デン・ブーム氏及びセルホーン氏は、2016年の役務について基本給を受領していません。両氏は、当社チーフ・フィナンシャル・オフィサーとしての役務について、それぞれの会計サービス企業から支払いを受けました。

現金賞与報酬 当社は従来、NEOに対し、現金賞与の形でインセンティブ現金報酬を稼得する機会を提供してきました。かかる現金賞与の機会により、2016年、当社チーフ・エグゼクティブ・オフィサーの岩城氏は基本給の50%を上限とする現金賞与を、また松田氏、岡島氏及びオプライアン氏は基本給の35%を上限とする現金賞与を稼得することが可能でした。各執行役の目標インセンティブ報酬額は、各執行役が当社の経営成績及び財務成績に与える影響、並びに市場の報酬慣行を考慮に入れて決定されたものです。ヴァン・デン・ブーム氏及びセルホーン氏は、2016年、現金賞与報酬を受け取る資格を有しませんでした。現金賞与を受ける権利は、各期首に定められた当社の業績目標（経営目標及び財務目標の両方）の達成の度合いに基づいています。報酬はかかる予め定められた目標を参照して決定されますが、執行役に最終的に与えられる報酬額は、保証されておらず、本委員会が年間の業績を検討した上で単独の裁量によりこれを調整することが可能でした。2016年1月、本委員会は、2016年度の目標として、以下の加重目標を設定しました。

2016 年度目標：

プロジェクト目標 (75%)

- MN-166 (45%)
 - (i) MS 治験の中間解析を実施 (20%)
 - (ii) ALS 治験の中間解析を実施 (20%)
 - (iii) メタンフェタミン治験の患者登録を 75%完了 (Q4) (2.5%)
 - (iv) 外部からの資金調達によって初期の治験を実施 (2.5%)
- MN-001 (25%)
 - (i) NASH/TG 研究の患者登録を 50%完了 (15%)
 - (ii) IPF 研究の患者登録を 50%完了 (10%)
- MN-221/MN-029 (5%)
 - (i) 会社資源を支出せずに開発を進展させること

財務目標 (25%)

- 期末時点で少なくとも 18 百万米ドルの現金残高を有すること

2017 年 1 月、本委員会は、各目標にはその達成を証明する十分な情報が含まれていると判断し、さらに、2016 年度業績目標が 100%達成されたと判断し、潜在的な現金賞与の全額を受け取る権利を認めました。

株式報酬 2016 年 1 月、本委員会は、2015 年度目標の達成に対する報酬として、NEO (ヴァン・デン・ブーム氏及びセルホーン氏を除きます。) に対する 3 年間にわたり権利確定するストック・オプションを、岩城氏に 120,000 株、松田氏に 100,000 株、並びに岡島氏及びオブライアン氏にそれぞれ 30,000 株付与しました。2016 年 1 月、本委員会は、岩城氏に 320,000 株、松田氏に 170,000 株、並びに岡島氏に 120,000 株及びオブライアン氏に 115,000 株の業績連動型ストック・オプションを付与しました。

かかる株式報酬の規模を決定するに当たり、本委員会は、執行役の当時未行使であった報酬の状況、前年度の当社の業績、及び当社の今後の業績に対して見込まれる貢献を考慮しました。また、当社の株式プランの下で全体として利用可能な留保株式、及び市場の参照企業における株式プランの「バーンレート」をも考慮に入れました。業績に基づく権利確定は、現金賞与報酬を受け取る資格と同様に、上記「現金賞与報酬—2016 年度目標」に記載した 2016 年度の目標と同じ目標の達成に基づいています。権利確定はかかる予め定められた目標を参照して決定されますが、執行役に関する最終的な権利確定の決定は、保証されておらず、本委員会が年間の業績を検討した上で単独の裁量によりこれを調整することが可能でした。

2017 年 1 月、本委員会は、2016 年度目標について、これらが達成されたか又はこれらを上回る実績が得られたと判断し、すべての業績連動型ストック・オプションを受け取る権利の確定を認めました。

手当及びその他の給付

当社の執行役 (ヴァン・デン・ブーム氏及びセルホーン氏を除きます。) は、医療・歯科保険制度、生命保険制度、401(k) プラン及び従業員株式購入プランを含む当社のすべての従業員給付制度に、いずれも当社の他の従業員と同じ条件で加入する資格を有します。401(k) プランでは、当社はその裁量において、各賃金支給期間に当該プランのために繰り延べられた適格な報酬に応じたマッチング拠出を行うことができます。当社はこれまで、勤続 3 ヶ月経過後の適格な報酬の 6% を上限とし、選択された繰延額の 100% に相当する額により、加入者が拠出した金額の一部についてマッチング拠出を行ってきました。従業員株式購入プランは、フルタイムの従業員に対し、賃金からの控除により (各従業員の報酬の 15% を上限とします。)、普通株式を、各 6 ヶ月間の募集期間の初日又は末日現在の公正価格の 85% に相当する額のうち少ない額を上限として許可するものです。

雇用、解雇及び支配権の変更に関する契約

当社は、いずれも長年にわたり当社の従業員である岩城氏及び岡島氏との間で、下記「雇用契約」に記載するとおり雇用契約を締結しています。その他には、チーフ・フィナンシャル・オフィサーとしての役務に関してコンサルティング契約を締結していたライアン・セルホーン氏を除き、当社はいずれの NEO とも正式な書面による雇用契約は締結していません。当社は、以前、前チーフ・フィナンシャル・オフィサーとしてのヴァン・デン・ブーム氏の役務に関するコンサルティング契約を締結していました。本委員会は、下記「解雇保護契約」に記載する NEO (セルホーン氏を除きます。) との解雇保護契約の維持が、支配権の変更が生じた場合に主要な従業員の雇用に及ぶ影響にかかわらず、当社の主要な従業員を確保し、主要な従業員が株主価値を最大化するための活動を追求することを保証する上で重要な手段であると考えます。

執行役の報酬の税務上の取扱い

歳入法第 162 条 (m) により、ある報酬対象従業員（一定の NEO を含みます。）に関して年間に税額控除が可能な報酬額は、報酬が歳入法第 162 条 (m) 及び関連規制に定められる業績連動型報酬として認定される場合を除き、1,000,000 米ドルがその上限とされています。現在のところ、当社の NEO に支払われた報酬は、かかる控除に関する制限に服しません。当社は、それにより特定の報酬の税額控除が歳入法第 162 条 (m) 上不可能となるとしても、報酬の提供方法に関して柔軟性を維持することが当社の最善の利益に適う場合があると考えています。

リスク評価

報酬委員会は毎年、NEO の報酬の要素の見直しを行っており、その一環として、プログラム全体が過度のリスク負担を助長していないかを検討しています。報酬委員会は現在の評価として、NEO に提供される報酬の大部分が業績連動型であるものの、当社の報酬プログラムは過度又は不要なリスク負担を促してはいないと考えています。報酬委員会は、かかる報酬プログラムの設計が、NEO が短期及び長期の両方の戦略目標を重視し続けることを促すものであると考えています。当社の報酬慣行には、(1) 短期インセンティブ報酬と長期インセンティブ報酬のバランスをとる、(2) 保有者の利益と当社の長期的な展望とを一致させるために、長期インセンティブ報酬の権利確定に関して時間に基づく基準と業績に基づく基準とを利用する、(3) 限定的な目標ではなく、全体としての当社の進展に関連づけられた複数の業績指標を利用する、及び(4) 報酬委員会が現金インセンティブ及び業績連動型株式報酬プログラムの下で支払う金額を決定する裁量を留保するという保護手段が組み込まれています。

2016年の報酬概要一覧表

下記の表は、2016年、2015年及び2014年各12月31日に終了した事業年度において、NEOが受領又は稼得した報酬を示しています。オブライアン氏及びヴァン・デン・ブーム氏は、2015年より前にはNEOではありませんでした。セルホーン氏は、2016年度にチーフ・フィナンシャル・オフィサーに就任しました。

氏名及び役職	年度	給与 (単位：米ドル)	オプション報酬(1) (単位：米ドル)	ストック・インセンティブ・プラン以外の報酬(2) (単位：米ドル)	その他の全報酬(3) (単位：米ドル)	合計 (単位：米ドル)
岩城裕一、M. D.、Ph. D. 代表取締役社長兼 CEO(4)	2016	523,042	1,135,800	261,521	15,900	1,936,263
	2015	518,891	510,850	259,445	15,900	1,305,086
	2014	504,758	-	252,379	11,961	769,098
ライアン・セルホーン、CPA チーフ・フィナンシャル・オフィサー(5)	2016	58,750	-	-	-	58,750
	2015	-	-	-	-	-
松田和子、M. D.、Ph. D. チーフ・メディカル・オフィサー	2016	347,458	697,767	121,610	8,496	1,175,331
	2015	344,700	255,425	120,645	9,100	729,870
	2014	293,550	270,898	102,743	15,600	682,791
岡島正恒 ヴァイス・プレジデント兼東京事務所代表	2016	304,184	386,874	106,464	18,350 (6)	815,872
	2015	301,769	214,557	105,619	15,887 (6)	637,832
	2014	293,550	33,862	102,743	17,518 (6)	447,673
ジェフリー・オブライアン、J. D. /M. B. A. ヴァイス・プレジデント	2016	259,056	374,009	90,670	15,900	739,634
	2015	257,000	214,557	89,950	15,900	577,407
エスター・ヴァン・デン・ブーム、CPA 元チーフ・フィナンシャル・オフィサー(7)	2016	37,000	-	-	-	37,000
	2015	95,100	-	-	-	95,100

- (1) FASB の会計原則基準書のトピック 718 (本書では ASC 718 という。)に基づき計算される付与日における公正価格を表す。報酬の評価額の決定に用いられる前提事実については、2016年12月31日に終了した年度の様式10-Kによる当社年次報告書の連結財務書類の注記に記載される注8「Stock-based Compensation (株式に基づく報酬)」を参照のこと。付与日における公正価格は、オプションの付与時に業績に関する条件がすべて達成されていることを前提としている。
- (2) 業績ベースの現金インセンティブ支払金を表している。
- (3) 401(k)雇用者分担金相当額を含む。団体長期障害所得補償保険料及び健康保険料(双方とも一般に全従業員に対して区別なく提供される。)を除く。
- (4) 岩城氏は、2013年11月から2014年4月8日までチーフ・フィナンシャル・オフィサー代行の役職を務めた。
- (5) 会計サービス企業であるシグニチャー・アナリティクス・サンディエゴ・エルエルシーのライアン・セルホーン氏は、2016年3月31日付けでチーフ・フィナンシャル・オフィサーに就任した。シグニチャー・アナリティクスとのサービス契約は2016年3月31日付けで効力を発し、当初の期間は2017年3月31日に満了する。2016年12月31日に終了した事業年度中、当社はシグニチャー・アナリティクス・サンディエゴ・エルエルシーに対し、総額160,579米ドルを支払い、これには報酬概要一覧表に反映された、セルホーン氏の当社チーフ・フィナンシャル・オフィサーとしての役務、並びに経理担当管理者及び/又はその他の職員レベルの経理担当者の役務に関する支払金が含まれる。
- (6) 岡島氏の雇用契約に規定されており、年金及び福祉の保険料について日本法により要求される日本における団体長期障害所得補償保険料及び生命保険料に関する利益調整を含む。
- (7) ヴァン・デン・ブーム氏は、会計サービス企業であるヴァン・デン・ブーム・アンド・アソシエイツ・エルエルシーの所有者である。2014年4月8日付けのヴァン・デン・ブーム氏のチーフ・フィナンシャル・オフィサー就任に関連して、当社はヴァン・デン・ブーム・アンド・アソシエイツ・エルエルシーとの間で、同氏による役務の提供に関する業務委託契約を同日付けで締結した。同契約は、2015年4月3日に更新され、2016年3月31日に1年の契約期間が満了した。ヴァン・デン・ブーム氏は、2016年3月31日付けで当社チーフ・フィナンシャル・オフィサーを退任した。2016年12月31日に終了した事業年度中、当社はヴァン・デン・ブーム・アンド・アソシエイツ・エルエルシーに対し、総額80,502米ドルを支払い、これには報酬概要一覧表の給与欄に反映された、ヴァン・デン・ブーム氏の当社チーフ・フィナンシャル・オフィサーとしての役務、並びに経理担当管理者及び/又はその他の職員レベルの経理担当者の役務に関する支払金が含まれる。

プラン・ベースの報酬の付与

下記の表は、2016年12月31日に終了した年度中においてNEOに対し付与された一切のプラン・ベースの報酬に関する概要を記載したものです。なお、ヴァン・デン・ブーム氏及びセルホーン氏は、コンサルティング契約により、2016年にプラン・ベースの報酬の付与を受ける資格を有しませんでした。

氏名	付与日	ストック・インセンティブ・プラン以外の報酬に基づく見積支給額(1)	ストック・インセンティブ・プランの報酬に基づく見積支給有価証券の数(2)	その他の全オプション報酬: オプションに係る有価証券の数(3)	オプション報酬の行使価格又は基準価格(単位: 米ドル/株)	株式及びオプション報酬の付与日における公正価格(4)(単位: 米ドル)
		目標額(単位: 米ドル)				
岩城裕一、M.D.、Ph.D.	2016/1/7	261,521				
代表取締役社長兼 CEO	2016/1/7		320,000		3.91	823,392
	2016/1/7			120,000	3.91	312,408
松田和子、M.D.、Ph.D.	2016/1/7	121,610				
チーフ・メディカル・オフィサー	2016/1/7		170,000		3.91	437,427
	2016/1/7			100,000	3.91	260,340
岡島正恒	2016/1/7	106,464				
ヴァイス・プレジデント兼	2016/1/7		120,000		3.91	308,772
東京事務所代表	2016/1/7			30,000	3.91	78,102
ジェフリー・オブライアン、	2016/1/7	90,670				
J.D./M.B.A.	2016/1/7		115,000		3.91	295,907
ヴァイス・プレジデント				30,000	3.91	78,102

- (1) 当該金額は、基本給に対する割合で表される個人の目標賞与及び企業業績目標に基づき各NEOが受領することができる年間の業績連動型賞与を表している。当社の年間業績連動型賞与プログラムに関して、限度額又は賞与の割合の上限は設定されていない。2017年初めに付与された2016年の年間業績連動型賞与は、表中に記載された目標額のとおりである。
- (2) 2016年1月、2016年に関して設定された業績目標の達成に基づく権利確定条件の下で、業績ベースのストック・オプションが付与された。2017年1月、報酬委員会は、2016年について定められた関連業績目標が達成されたと決定した後、業績ベースのストック・オプションについての権利確定を承認した。
- (3) 当社の2015年における業績に対する報酬として、当社のNEOに付与されたストック・オプションを表している。かかる付与については、付与日である確定開始日から、3年間にわたり毎月分割で同数が確定する。
- (4) FASBの会計原則基準書のトピック718(本書ではASC 718という。)に基づき計算される付与日における公正価格を表している。報酬の評価額の決定に用いられる前提事実については、2016年12月31日に終了した年度の様式10-Kによる当社年次報告書の連結財務書類の注記に記載される注8「Stock-based Compensation(株式に基づく報酬)」を参照のこと。付与日における公正価格は、オプションの付与時に業績に関する条件がすべて達成されていることを前提としている。

雇用契約及び解雇保護契約

当社は、岩城氏及び岡島氏との間で雇用契約を、ヴァン・デン・ブーム氏及びセルホーン氏を除く各 NEO との間で解雇保護契約を締結しています。ヴァン・デン・ブーム氏及びセルホーン氏は、それぞれの所属会計サービス企業との間の業務委託契約に基づき業務を提供しました。

【雇用契約】

岩城裕一 M.D.、Ph.D. 当社は、2007年4月1日付で、岩城裕一 M.D.、Ph.D. との雇用契約（修正済み）を締結し、岩城氏は同契約に基づき当社の社長兼チーフ・エグゼクティブ・オフィサーを務めております。岩城氏は現在、12ヶ月毎に自動的に更新される同契約に基づき、年間523,042米ドルの報酬を受領しております。同氏はまた、(i) 取締役会の単独の裁量により、他の役員及び／又は従業員に支払われる賞与の額を勘案して決定される定期的な賞与、並びに(ii) 取締役会の単独の裁量による株式報酬の付与を受ける権利を有します。さらに、当社は岩城氏に、当社の経営陣に通常提供している標準的な内容の手当及び保険を提供しています。いずれの当事者も、3ヶ月前に通知した上でいつでも同契約を終了することができます。当社が3ヶ月前の通知により岩城氏との契約を解約する場合、岩城氏は、その時点で有効な雇用方針に基づき定められた退職金を受領する権利を有します。ただし、当社は、3ヶ月前の通知に代えて、岩城氏の年間基本給の75%に相当する金額を支払うことができます。さらに、岩城氏の雇用が何らかの理由により解約された場合、当社は同氏をコンサルタントとして四半期単位で任用することもできます。コンサルティング業務に対する四半期当たりの報酬は、岩城氏の年間基本給の15%に相当する金額となります。雇用契約に基づき岩城氏への契約終了時支払金が支払われる時期は、歳入法第409A条の適用ある要件及び関連する米国財務省の規定に従うものとします。

岡島正恒氏 当社は、2006年9月1日付で、岡島正恒氏との雇用契約を締結し、岡島氏は同契約に基づきヴァイス・プレジデント兼東京事務所代表を務めています。岡島氏は現在、年間304,184米ドルの報酬を受領しています。岡島氏は、毎年度末に同氏の基本給の35%を上限とする業績連動型変動賞与を受領する資格を有します。また、当社は岡島氏に、当社の経営陣に通常提供している標準的な内容の手当及び保険を提供しています。さらに、岡島氏は、15,000米ドルの利益調整額を、毎月の均等払いで受領する権利を有します。岡島氏は、日本の制度の下で労災保険、失業保険、年金及び福祉制度に係る保険の補償を受ける必要があります。当社は日本法に従い、保険料の50%を拠出します。岡島氏の雇用契約は、理由の如何を問わず、かつ正当な理由の有無を問わず、いつでもこれを解約することができます。当社は、日本法に基づき、少なくとも30日前の解雇予告若しくはこれに代わる30日分の賃金、又はかかる予告及び支払義務を組み合わせたものを岡島氏に提供しなければなりません。当社が岡島氏との雇用契約を正当な理由なく解約した場合には、岡島氏は、6ヶ月分の解約手当を受領する権利を有し、かかる手当は、解約後、同氏が新たに雇用された時点で終了します。

【解雇保護契約】

当社は、2014年7月14日に、ヴァン・デン・ブーム氏及びセルホーン氏を除く当社の各NEOとの間で、従前に当社の取締役会により承認された形式による解雇保護契約（かかる形式を以下「本解雇保護契約」といいます。）を締結しました。本解雇保護契約により、当社の支配権の変更（以下に定義されます。）の結果として又はそれに関連して執行役が解任された場合には手当が支給されます。

支配権の変更後12ヶ月以内に、(i)「正当な理由」若しくは障害を理由に当社によるか、(ii)執行役の死亡によるか、又は(iii)「相当な理由」以外の理由で執行役によって、執行役が解任されたか又は退任した場合、本解雇保護契約に従い、執行役は、解任後5日以内に一括現金払いで支払われる未払報酬及び比例計算による賞与（「正当な理由」による当社による解任の場合を除きます。）を受領することができます。

支配権の変更の直前30日以内に若しくは支配権の変更後12ヶ月以内に、上記の理由以外の理由で当社により執行役が解任されたか若しくは執行役が自ら退任した場合、又は支配権の変更の直前30日以内に執行役の立場、地位若しくは職責について重大な変更が生じ、その後支配権の変更後24ヶ月以内に執行役が解任された場合、執行役は、解任後5日以内に一括現金払いで支払われる未払報酬及び比例計算による賞与を受領することができます。加えて、請求権放棄書を締結することにより、(a)執行役は、かかる解任又は退任から60日後に一括現金払いで支払われる、当該執行役の「基本給の額」及び「賞与の額」の合計の2倍に相当する金額並びに18ヶ月間についての継続の生命保険及び高度障害給付金の保険料見積額を受領することができ、(b)当社は、解任又は退任後18ヶ月間について、執行役及び当社の医療補償制度に基づき付保される適格扶養家族に対し、COBRAに基づく医療、歯科及び眼科に関する継続保障費を支払います。当社は、また、12ヶ月間又は執行役が別の雇用の申し出を受けるまでのいずれか短い期間について、合理的なアウトプレースメント・サービスを執行役に提供します。加えて、未確定の株式報酬に関して権利確定が繰り上げられ、執行役の権利が完全に確定します。

本解雇保護契約において、支配権の変更とは、一般的に、(i)当社の議決権付き発行済有価証券の40%以上の取得、(ii)2014年1月1日現在の取締役会のメンバーの過半数の変更、(iii)合併、重要な資産の売却若しくはこれに類似した取引で、現在の株主がその取引の結果、当社若しくは当該取引による事業体の普通株式及び議決権付き有価証券の50%以下を保有することになるもの、又は(iv)株主による完全な清算若しくは解散の承認をいいます。

本解雇保護契約に従い当社が執行役に提供する支払又は手当は、歳入法第409A条に従い行われます。本解雇保護契約に従い執行役に支払われる支払又は手当について、歳入法に基づく消費税が課される場合、当該支払又は手当は、消費税の支払を回避するために必要な範囲で減額されます。

本解雇保護契約の当初の期間は、2014年12月31日まででした。本解雇保護契約は、当該年度の10月1日までいずれかの当事者が更新しない旨の書面による通知を送付した場合を除き、その後1年間自動的に更新されます。

2016年の年度終了時点で未行使の株式報酬

下記の表は、2016年12月31日現在において当社のNEO（ヴァン・デン・ブーム氏及びセルホーン氏を除きます。）が保有するすべての未行使の株式報酬を含むものです。

氏名	付与日	オプション報酬				オプション満了期限
		行使可能な未行使 オプションに係る 有価証券の数	未稼得の行使可能 な未行使オプション に係る有価証券 の数(1)	行使不可能な 未行使オプション に係る 有価証券の数	オプション 行使価格(単 位:米ドル/ 株)	
岩城裕一、M.D.、 Ph.D. 代表取締役社長兼 CEO	2008/1/7	74,430		—	4.42	2018/1/6
	2009/1/30	68,575		—	2.20	2019/1/29
	2010/1/29	58,043		—	7.34	2020/1/28
	2011/7/13	100,000		—	2.54	2021/7/12
	2011/8/3	86,250		—	2.46	2021/8/2
	2013/5/13	145,000		—	4.10	2023/5/12
	2013/5/13	55,990		6,510 (2)	4.10	2023/5/12
	2013/12/12	200,000		—	2.64	2023/12/11
	2015/1/7	250,000		—	3.09	2025/1/6
	2016/1/7	36,663		83,337 (3)	3.91	2026/1/6
	2016/1/7		320,000		3.91	2026/1/6
松田和子 チーフ・メディカル・オフィサー	2009/7/7	37,000		—	4.80	2019/7/6
	2010/1/29	11,900		—	7.34	2020/1/28
	2010/6/14	20,000		—	5.13	2020/6/13
	2011/7/13	75,000		—	2.54	2021/7/12
	2011/8/3	56,250		—	2.46	2021/8/2
	2011/9/1	60,000		—	2.30	2021/8/31
	2013/5/13	80,000		—	4.10	2023/5/12
	2013/5/13	38,073		4,427 (2)	4.10	2023/5/12
	2013/12/12	105,000		—	2.64	2023/12/11
	2014/12/4	80,000		40,000 (3)	3.24	2024/12/3
	2015/1/7	125,000		—	3.09	2025/1/6
2016/1/7	30,558		69,442 (3)	3.91	2026/1/6	
2016/1/7		170,000		3.91	2026/1/6	
岡島正恒 ヴァイス・プレジデント兼東京事務所代表	2008/1/7	48,000		—	4.42	2018/1/6
	2009/1/30	41,250		—	2.20	2019/1/29
	2010/1/29	35,700		—	7.34	2020/1/28
	2011/7/13	85,000		—	2.54	2021/7/12
	2011/8/3	63,750		—	2.46	2021/8/2
	2013/5/13	80,000		—	4.10	2023/5/12
	2013/5/13	38,037		4,427 (2)	4.10	2023/5/12
	2013/12/12	105,000		—	2.64	2023/12/11
	2014/12/4	10,000		5,000 (3)	3.24	2024/12/3
	2015/1/7	105,000		—	3.09	2025/1/6
	2016/1/7	9,163		20,837 (3)	3.91	2026/1/6
2016/1/7		120,000		3.91	2026/1/6	
ジェフリー・オブライアン、 J. D. /M. B. A. ヴァイス・プレジデント	2009/7/7	21,700		—	4.80	2019/7/6
	2010/1/29	11,900		—	7.34	2020/1/28
	2011/7/13	32,000		—	2.54	2021/7/12
	2011/8/3	26,250		—	2.46	2021/8/2
	2013/5/13	55,000		—	4.10	2023/5/12
	2013/5/13	20,153		2,347 (2)	4.10	2023/5/12
	2013/10/15	70,000		—	2.58	2023/10/14
	2013/12/12	105,000		—	2.64	2023/12/11
	2014/12/4	10,000		5,000 (3)	3.24	2024/12/3
	2015/1/7	105,000		—	3.09	2025/1/6
	2016/1/7	9,163		20,837 (3)	3.91	2026/1/6
2016/1/7		115,000		3.91	2026/1/6	

- (1) 2016年1月、2016年に関して設定された業績目標の達成に基づく権利確定条件の下で、業績ベースのストック・オプションが付与された。2017年1月、報酬委員会は、2016年について定められた関連業績目標が達成されたと決定した後、業績ベースのストック・オプションについての権利確定を承認した。
- (2) これらの付与については、付与日である確定開始日から、4年間にわたり毎月分割で同数が確定する。
- (3) これらの付与については、付与日である確定開始日から、3年間にわたり毎月分割で同数が確定する。

2016年のオプション行使及び権利確定株式

下記の表は、2016年度中に各NEOがオプションの行使により取得した株式の数を示すものです。

氏名	オプション報酬	
	行使により取得した株式の数	行使により実現した利益 (単位:米ドル) (1)
岩城裕一	—	—
ライアン・セルホーン	—	—
松田和子	—	—
岡島正恒	—	—
ジェフリー・オブライアン	3,300	10,560
エスター・ヴァン・デン・ブーム	10,000	46,882

(1) 行使により実現した利益は、取得した株式の数に、オプションに適用される1株当たり行使価格に対するオプション行使時の普通株式の公正価格の超過額を乗じた額を示している。

【退任又は支配権の変更に伴う潜在的な支払】

岩城氏及び岡島氏は、上記「報酬概要一覧表及びプラン・ベースの報酬の付与一覧表に関する説明による開示雇用契約」に記載される雇用契約の条件に基づいて退職金を受領する権利を有しています。加えて、当社のNEO（ヴァン・デン・ブーム氏及びセルホーン氏を除きます。）は、上記「報酬概要一覧表及びプラン・ベースの報酬の付与一覧表に関する説明による開示解雇保護契約」に記載される解雇保護契約の条件に基づいて、当該NEOが支配権の変更によって又はそれに関連して解任された場合、退職金を受領する権利を有しています。下記の表は、以下の(i)から(iv)の場合に各NEO（ヴァン・デン・ブーム氏及びセルホーン氏を除きます。）に対し支払われる報酬及び手当の金額を表しています。

- (i) 支配権の変更に関わらない執行役の解任
- (ii) 支配権の変更後12ヶ月以内におけるメディシノバによる「正当な理由」に基づく執行役の解任
- (iii) 支配権の変更後12ヶ月以内における執行役の死亡若しくは就業不能による解任又は「相当な理由」以外のその他の理由による執行役による退任
- (iv) 支配権の変更の直前30日以内若しくは支配権の変更後12ヶ月以内におけるメディシノバによる解任若しくは執行役自らによる退任、又は支配権の変更の直前30日以内に執行役の地位、役職若しくは職責に重大な変更があった場合の、支配権の変更後24ヶ月以内における執行役の解任若しくは退任

下記の表に記載された金額は、該当する事由が2016年12月31日に発生したことを前提とした金額であり、当該事由の発生に伴いNEOに支払われる推定額を表しています。

支配権の変更に伴うものではない解任:

	(単位:米ドル)		
	未払の休暇手当(1)	現金退職金(2)	合計
岩城裕一	80,468	392,282	472,750
松田和子	53,455	—	53,455
岡島正恒	—	152,092	152,092
ジェフリー・オブライアン	38,166	—	38,166

メディシノバによる「正当な理由」に基づく支配権の変更後の解任:

	(単位:米ドル)	
	未払の休暇手当(1)	合計
岩城裕一	80,468	80,468
松田和子	53,455	53,455
岡島正恒	—	—
ジェフリー・オブライアン	38,166	38,166

支配権の変更後における死亡若しくは就業不能によるメディシノバによる解任又は「相当な理由」以外の理由による執行役による退任：

(単位：米ドル)

	未払の休暇手当(1)	現金退職金(2)	合計
岩城裕一	80,468	261,521	341,989
松田和子	53,455	121,610	175,065
岡島正恒	—	106,464	106,464
ジェフリー・オブライアン	38,166	90,670	128,836

支配権の変更の直前30日以内又は支配権の変更後12ヶ月以内におけるその他の理由によるメディシノバによる解任又は執行役による退任：

(単位：米ドル)

	未払の休暇手当(1)	現金退職金(3)	継続手当(4)	権利確定の繰上(5)	合計
岩城裕一	80,468	1,569,126	41,067	867,639	2,558,300
松田和子	53,445	938,135	18,744	627,761	1,638,085
岡島正恒	—	821,295	22,390	321,063	1,164,749
ジェフリー・オブライアン	38,166	699,452	18,762	306,454	1,062,835

- (1) 2016年12月31日現在のすべての発生済で未払の休暇手当を示している。
- (2) 解任後5日以内に一括現金払いで支払われる按分給与を示している。
- (3) 解任後5日以内に一括現金払いで支払われる按分給与及び請求権の放棄証書が締結された場合には当該執行役の「基本給の額」と「賞与額」の合計の2倍に相当する現金の支払、並びに当該解任の60日後に一括現金払いで支払われる、18ヶ月間の継続生命保険及び障害給付金の保険料の見積額を示している。
- (4) 解任後18ヶ月間の執行役及び当社の医療保障制度に基づき付保される適格扶養家族に対するCOBRAに基づく医療・歯科・眼科継続補償の費用を示している。当社はまた、12ヶ月間又は執行役が別の雇用の申し出を受けるまでのいずれか早い時まで、合理的なアウトブレースメント・サービスを執行役に提供する。
- (5) ストック・オプションの権利確定の繰上げに係る価額は、2016年12月31日時点の当社普通株式の終値(6.03米ドル)とオプション行使価格の差異の合計に権利確定が繰り上げられるオプション数を乗じたものに基づいている。

【報酬委員会の兼任及び部内者の参加】

2016年の報酬委員会の構成員は、ヒマワン氏、石坂氏及び小林氏でした。報酬委員会のいかなる構成員も、2016年に、当社の執行役又は他社の取締役とSEC規則に定義される兼任関係を有していませんでした。

2016年の取締役報酬

当社は、現在従業員を兼務していない取締役（ヒマワン氏を除きます。）に対して取締役会での職務にかかる報酬を支払います。これらの現在従業員を兼務していない各取締役（ヒマワン氏を除きます。）は、取締役会での職務に関して年間現金報酬 10,000 米ドルを受け取ることができます。

従業員を兼務していない取締役は、通常、初めて当社取締役となった時点で、当社普通株式 20,000 株を購入する、完全に権利確定した非適格オプションを付与されます。報酬委員会は毎年、執行役の報酬を検討する際に、その裁量により、当社の従業員を兼務していない取締役に対してストック・オプションを付与するか否かを検討し、決定します。従業員を兼務していない取締役に対して付与されるストック・オプションは、目的となる株式の付与日における公正市場価格の 100%に相当する 1 株当たり行使価格を有します。当社は、取締役会及び委員会の会合への出席に関連して当社の取締役が負担した合理的な経費を当該取締役に支払っています。

2016 年、報酬委員会は、石坂氏と小林氏の両氏に対し、当社普通株式 20,000 株を購入する、完全に権利確定した非適格オプションを付与しました。石坂氏はさらに、取締役会での通年の職務に関して現金報酬 10,000 米ドルを受領しました。

下記の表は、2016 年 12 月 31 日に終了した事業年度中に従業員を兼務していない当社の取締役を務めたすべての者に関する報酬の情報を示したものです。

氏名	現金稼得報酬又は 現金支払報酬 (単位：米ドル)	オプション報酬 (単位：米ドル) (1) (2)	合計 (単位：米ドル)
ジェフ・ヒマワン、Ph. D. (3)	—	—	—
小林温 (4)	—	86,200	86,200
石坂芳男 (5)	10,000	86,200	96,200

- (1) オプション報酬の欄に記載される金額は、ASC 718 に基づき計算された付与日の公正価格を反映している。報酬の評価額の決定に用いられる前提事実については、2016 年 12 月 31 日に終了した年度の様式 10-K による当社年次報告書の連結財務書類の注記に記載される注 8「Stock-based Compensation (株式に基づく報酬)」を参照のこと。
- (2) 2016 年 12 月 31 日時点での未行使オプション報酬に係る株式の総数は、小林氏が 55,000 株、石坂氏が 50,000 株である。
- (3) ヒマワン氏は、取締役会での職務に関して現金報酬又はストック・オプションの付与を受けないことを選択した。
- (4) 小林氏は、取締役会での職務に関して現金報酬の付与を受けないことを選択した。
- (5) 石坂氏は、取締役会での通年の職務に関して現金報酬 10,000 米ドルを受領した。

特定実質保有者及び経営陣の証券保有状況

下記の表は、(i)普通株式の5%超を実質的に保有すると当社が認識しているそれぞれの者、(ii)当社の各取締役及び取締役候補者、(iii)「報酬概要一覧表」に記載されている当社の各NEO並びに(iv)当社の現任の全取締役及び執行役の集合体により実質的に保有される普通株式に関する2017年4月13日(基準日)現在の情報を示したものです。実質的に保有される普通株式の割合は2017年4月13日現在における発行済株式数34,540,453株に基づきます。さらに、2017年4月13日から60日以内に行使用することのできるストック・オプション及びワラントの行使により発行することができる普通株式は、かかる権利を有する個人の保有割合の算定においては発行済みとみなされ、又は発行済みとして扱われますが、かかる権利の所有者以外の個人についての保有割合の算定においては発行済みとはみなされません。

実質的保有状況

実質保有者の名称及び住所(1)	実質的に保有される 普通株式数	実質的に保有され る普通株式の割合
5%株主：		
キッセイ薬品工業株式会社 (2)	2,200,000	6.4%
サムライ・インベストメンツ・サンディエゴ・エルエルシー (3)	2,217,000	6.3%
ブラックロック・インク (4)	1,974,411	5.7%
取締役及び執行役：		
岩城裕一 M.D.、Ph.D. (5)	2,172,609	6.0%
ジェフ・ヒマワン Ph.D. (6)	1,170,370	3.4%
石坂芳男 (7)	60,000	*
小林温 (8)	131,800	*
松田和子 (9)	1,001,615	2.8%
岡島正恒 (10)	813,434	2.3%
ジェフリー・オブライアン (11)	596,014	1.7%
全取締役及び執行役の集合体 (8名) (12)	5,945,812	15.2%

* 当社の発行済普通株式の1%未満であることを表す。

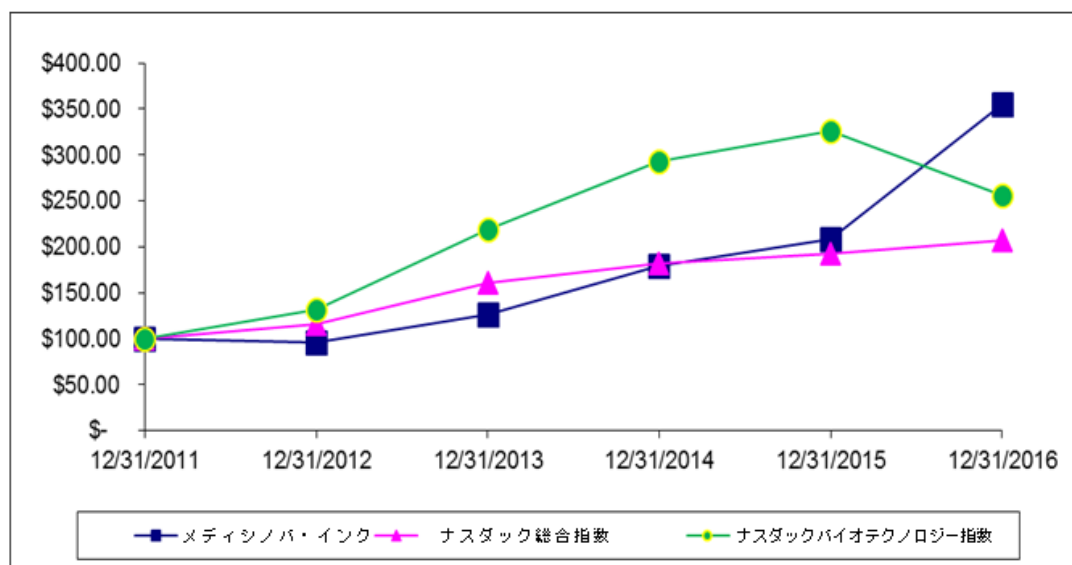
- (1) 別途記載する場合を除き、表に記載される各実質保有者の住所は、92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート 650、エグゼクティブ・スクエア 4275 メディシノバ・インク気付である。注記する場合を除き、かつ、適用ある共有財産法に従うことを条件として、実質保有者は、当該実質保有者により実質的に保有される旨表示しているすべての普通株式について単独で議決権を行使し投資を行う権限を有する。
- (2) キッセイ薬品工業株式会社が2016年5月17日にSECに提出したSchedule 13Dに基づく。キッセイ薬品工業株式会社の主たる事業所の所在地は、〒399-8710 長野県松本市芳野 19 番 48 号 (81-263-25-9081) である。
- (3) 里見治氏とサムライ・インベストメンツ・サンディエゴ・エルエルシーが2013年5月20日にSECに提出したSchedule 13Gに基づき、(i)サムライ・インベストメンツ・サンディエゴ・エルエルシーが保有する普通株式 1,000,000 株及びワラントの行使により発行可能な750,000株、並びに(ii)里見氏が保有する普通株式467,000株を含む。株主の主たる事業所の所在地は、92101 カリフォルニア州、サンディエゴ、スウィート 1100、W.ブロードウェイ 501 である。
- (4) ブラックロック・インクが2017年1月30日にSECに提出したSchedule 13Gに基づく。ブラックロック・インクの主たる事業所の所在地は、10055 ニューヨーク州、ニューヨーク市、東 52 丁目 55 番地である。
- (5) 岩城氏が保有する普通株式751,147株及びストック・オプションの行使により発行可能な1,421,462株を含む。
- (6) エセックス・ウッドランド・ヘルス・ベンチャーズ・ファンドVI・エルピー (以下「エセックス」という。)、エセックス・ウッドランド・ヘルス・ベンチャーズ・VI・エルピー (エセックスのジェネラル・パートナーであり、以下「GP パートナーシップ」という。)、エセックス・ウッドランド・ヘルス・ベンチャーズ・VI・エルエルシー (GP パートナーシップのジェネラル・パートナーであり、以下「ジェネラル・パートナー」という。)、ジェフ・ヒマワン氏及び管理職であるその他の個人が、2016年2月12日にSECに提出したSchedule 13D/A並びに当社が入手したその他の情報に基づく。ジェフ・ヒマワン取締役は、エセックスのマネージング・ディレクターを務める。エセックスが保有する普通株式1,170,370株を含む。エセックスのパートナーシップ契約に基づき、ヒマワン氏は、エセックスの利益のためにオプションを保有し、エセックス (行使により発行可能な株式を受領する権利を有する。) の指図のみに基づいてオプションを行使しなければならない。エセックス、GP パートナーシップ及びジェネラル・パートナーのそれぞれは、有価証券について単独の議決権及び投資権限を有するとみなされる可能性がある。GP パートナーシップ、ジェネラル・パートナー、ヒマワン氏及びその他の管理職は、当該有価証券について、それぞれの金銭的利益を除く、実質的保有者としての請求権を放棄する。

- (7) 石坂氏が保有する普通株式 10,000 株及びストック・オプションの行使により発行可能な普通株式 50,000 株を含む。
- (8) 小林氏が保有する普通株式 81,800 株及びストック・オプションの行使により発行可能な普通株式 50,000 株を含む。
- (9) 松田氏が保有する普通株式 71,739 株及びストック・オプションの行使により発行可能な 929,876 株を含む。
- (10) 岡島氏が保有する普通株式 60,570 株及びストック・オプションの行使により発行可能な 752,864 株を含む。
- (11) オブライアン氏が保有する普通株式 5,000 株及びストック・オプションの行使により発行可能な 591,014 株を含む。
- (12) 現在の取締役及び執行役の集合体が保有する普通株式 2,150,626 株及びストック・オプションの行使により発行可能な 3,795,216 株を含む。

実績グラフ*

下記のグラフは、2011年12月31日から2016年12月31日までの当社普通株式、ナスダック総合指数及びナスダックバイオテクノロジー指数の累積総合利回りの比較を示したものです。このグラフでは、2011年12月31日付けの100米ドルの初期投資を想定しています。このグラフにおける比較は、当社普通株式の将来の実績の見通しや、将来の潜在的な実績を示すものではありません。

5年間の累積総合利回りの比較
初期投資 100米ドルを想定



* 上記の実績グラフは、「勧誘のための資料」ではなく、米国証券委員会に「提出」したものとみなされず、また、本書の日付の前後を問わず、かつ提出書類に含まれる全般的な引用文言にかかわらず、1933年連邦証券法（その後の改正を含みます。）又は証券取引所法に基づく当社の提出書類に、参照することにより組み込まれるものではありません。

取締役会の監査委員会の報告書

本報告書の内容は、「勧誘のための資料」ではなく、米国証券委員会に「提出」したものとみなされず、また、参照することにより、1933年連邦証券法（その後の改正を含みます。）又は1934年証券取引所法（その後の改正を含みます。）に基づく当社の提出書類に組み込まれるものではありません。

監査委員会は、取締役会が採択した書面による委員会規則に基づき運営されています。監査委員会の委員会規則の写しは、当社ウェブサイト www.medicinova.jp で閲覧可能です。監査委員会の委員は、石坂芳男（委員長）、ジェフ・ヒマワン及び小林温であり、各人は、ナスダック市場規則及びSECの規則が規定する独立取締役の基準を満たしています。

監査委員会は、取締役会に代わって当社の財務報告過程を監督し、当社の会計、監査、財務報告、内部統制及び法令遵守に係る機能に関する独立した、かつ客観的な監督を行う責任を負っています。監査の計画若しくはその実行、又は当社の財務書類が完全かつ正確であり、一般に公正妥当と認められている会計原則に従ったものであるかについて判断を行うことは、監査委員会の職務ではありません。経営陣が、当社の財務書類及び内部統制システムを含む報告過程についての責務を負っています。かかる財務書類が一般に公正妥当と認められている会計原則に適合している旨の意見表明は、独立登録会計事務所がその報告書において行う責任を負います。

監査委員会は、当社の経営陣及び独立登録会計事務所と共に、2016年12月31日に終了した年度についての様式10-Kによる年次報告書中の当社の監査済財務書類を検討し議論しました。監査委員会は、独立登録会計事務所と非公開で会談し、かかる会計事務所が重要と考える事項（PCAOB 監査基準第1301号「監査委員会とのコミュニケーション（Communication with Audit Committees）」において要求される事項を含みます。）に関して議論しました。さらに、監査委員会は、PCAOB 規則第3526号「独立性に関する監査委員会とのコミュニケーション（Communication with Audit Committees Concerning Independence）」により要求される、書面による開示を当社の独立登録会計事務所から受領し、かかる会計事務所の当社からの独立性に関して議論しました。BDOは監査委員会に対し、BDOがこれまで当社に対して独立した会計事務所であり、かつ今後も独立した会計事務所であり続ける旨の通知を行いました。

上記に概説した検討及び議論に基づいて、監査委員会は取締役会に対して、SECに提出する2016年12月31日に終了した年度についての様式10-Kによる当社の年次報告書に監査済財務書類を含めるべき旨提言しました。

監査委員会

石坂芳男（委員長）
ジェフ・ヒマワン
小林温

その他の事項

当社は、年次株主総会において提案されるその他の議案があることを確知していません。その他の議案が年次株主総会以前に適式に付託された場合、委任状によって議決権を行使する者の判断に従って、同封の委任状による議決権が行使されることとなります。

第 16(a)項 実質株主の報告義務

証券取引所法第 16(a)項に基づき、当社の取締役、執行役及び当社の普通株式の 10%を超える株式の実質的保有者は、SEC に対し、当社の普通株式の当初保有状況及びその後の保有状況の変更について報告しなければなりません。これらの報告を行う具体的な期日が設定されており、当社は、適時にかかる報告を行わなかった者を特定することが義務付けられています。当社は、当社に提供された報告書の検討及び 2016 年 12 月 31 日に終了した事業年度においてその他の報告書が義務付けられていなかった旨の書面による表明のみに基づき、当社が知る限り、当社の役員、取締役、及び 10%を超える株式を保有する株主に適用される第 16(a)項の提出義務は、遵守されたと考えます。

2018 年年次株主総会における株主の提案

当社の株主は、2018 年年次株主総会における検討事項を同年年次株主総会の開催以前において提案することができます。2018 年年次株主総会において提示することが予定されている提案は、同年年次株主総会における参考書類及び委任状用紙に記載される必要があるため、2017 年 12 月 28 日（当社が当該年次株主総会についての参考書類を最初に送付する日付の応当日の 120 日前）までに当社のセクレタリーに受領されなければなりません。

2018 年年次株主総会の参考書類に含まれない株主の提案事項は、株主が、提案に関して書面により当社の主な執行役に宛ててセクレタリーに対して適時に通知し、当社の付属定款の条項を遵守しなければ、同年年次株主総会における検討事項として提案することができません。付属定款は、適時提案とみなされる条件として、当社がかかると株主の通知を、2017 年 12 月 28 日から 2018 年 1 月 27 日までの期間中に受領しなければならないと定めています。2018 年 1 月 27 日までに株主の通知がなされなかった場合、代理人に指名された者は、株主らがかかると株主の提案について知られていなかったとしても、かかる提案に関して自らの裁量により投票を行う権限を有します。2018 年年次株主総会の開催日が本参考書類に記載された日から 30 日を超えて変更された場合には、株主の通知は、(i) 当該年次株主総会の 90 日前の日、又は (ii) 当該年次株主総会の開催日が最初に公表された日から 7 日目の日のいずれか遅い方の日の営業終了時までに当社が受領されなければなりません。

参考書類の「家族保有手続」

SEC は、会社及び仲介人（ブローカー等）が同一の住所を有する複数の株主に対して一通の参考書類を送付することで、これらの株主に関する参考書類及び年次報告書の送付要件を満たすことを認める旨の規則を導入しました。この、一般的に「家族保有手続」といわれる手続は、株主のさらなる便益と、会社のコスト削減となる可能性を有しています。

当社の株主である口座名義人を有するブローカーの多くが、当社の参考書類について「家族保有手続」を行う予定です。株主からの反対の指示がない限り、同一の住所を有する複数の株主に対して一通の参考書類が送付される予定です。皆様がブローカーから、皆様の住所宛てに「家族保有手続」による情報伝達を行う旨の通知を受領した場合には、その後、皆様が別途の通知を受けるか同意を取り消すまで、「家族保有手続」が継続されます。当社は、以後の「家族保有手続」への参加を望まない株主の皆様には、書面又は口頭での要求に応じて速やかに、個別の年次株主総会資料一式をお送りすることを約束します。皆様が以後の「家族保有手続」への参加を望まず、個別に参考書類及び年次報告書を受領することを望む場合には、いつでも、皆様のブローカーに通知していただき、92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート 650、エグゼクティブ・スクエア 4275 メディシノバ・インクの当社宛てに書面をお送りいただくか、又は当社宛てにお電話 (+1-(858) 373-1500) ください。当社より、本参考書類及び年次報告書の写しを別途お送りします。現在、一つの住所で複数の参考書類及び／又は年次報告書を受領している株主の皆様で、これらの情報伝達の「家族保有手続」をご希望になる方は、それぞれのブローカーにご連絡ください。

年次報告書

2016年12月31日に終了した事業年度についての様式10-Kによる当社の年次報告書が含まれております。

基準日時点において当社の普通株式の実質株主である方は、どなたでも、2016年12月31日に終了した事業年度についての様式10-Kによる当社の年次報告書及びその財務書類の写しを請求することができます(ただし、添付書類は含まれておりません)。書面による請求を受け次第、写しを無料で提供いたします。写しをご希望の方は、92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スイート 650、エグゼクティブ・スクエア 4275、メディシノバ・インク、インベスター・リレーションズ宛てにご連絡ください。また、その際には、貴殿が2017年4月13日現在において、本年次株主総会において議決権を行使する資格を有する旨を表明してください。2016年12月31日に終了した事業年度についての様式10-Kによる当社の年次報告書はSECに提出されており、SECのウェブサイト <http://www.sec.gov> 又は当社のウェブサイト <http://www.medicinova.com> の“INVESTOR RELATIONS”のページの“SEC Filings”のセクションにて閲覧することができます。

皆様の年次株主総会への出席、欠席の意思を問わず、委任状をできるだけ早くご返送くださいますようお願い申し上げます。



取締役会の命により
岩城裕一 M. D.、Ph. D.
代表取締役社長兼CEO

2017年4月27日

メディシノバ・インク

2013年エクイティ・インセンティブ・プラン

(2017年4月6日 取締役会によって改定)

1. 総則

(a) 従前プランの承継版及び継続版

本プランは、メディシノバ改定再表示 2004年ストック・インセンティブ・プラン (MediciNova, Inc. Amended and Restated 2004 Stock Incentive Plan) (以下「**従前プラン**」という。)の承継版及び継続版として意図されている。発効日より後に、従前プランの下では、いかなる株式報酬も追加で付与することはできない。未だ割当てがされていない残余株式であって、オプションの行使、又は株式報酬の発行若しくは決済によって発行することができる株式のうち、発効日の午前0時1分(太平洋標準時)の時点までに従前プランの下で付与されなかったものは、同時点をもって従前プランの下で利用できなくなる。同時点より後は、従前プランの下でいかなる株式報酬も付与されない。また、発効日の午前0時1分(太平洋標準時)以降は、従前プランの下で付与される未決済の株式報酬は、従前プランの条件に準拠する。ただし、従前プランの下で付与される未決済の株式報酬に関する株式のうち、(i) 行使若しくは決済より前に何らかの理由で失効若しくは終了したもの、(ii) 当該株式に関する権利の確定のために必要な事由若しくは条件が満たされなかったことを理由に、没収若しくは消却され、若しくはその他の形で当社に返却されたもの、又は (iii) 報酬に関連する源泉徴収義務を履行する目的、若しくは株式報酬の買取価格若しくは行使価格を満たす目的で、再取得若しくは留保された(若しくは発行されなかった)もの(以下「**返却株式**」という。)は、当該株式が返却株式となった時点で、留保株式数(第3項(a)で詳述される。)に加算され、本プランの下で付与される株式報酬に関して発行することができる。発効日の午前0時1分(太平洋標準時)以降に付与された一切の対象株式報酬は、本プランの条件に準拠する。

(b) 報酬を受け取る資格を有する者

報酬を受け取る資格を有する者は、従業員、取締役及びコンサルタントである。

(c) 付与される報酬

本プランの規定に従って付与される種類の報酬は、(i) インセンティブ・ストック・オプション (Incentive Stock Options)、(ii) 非適格ストック・オプション (Nonstatutory Stock Options)、(iii) 株式評価益権 (Stock Appreciation Rights) (SAR)、(iv) 制限付株式報酬 (Restricted Stock Awards)、(v) 制限付株式ユニット報酬 (Restricted Stock Unit Awards)、(vi) 業績連動型株式報酬 (Performance Stock Awards)、(vii) 業績連動型現金報酬 (Performance Cash Awards)、及び (viii) その他株式報酬 (Other Stock Awards) である。

(d) 目的

本プランの意図は、報酬の付与を通じて、報酬を受け取る資格を有する者による役務を確保及び維持すること、当社及び一切の関係会社の成功に向けてかかる者が最大限の努力を尽くすための動機付けを提供すること、並びに普通株式の価額の増価によってかかる者が利益を受け取ることができる方法を提供することである。

2. 管理

(a) 取締役会による管理

取締役会は、本プランを管理する。取締役会は、本項(c)に従い、本プランの管理を委員会に委任することができる。

(b) 取締役会の権限

取締役会は、本プランの明示的な規定に従った上で、かつその制限内で、以下の権限を有する。

- (i) (A) 誰に報酬を付与するか、(B) いつ、どのように各報酬を付与するか、(C) どの種類の報酬を付与するか、(D) 各報酬に関する規定（かかる規定は、全て同一である必要はない。）（対象者が、当該報酬に基づいて普通株式を行使し、又は現金を受け取ることができる時期を含む。）(E) 報酬に関する普通株式の数、又は報酬の価額、並びに (F) 株式報酬に適用される公正市場価格を決定する権限
- (ii) 本プラン及び本プランの下で付与される報酬を解釈する権限、並びに本プラン及び報酬の管理に関する規則を制定及び改廃する権限（なお、かかる権限を行使するにあたって、取締役会は、本プラン又は報酬を完全に有効とする上で必要又は有用と取締役会がみなす方法で、かつその範囲内で、本プラン又は一切の報酬契約の中に存する瑕疵、遺漏又は齟齬を修正することができる。）
- (iii) 本プラン、及び本プランの下で付与される報酬に関する一切の紛議を解決する権限
- (iv) 報酬を行使若しくは付与することができる時期（又は現金若しくは普通株式を発行することができる時期）の全部又は一部を繰り上げる権限
- (v) 本プランをいつでも停止又は終了させる権限（なお、本プラン又は報酬契約に別段定められる場合を除き、本プランが停止又は終了した場合であっても、その時点で参加者が有する未決済の報酬に基づく権利は、当該参加者による書面の承諾がない限り、侵害されない。ただし、下記(viii)で定められる場合を除く。）
- (vi) 本プランのうち、取締役会が必要又は妥当とみなす部分に変更（インセンティブ・ストック・オプション、及び内国歳入法第 409A 条に基づく特定の非適格繰延報酬に関する変更を採用することによるものを含むが、これに限られない。）を加える権限、並びに/又は適用法上の制限（もしあれば）を受けた上で、本プラン、若しくは本プランの下で付与される報酬をインセンティブ・ストック・オプションの要件に適合させる権限、若しくは本プランの下で付与される報酬を内国歳入法第 409A 条に基づく非適格繰延報酬の要件から除外し、若しくはかかる要件に適合させる権限（ただし、適用法又は上場要件によって要求される場合（資本化調整に関する第 9 項(a)で定められる場合を除く。）、当社は、(A) 本プランの下で発行可能な普通株式の数を大幅に増やす目的、(B) 本プランの下で報酬を受け取る資格を有する個人のクラスを大幅に拡大する目的、(C) 本プランの参加者のために生じる利益を大幅に増やす目的、(D) 本プランの下で株式を発行し、若しくは買い取ることができる価格を大幅に下げる目的、(E) 本プランの期間を大幅に延長する目的、又は (F) 本プランの下で発行可能な報酬の種類を大幅に拡大する目的で、本プランに変更を加えることについて、株主に承認を求める。また、本プラン又は報酬契約に定められる場合（本項(b)(viii)を含む。）を除き、本プランが変更された場合であっても、未決済の報酬に関する参加者の権利は、当該参加者による書面の承諾がない限り、侵害されない。）

(vii) 株主の承認を得るために、本プランの変更（(A) 対象従業員に支払われる報酬から会社が控除できる税金の上限額は、業績連動型報酬には適用されないことが規定された内国歳入法第 162 条(m)、(B) インセンティブ・ストック・オプションに関して規定された内国歳入法第 422 条、又は (C) 規則 16b-3 の要件を満たすことが意図された本プランの変更を含むが、これに限られない。）の案を提出する権限

(viii) 本プランの下で使用される報酬契約の様式を承認する権限、又はひとつ以上の報酬の条件に変更（本プランにおける特定の制限のうち、取締役会の裁量が及ばない制限を受けた上で、報酬契約に従前定められた条件よりも、参加者にとってより有利な条件を定める目的での変更を含むが、これに限られない。）を加える権限。ただし、かかる変更があった場合でも、報酬に関する参加者の権利は、(A) 当社が当該参加者の承諾を求め、かつ (B) 当該参加者が書面で承諾しない限り、侵害されない。上述にもかかわらず、(1) 上記の変更によって、参加者の権利が全体的に著しく侵害されないと、取締役会がその独自の裁量で判断する場合、当該参加者の権利は、上記の変更によって侵害されなかったとみなされ、また (2) 適用法上の制限（もしあれば）を受けた上で、影響のある参加者の承諾を得ることなく、(A) 内国歳入法第 422 条に基づくインセンティブ・ストック・オプションとして、当該報酬が適格である状態を維持する目的、(B) 当該変更によって、内国歳入法第 422 条に基づくインセンティブ・ストック・オプションとして当該報酬が適格である状態が侵害されることのみを根拠として、当該変更によって当該報酬が侵害されるに至る場合に、インセンティブ・ストック・オプションの条件を変更する目的、(C) 内国歳入法第 409A 条の適用を除外する方法を明確にする目的、若しくは当該報酬を内国歳入法第 409A 条に適合させる目的、又は (D) その他の適用法若しくは上場要件を遵守する目的で、報酬の条件を変更することができる。

(ix) 一般に、当社の最善の利益を促進する上で必要又は有用と、取締役会がみなす権限であって、本プラン又は報酬の規定と矛盾しない権限を行使する権限

(x) 従業員、取締役又はコンサルタントのうち、外国籍の者又は米国外で雇用される者が本プランに参加することを認める上で必要又は適切な手続及び下位プランを採用する権限（ただし、関連する海外の法域の法律を遵守するために、本プラン又は一切の報酬契約に小さな修正を加える場合、当該変更に取り締役会の承認は要求されない。）

(c) 取締役会への権限委譲

(i) 総則

取締役会は、本プランの管理の一部又は全部をひとつ以上の委員会に委任することができる。本プランの管理がある委員会に委任された場合、当該委員会は、本プランの管理に関連して、その時点まで取締役会が有していた権限であって、当該委員会に委任されたもの（当該委員会が行使する権限を有する管理権限を、当該委員会の分科会に委譲する権限を含む。）を有する（その場合、本プランの下での取締役会に対する言及は、当該委任以降、当該委員会又は当該分科会（場合による。）に対する言及とされる。）。管理権限の一切の委譲は、取締役会又は委員会（場合による。）がその都度可決する決議（本プランの規定と矛盾しないものに限る。）に反映される。委員会は、いつでも分科会を廃止し、及び/又は分科会に委譲された権限を当該委員会に再び戻すことができる。取締役会は、委員会と共同で本プランを管理する権限を保持することができ、また従前に取締役会が委譲した権限の一部又は全部を、いつでも取締役会に再び戻すことができる。

(ii) 内国歳入法第 162 条(m)、及び規則 16b-3 の遵守

委員会は、内国歳入法第 162 条(m)に従い、社外取締役 (Outside Director) 2 名以上のみで構成され、又は規則 16b-3 に従い、非従業員取締役 (Non-Employee Director) 2 名以上のみで構成される。

(d) 役員への権限委譲

取締役会は、(i) 適用法、及び関連する報酬の条件によって認められる範囲内で、役員以外の従業員を、オプション及び SAR (及び、適用法上許容される範囲内で、その他株式報酬) の受領者に指名する権限、並びに (ii) 役員以外の従業員に付与される株式報酬に基づく普通株式の数を決定する権限のうち、一方又は双方を 1 名以上の役員に委譲することができる。ただし、かかる委譲に関する取締役会の決議には、当該役員に付与される株式報酬に基づく普通株式の合計数が明記されること、及び当該役員は、自分自身に対して株式報酬を付与することができないことを条件とする。委譲権限を承認する旨の決議に別段定められる場合を除き、一切の株式報酬は、使用可能なものとして委員会又は取締役会が前回に承認した様式による報酬契約に従って付与される。役員のうち、(取締役としての立場ではなく) 専ら役員としての立場でのみ行為する者に対して、取締役会は、第 13 項(w) (iii) に従って公正市場価額を決定する権限を委譲することができない。

(e) 取締役会による決定の効力

取締役会が誠実に行った一切の決定及び解釈は、いかなる者によっても検討されず、全ての者に対して、最終的かつ確定的なものとして拘束力を有する。

(f) 株式報酬の取消及び再度の付与

取締役会又は委員会のいずれも、(i) 本プランの下で未行使のオプション若しくは SAR の行使価格、買取価格若しくは権利行使価格を減額する権限、又は (ii) 未行使のオプション若しくは SAR のうち、その時点での普通株式の公正市場価額よりも行使価格若しくは権利行使価格が高額なものを取り消し、その代わりに、現金、若しくは本プランに基づくその他株式報酬を付与する権限を有さない。ただし、当社の株式が、上記の行為から遡って 12 ヶ月以内に、同行為を承認した場合はこの限りではない。

3. 本プランに基づく株式

(a) 留保株式数

(i) 資本化調整に関する第 9 項(a)に従い、発効日以降に、株式報酬に関して発行可能な普通株式の総数は、(A) 3,700,000 株¹に (B) 本プランの下でその都度付与することが可能となる返却株式 (もしあれば) の数を加算した数とする (上記の (A) 及び (B) に記載される株式の総数を、以下「**留保株式数**」という。)

(ii) 明確性のために付言すると、本項(a)で定められる留保株式数は、本プランの下で発行可能な普通株式の総数である。従って、第 7 項(a)で定められる場合を除き、本項 3(a)は、株式報酬の付与を制限するものではない。また、NASDAQ 上場規則 (NASDAQ Listing Rule) 第 5635 条(c)、又は (場合によって) NYSE 上場会社向け便覧 (NYSE Listed Company Manual) 第 303A.08 条、AMEX 会社ガイド (AMEX Company Guide) 第 711 条、若しくはその他の適用規則で認められる場合、合併又は吸収に関連して、株式を発行することができる。その場合、かかる発行によって、本プランの下で発行可能な株式の数は減少しない。

1 2013 年 4 月 21 日に取締役会により承認された際に本プランの下で留保された当初の普通株式 2,500,000 株、及び 2017 年 4 月 6 日に取締役会により承認された追加的な普通株式 1,200,000 株を表している。

(b) 株式の留保株式数への回復

株式報酬又はその一部が、(i) 当該株式報酬に基づく株式全てが発行されることなく、失効若しくはその他の形で終了した場合、又は(ii) 現金で決済された場合(すなわち、参加者が、株式ではなく現金を受け取った場合)、当該失効、当該終了又は当該決済によって、本プランの下で発行可能な普通株式の数は減少せず、又はその他の形で相殺されない。株式報酬に関して発行された普通株式が、当該普通株式に関する権利を参加者のために確定させる上で必要な事由若しくは条件が満たされなかったことを理由に、当社によって没収又は再取得された場合、没収又は再取得された当該普通株式は、本プランの下に回復し、本プランの下で再び発行可能となる。株式報酬の源泉徴収義務を履行する目的で、又は株式報酬の行使価格若しくは買取価格の対価として当社が再取得した株式は、本プランの下で再び発行可能となる。

(c) インセンティブ・ストック・オプションの制限

留保株式数に基づき、かつ資本化調整に関する第9項(a)に従った上で、インセンティブ・ストック・オプションが行使された場合に発行することができる普通株式の総数は、普通株式4,000,000株とする。

(d) 内国歳入法第162条(m)に基づく制限

留保株式数に基づき、かつ資本化調整に関する第9項(a)に従った上で、当社が、内国歳入法第162条(m)の適用規定の適用対象となる時点で、以下の規定が適用される。

- (i) オプション、SAR 及びその他株式報酬(当該株式報酬が付与される日の公正市場価額の100%以上の増加のうち、行使価格又は権利行使価格を超える部分を参照して価額が決定されるもの)に関する普通株式は、200,000株を上限として、あらゆる暦年を通じて一切の参加者に付与することができる。上述にもかかわらず、追加のオプション、SAR 及びその他株式報酬(当該株式報酬が付与される日の公正市場価額の100%以上の増加のうち、行使価格又は権利行使価格を超える部分を参照して価額が決定されるもの)が、あらゆる暦年を通じて一切の参加者に付与された場合、当該追加の株式報酬の行使によって付与される報酬は、内国歳入法第162条(m)に基づく適格業績連動型報酬とされるための要件を満たさない。ただし、当社の株主が、当該追加の株式報酬を承認する場合はこの限りではない。
- (ii) 業績連動型株式報酬に関する普通株式は、200,000株を上限として、1暦年間にわたって参加者1名に付与することができる。(業績達成期間中に業績目標が達成されることが、権利の付与、確定若しくは行使の条件とされているか否かを問わない。)
- (iii) 業績連動型現金報酬は、300,000米ドルを上限として、1暦年間にわたって参加者1名に付与することができる。

(e) 本プランの下で発行可能な株式

本プランの下で発行可能な株式は、授権普通株式のうち、未発行であり、又は再取得されたもの(当社が、公開市場又はその他の市場で買戻した株式を含む。)とする。

4. 適格性

(a) 特定の株式報酬に関する適格性

インセンティブ・ストック・オプションは、当社の従業員、又は当社の「親法人(parent corporation)」若しくは「子法人(subsidiary corporation)」(いずれの用語も、内国歳入法第424条(e)及び(f)で定義される。)のみに対して、付与することができる。インセンティブ・ストック・オプション以外の株式報酬は、従業員、取締役及びコンサルタントに対して付与することができる。ただし、当社の「親会社」(同用語は、規則405で定義される。)のみに対して継続役務を提供する従業員、取締役及びコンサルタントには、株式報酬は付与されないが、(i) (例えば、スピノフ取引等の企業取引によって株式報酬が付与されることを理由に) 当該株式報酬に基づく株式が、

内国歳入法第 409A 条に基づく「役務受領者株式 (service recipient stock)」として取り扱われる場合、又は (ii) 内国歳入法第 409A 条で定められる分配要件から、当該株式報酬が別段除外されると、若しくは当該株式報酬が同分配要件に適合すると、当社がその法律カウンセルと協議の上、決定した場合は、この限りではない。

(b) 10%株主

10%株主には、インセンティブ・ストック・オプションは付与されない。ただし、当該オプションの行使価格が、当該オプションが付与された日の公正市場価額の 110%以上である場合を除く。その場合、当該オプションが付与された日から 5 日間が経過した場合、当該オプションは行使不可能となる。

5. オプション及び株式評価益権に関する規定

各オプション又は各 SAR は、取締役会が適切とみなす様式により、かつ取締役会が適切とみなす条件が盛り込まれる。全てのオプションは、当該オプションが付与された時点で、インセンティブ・ストック・オプション又は非適格ストック・オプションとして個別に指定される。株券が発行される場合、各種のオプションが行使された場合に買い取られる普通株式に関して、個別に株券が発行される。オプションが、インセンティブ・ストック・オプションとして特段指定されない場合、又はオプションがインセンティブ・ストック・オプションとして指定されたが、当該オプションの一部若しくは全部が、適用法上ストック・オプションとしての適格性を欠く場合、当該オプション（又はその一部）は、非適格ストック・オプションとされる。個々のオプション又は SAR に関する規定は、全て同一である必要はない。ただし、それぞれの報酬契約は、(当該契約又はその他の書面に、本プランの規定を参照用に盛り込むことで) 以下に掲げる各規定の内容に適合する。

(a) 期間

10%株主に関する第 4 項(b)の規定に従った上で、いかなるオプション又は SAR も、当該オプション若しくは当該 SAR が付与された日から 10 年間、又は報酬契約に明記されるより短い期間が経過した後は、行使不可能となる。

(b) 行使価格

10%株主に関する第 4 項(b)の規定に従った上で、各オプション又は各 SAR の行使価格又は権利行使価格は、当該オプション又は当該 SAR に関する普通株式の公正市場価額のうち、当該オプション又は当該 SAR が行使された日における価額の 100%以上とする。上述にもかかわらず、企業取引の過程でその他のオプション又は株式評価益権が引き受けられ、又は交換された結果オプション又は SAR が付与される場合であって、当該付与が、内国歳入法第 409A 条、及び（場合によって）内国歳入法第 424 条(a)の規定に則った方法で行われる場合、当該オプション又は当該 SAR は、当該オプション又は当該 SAR に関する普通株式の公正市場価額のうち、当該オプション又は当該 SAR が行使された日における価額の 100%を下回る行使価格又は権利行使価格で付与することができる。各 SAR は、普通株式同等物の単位で表示される。

(c) オプションの行使価格

適用法上許容される範囲内で、かつ取締役会がその独自の裁量で下す決定に基づいて、オプションの行使によって取得された普通株式の買取価格は、以下の支払方法をどのような形で組み合わせることによっても、支払うことができる。取締役会は、以下の支払方法の全てが認められないオプション（又は特定の支払方法の使用が制限されるオプション）を付与する権限、及び特定の支払方法を用いる上で当社の承諾を要するオプションを付与する権限を有する。認められる支払方法は、以下のとおりである。

(i) 現金、小切手、銀行手形又は郵便為替を当社に支払う方法

(ii) 連邦準備制度理事会が公布するレギュレーション T (Regulation T) に従って開発されたプランであって、当該オプションに基づく株式が発行される前に、当社が現金（若しくは小切手）を受領すること、

又は売却益の中から行使価格の総額を当社に支払う旨の取消不可能な指示を受け取ることとなるようなプランによる方法

(iii) 当社に普通株式を（現物又は証明書によって）交付する方法

(iv) （当該オプションが非適格ストック・オプションである場合）ネットでの行使であって、行使価格の総額を超えない公正市場価額の株式の最大総数だけ、行使によって発行可能となる普通株式の数を当社が減少させる方法（ただし、発行価格のうち、発行される株式の総数が上記のとおり減少した後でも満たされない残額の範囲内で、当社は、参加者から現金又はその他の支払いを受ける。その場合、普通株式は、もはやオプションの対象とはならず、また（A）行使によって発行可能となる株式が、ネットでの行使によって、行使価格の支払いに充てられ、（B）かかる行使の結果、参加者に株式が交付され、かつ（C）源泉徴収義務を履行するために、株式が源泉徴収される限り、普通株式は、それ以降行使不可能となる。）

(v) その他あらゆる形の法律上の対価であって、取締役会が認め、かつ適用ある報酬契約に明記されるものによる方法

(d) SARの行使及び支払い

未行使のSARを行使するにあたって、参加者は、当該SARが明示される報酬契約の規定に従って、当該行使の書面通知を当社に提供しなければならない。SARの行使によって支払われる増価益の分配は、（A）当該SARに関する当該参加者の権利が確定する普通株式同等物であって、ある日に当該参加者が当該SARを行使することで付与される普通株式同等物と同数の普通株式の（当該SARが行使される日における）公正市場価額の総額のうち、（B）ある日に当該参加者が当該SARを行使することで付与される普通株式同等物の数の権利行使価格の総額を超過する部分を超えてはならない。増価益の分配は、普通株式による方法、現金による方法、普通株式と現金とを組み合わせた方法、又はその他一切の形の法律上の対価であって、取締役会が決定し、かつ当該SARが明示される報酬契約に定められる方法で、支払うことができる。

(e) オプション及びSARの譲渡性

取締役会は、その独自の裁量で、取締役会の決定に従い、オプション及びSARの譲渡性を制限することができる。取締役会が、上記の決定を別段下さない場合、オプション及びSARの譲渡性に以下の制限が適用される。

(i) 譲渡制限

オプション又はSARは、遺言又は均分相続法によらない限り（かつ本項(e)(i)及び(iii)に従わない限り）、譲渡することができない。オプション又はSARは、参加者の生存期間中に、当該参加者のみが行使することができる。取締役会は、租税及び有価証券に関する適用法によって禁止されない方法で、オプション又はSARを譲渡することを認めることができる。本プラン内で明示的に定められる場合を除き、オプション及びSARを有償譲渡することはできない。

(ii) 家族関係令 (Domestic Relations Order)

取締役会又は適式に授権された役員による承認を得た上で、オプション又はSARは、家族関係令、正式な離婚協議書、又は離婚若しくは別居に関するその他の証書であって、財務省規則第1.421-1条(b)(2)で認められる条件に従って、譲渡することができる。オプションがインセンティブ・ストック・オプションである場合、当該オプションは、上記の譲渡の結果、非適格ストック・オプションとみなされることがある。

(iii) 受益者の指名

取締役会又は適式に授権された役員による承認を得た上で、参加者は、当社（又は指定ブローカー）が承認する様式による書面通知を当社に交付することで、当該参加者が死亡した場合に、それ以降、オプション又はSARを行使する権利、及び普通株式、又は当該行使から生じるその他の対価を受け取る権利を取得する第三者を指名することができる。上記の指名がなされないまま参加者が死亡した場合、当該参加者の遺産に関する遺言執

行者及び遺産管理人が、オプション又は SAR を行使する権利、及び普通株式、又は当該行使から生じるその他の対価を受け取る権利を取得する。ただし、上記の指名が適用法の規定に適合しないと当社が結論づけた場合を含め、当社は、いつでも、受益者の指名を禁止することができる。

(f) 権利の確定一般

オプション又は SAR に基づく普通株式全てに関する権利は、一定期間ごとの分割方式（1 回あたりの数が均一か否かを問わない。）で付与し、及び行使することができる。オプション又は SAR は、当該オプション又は SAR が行使可能又は行使不可能な時点におけるその他の条件であって、取締役会が適切とみなす条件（業績目標又はその他の基準の達成を前提とする条件を含む。）に準拠することができる。個々のオプション又は SAR の権利の確定に関する規定は、それぞれ異なるものとする。本(f)はオプション又は SAR を行使することができる普通株式の下限数を定める、オプション又は SAR に関する規定に従う。

(g) 継続役務の終了

適用ある報酬契約、又は参加者と当社との間のその他の契約に別段定められる場合を除き、（終了事由以外の理由、及び参加者の死亡又は行為無能力以外の理由によって）当該参加者の継続役務が終了した場合、当該参加者は、(i) 当該参加者の継続役務が終了してから 3 ヶ月後（又は、適用ある報酬契約に明記される、より長い若しくは短い期間）の日、及び (ii) 当該報酬契約に記載されるオプション又は SAR の期間が満了したときのうち、いずれか早い方に終了する期間内に、自身のオプション又は SAR を（当該継続役務の終了日の時点で、当該参加者が当該オプション又は当該 SAR を行使する権利を有する限りにおいて）行使することができる。継続役務が終了した後に、参加者が、該当する期限内に、自身のオプション又は SAR（場合による。）を行使しない場合、当該オプション又は当該 SAR は終了する。

(h) 終了日の繰下げ

適用ある報酬契約、又は参加者と当社との間のその他の契約に別段定められる場合を除き、（終了事由以外の理由、及び参加者の死亡又は行為無能力以外の理由によって）当該参加者の継続役務が終了した後に、普通株式の発行が、証券法上の登録要件に違反することのみを理由として、オプション又は SAR の行使がある時点で禁止された場合、当該オプション又は当該 SAR は、(i) 当該参加者の継続役務が終了した後ににおける該当する行使期間であって、当該オプション若しくは当該 SAR が、当該登録要件に違反していない行使期間と、合計の長さが等しい期間（連続する期間である必要はない。）が満了したとき、又は (ii) 適用ある報酬契約に記載される当該オプション若しくは当該 SAR の期間が満了したときのうち、いずれか早い方に終了する。また、参加者の報酬契約に別段定められる場合を除き、（終了事由以外の理由によって）当該参加者の継続役務が終了した後に、オプション又は SAR の行使によって受領される普通株式の売却が、インサイダー取引に関する当社のポリシーに違反することとなる場合、当該オプション又は当該 SAR は、(i) 当該参加者の継続役務が終了した後ににおける該当する行使期間であって、当該オプション若しくは当該 SAR が、インサイダー取引に関する当社の当該ポリシーに違反していない行使期間と、合計の長さが等しい期間（連続する期間である必要はない。）が満了したとき、又は (ii) 適用ある報酬契約に記載される当該オプション若しくは当該 SAR の期間が満了したときのうち、いずれか早い方に終了する。

(i) 参加者の行為無能力

適用ある報酬契約、又は参加者と当社との間のその他の契約に別段定められる場合を除き、当該参加者が行為無能力となった結果、当該参加者の継続役務が終了した場合、当該参加者は、(i) 当該参加者の継続役務が終了してから 12 ヶ月後（又は、適用ある報酬契約に明記される、より長い若しくは短い期間）の日、及び (ii) 当該報酬契約に記載されるオプション又は SAR の期間が満了したときのうち、いずれか早い方に終了する期間内に限り、自身のオプション又は SAR を（当該継続役務の終了日の時点で、当該参加者が当該オプション又は当該 SAR を行使する権

利を有する限りにおいて)行使することができる。継続役務が終了した後に、参加者が、該当する期限内に自身のオプション又は SAR を行使しない場合、当該オプション又は当該 SAR (場合による。)は終了する。

(j) 参加者の死亡

適用ある報酬契約、又は参加者と当社との間のその他の契約に別段定められる場合を除き、(i) 当該参加者が死亡した結果、当該参加者の継続役務が終了した場合、又は(ii) (死亡以外の理由によって) 当該参加者の継続役務が終了した後に、報酬契約に明記される行使可能期間(もしあれば)の最中に当該参加者が死亡した場合、当該参加者の遺産管理人、遺贈若しくは相続によって当該参加者のオプション又は SAR を行使する権利を取得した者、又は当該参加者が死亡した場合に当該参加者のオプション又は SAR を行使する者として指名された者は、(i) 当該参加者が死亡してから 18 ヶ月後(又は、適用ある報酬契約に明記される、より長い若しくは短い期間)の日、及び(ii) 当該報酬契約に記載されるオプション又は SAR の期間が満了したときのうち、いずれか早い方に終了する期間内に限り、当該参加者のオプション又は SAR を(当該死亡の時点で、当該参加者が当該オプション又は当該 SAR を行使する権利を有する限りにおいて)行使することができる。継続役務が終了した後に、参加者のオプション又は SAR が該当する期限内に行使されない場合、当該オプション又は当該 SAR (場合による。)は終了する。

(k) 継続役務の終了事由

参加者の報酬契約、又は当社若しくは関係会社と参加者との間のその他の書面契約に別段明示的に定められる場合を除き、当該参加者の継続役務が、終了事由によって終了した場合、オプション又は SAR は、当該参加者の継続役務の終了をもって、即時に終了する。その場合、当該継続役務の終了時以降、当該参加者は、自身のオプション又は SAR を行使することを禁止される。

(l) 非免除従業員 (Non-Exempt Employee)

従業員のうち、1938 年公正労働基準法 (Fair Labor Standards Act of 1938) (改正を含む。)で定められる非免除従業員にオプション又は SAR が付与される場合、当該オプション又は当該 SAR が付与された日から少なくとも 6 ヶ月後の日まで、当該オプション又は当該 SAR は行使可能とはならない(ただし、当該日より前に当該オプション又は当該 SAR の権利を確定させることはできる。)。労働者経済機会法 (Worker Economic Opportunity Act) に従い、(i) 当該非免除従業員が死亡し、若しくは行為無能力に陥った場合、(ii) 当該オプション若しくは当該 SAR の引受け、継続若しくは交換がなされない企業取引が行われた場合、(iii) 支配権の変更があった場合、又は(iv) 当該参加者が退職(同用語の意味は、当該参加者の報酬契約、若しくは当該参加者と当社との間のその他の契約で定義され、又は(かかる定義がない場合)その時点における当社のポリシー及びガイドラインに準拠する。)した場合、当該オプション又は当該 SAR のうち、権利が確定した部分は、それが付与された日から 6 ヶ月後の日より前に行使することができる。なお、オプション又は SAR の行使又は権利の確定に関連して、非免除従業員が生み出した所得が、当該従業員に支払われる通常の給与額から除外されるような形で、上述の規定は効力を生じる。その他一切の株式報酬に基づく株式に関する権利の行使若しくは確定、又はかかる株式の発行に関連して、非免除従業員が生み出した所得が、当該従業員に支払われる通常の給与額から確実に除外されるようにする目的で、労働者経済機会法を遵守する上で認められ及び/又は要求される範囲内で、本(l)の規定は、全ての株式報酬に適用され、かつ関連する株式報酬契約に参照することにより組み込まれる。

6. オプション及び SAR 以外の株式報酬に関する規定

(a) 制限付株式報酬

各制限付株式報酬契約は、取締役が適切とみなす様式により、かつ取締役が適切とみなす条件が規定される。当社の付属定款に適合する範囲内で、制限付株式報酬に基づく普通株式は、取締役会の選択により、(i) 当該制限付株式報酬に関する制限が失効するまでの間、当社の指示に基づき、帳簿記載方式で保持すること、又は(ii) 券面(かかる券面は、取締役会が決定する様式及び方法で保持される。)によって明示することができる。制限付株式報酬契

約の条件は、その都度変更することができ、個々の制限付株式報酬契約の条件は、全て同一である必要はない。それぞれの制限付株式報酬契約は、(当該契約又はその他の書面に、本プランの規定を参照することにより組み込まれること)以下に掲げる各規定の内容に適合する。

(i) 対価

制限付株式報酬は、(A) 当社に対する現金、小切手、銀行手形若しくは国際為替の支払い、(B) 過去に当社若しくは関係会社に提供した役務、又は(C) その他あらゆる形の法律上の対価(将来の役務を含む。)であって、取締役会がその独自の裁量で認め、かつ適用法上許容されるものを対価として、付与される。

(ii) 権利の確定

制限付株式報酬契約に従って付与される普通株式は、取締役会が決定する給付スケジュールに従って、当社によって没収されることがある。

(iii) 参加者の継続役務の終了

参加者の継続役務が終了した場合、当社は、継続役務が終了した日の時点で、当該参加者が制限付株式報酬契約に従って保有していた普通株式の一部又は全部を、没収条件又は買戻権に基づいて、受け取ることができる。

(iv) 譲渡性

参加者は、取締役会がその独自の裁量により決定し、制限付株式報酬契約に記載される条件のみに従って、当該制限付株式報酬契約に従って普通株式を取得する権利を譲渡することができる。ただし、制限付株式報酬契約に従って付与される普通株式が、引き続き、当該制限付株式報酬契約に準拠することを条件とする。

(v) 配当

株式の権利確定及び没収に関する制限であって、当該株式に関する制限付株式報酬に基づく当該株式に適用される制限と同一の制限が、制限付株式の配当に適用される旨を、制限付株式報酬契約で定めることができる。

(b) 制限付株式ユニット報酬

各制限付株式ユニット報酬契約は、取締役が適切とみなす様式により、かつ取締役が適切とみなす条件が規定される。制限付株式ユニット報酬契約の条件は、その都度変更することができ、個々の制限付株式ユニット報酬契約の条件は、全て同一である必要はない。それぞれの制限付株式ユニット報酬契約は、(当該契約又はその他の書面に、本プランの規定を参照することにより組み込まれること)以下に掲げる各規定の内容に適合する。

(i) 対価

制限付株式ユニット報酬を付与するにあたって、取締役会は、当該制限付株式ユニット報酬に基づく各普通株式の交付に対して、参加者が支払うべき対価(もしあれば)を決定する。制限付株式ユニット報酬に基づく各普通株式に対して、参加者が支払うべき対価(もしあれば)は、あらゆる形の法律上の対価であって、取締役会がその独自の裁量で認め、かつ適用法上許容される形式で支払われる。

(ii) 権利の確定

制限付株式ユニット報酬を付与するにあたって、取締役会は、当該制限付株式ユニット報酬に関する権利の確定について、取締役会がその独自の裁量で適切とみなす制限又は条件を課すことができる。

(iii) 支払い

制限付株式ユニット報酬は、普通株式、その現金同等物、普通株式とその現金同等物との組合せ、又はその他あらゆる形の対価であって、取締役会が決定し、かつ制限付株式ユニット報酬契約で定められるものを交付する方法で、決済される。

(iv) 追加の制限

制限付株式ユニット報酬を付与するにあたって、取締役会は、適切とみなす場合、制限付株式ユニット報酬に基づく普通株式(又はその現金同等物)を交付する時期を、制限付株式ユニット報酬に関する権利の確定より

後に繰り下げるような制限又は条件を課すことができる。

(v) 配当同等物

配当同等物は、取締役の決定、及び制限付株式ユニット報酬契約の規定に従って、制限付株式ユニット報酬に基づく普通株式に関して貸記することができる。取締役会の独自の裁量により、上記の配当同等物は、取締役会が決定する方法で、制限付株式ユニット報酬に基づく追加の株式に転換することができる。配当同等物を理由として貸記された制限付株式ユニット報酬に係る追加株式は、当該制限付株式ユニット報酬に関する制限付株式ユニット報酬契約の条件全てに従う。

(vi) 参加者の継続役務の終了

適用ある制限付株式ユニット報酬契約に別段定められる場合を除き、制限付株式ユニット報酬のうち、権利が確定していない部分は、参加者の継続役務の終了をもって、没収される。

(c) 業績連動型報酬

(i) 業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬は、(第 3 項(d)(ii)に記載される株式数を超えない数の株式に関する) 株式報酬のうち、業績達成期間中に特定の業績目標が達成されることを条件に支払われ(又は付与され、権利が確定し、若しくは行使される) 株式報酬である。指定期間を通じて参加者が継続役務を完遂することを、業績連動型株式報酬の要件とすることもできる(ただし、その必要はない)。業績達成期間の長さ、業績達成期間中に達成すべき業績目標、並びに業績目標が達成されたか否か、及び業績目標の達成度の測定は、委員会(又は、内国歳入法第 162 条(m)を遵守する上で委員会である必要がない場合は、取締役会)が、その独自の裁量で最終的に決定する。また、適用法及び適用ある報酬契約によって許容される範囲内で、取締役会は、業績連動型株式報酬の支払いに現金が使用できることを決定することができる。

(ii) 業績連動型現金報酬

業績連動型現金報酬は、(第 3 項(d)(iii)に記載されるドル価額を超えないドル価額の) 株式報酬のうち、業績達成期間中に特定の業績目標が達成されることを条件に付与される株式報酬である。指定期間を通じて参加者が継続役務を完遂することを、業績連動型現金報酬の要件とすることもできる。業績連動型現金報酬の付与にあたって、業績達成期間の長さ、業績達成期間中に達成すべき業績目標、並びに業績目標が達成されたか否か、及び業績目標の達成度の測定は、委員会(又は、内国歳入法第 162 条(m)を遵守する上で委員会である必要がない場合は、取締役会)が、その独自の裁量で最終的に決定する。取締役会は、業績連動型現金報酬(現金であるか、その他の財産であるかを問わない。)の支払方法を指定することができ、又は参加者の業績連動型現金報酬、若しくはそのうち取締役会が指定する部分であって、その全部若しくは一部が現金若しくはその他の財産で支払われるものに関して、当該参加者がオプションを有することを定めることができる。

(iii) 取締役会の裁量権

取締役会は、業績目標の達成によって支払われる報酬又は経済上の利益を減額又は排除する裁量権、及びある業績達成期間に関して取締役会が使用することを選択する業績達成基準の計算方法を決定する裁量権を保持する。

(iv) 内国歳入法第 162 条(m)の遵守

内国歳入法第 162 条(m)で定められる「業績連動型報酬」として適格となることが意図されている報酬に関して、内国歳入法第 162 条(m)を遵守する上で別段許容される場合を除き、委員会は、(A) 該当する業績達成期間の開始から 90 日後の日、及び (B) 業績達成期間の 25%が経過した日のうち、早い方までに、かついかな

る場合においても、該当する業績目標の達成が概ね不確実な時点において、当該報酬に適用される業績目標を設定し、かつ当該報酬に基づいて支払われる金額の計算式を定める。内国歳入法第 162 条 (m) で定められる「業績連動型報酬」として適格となることが意図されている報酬の支払いに先立って、委員会は、業績目標、及び当該報酬に関するその他一切の重要な条件が満たされた範囲を証明する（ただし、当該業績目標が、普通株式の価額の増加のみに関連する場合を除く。）。業績目標の達成又は到達にもかかわらず、オプションに関する株式、現金又はその他の利益であって、当該業績目標の達成を根拠に報酬に関して付与され、発行され、保持可能となり、及び/又は権利が確定したものは、委員会がその独自の裁量で決定する将来の対価を基準に、委員会によって減額されることがある。

(d) その他株式報酬

その他の形式による株式報酬であって、その全部又は一部が、普通株式を参照して、又は普通株式を基準として評価されるもの（例えば、オプション又は株式引受権であって、その行使価格又は権利行使価格が、それが付与される時点における普通株式の公正市場価額の 100%未満のもの等）は、単独で、又は第 5 項及び第 6 項に従って付与される株式報酬に加えて、付与することができる。本プランの規定に従った上で、取締役会は、上記のその他株式報酬を付与する相手及び時期、上記のその他株式報酬によって付与される普通株式（又はその現金同等物）の数、並びに上記のその他株式報酬に関するその他一切の諸条件を決定するための単独のかつ完全な権限を有する。

7. 当社による誓約

(a) 利用可能な株式

当社は、その時点で未決済の株式報酬を満たす上で合理的に必要な数の普通株式が利用できる状態を常に維持する。

(b) 証券法の遵守

当社は、株式報酬を付与するために必要な権限、並びに当該株式報酬の行使があった場合に普通株式を発行及び売却するために必要な権限を、本プランを管轄する各規制委員会又は各規制当局から取得するよう努める。ただし、この確約は、本プラン、一切の株式報酬、又は当該株式報酬に関して発行され、若しくは発行可能となる一切の普通株式を、証券法に従って登録することを当社に要求するものではない。合理的な努力及び合理的な費用負担をもってしても、本プランの下で普通株式を適法に発行及び売却するために必要と当社のカウンセルがみなす権限を当社が規制委員会及び規制当局から取得できなかった場合、当社は、上記の権限が取得されない限り、当該株式報酬の行使があった場合に普通株式を発行及び売却しなかったことに対する責任から免除される。報酬の付与、又はその後における当該報酬に関する現金若しくは普通株式の発行が、適用ある証券法に違反する場合は、参加者は、当該付与又は当該発行を受ける資格を有さない。

(c) 租税に関する通知の義務又は納税額への影響を最小限に抑える義務の不存在

当社は、いかなる参加者に対しても、株式報酬を行使する時期又は方法を、当該株式報酬の保有者に知らせる責務又は義務を負わない。また、当社は、報酬の終了若しくは満了が間近であること、又は当該報酬が行使できない可能性のある期間を、当該株式報酬の保有者に警告し、又はその他の形で知らせる責務又は義務を負わない。当社は、報酬に関する納税額への影響（tax consequences）を最小限に抑える責務又は義務を、当該報酬の保有者に対して負わない。

8. 雑則

(a) 普通株式の売却益の用途

株式報酬に関して発行される普通株式の売却益は、当社の通常の資金を構成する。

(b) 報酬の付与を構成するコーポレート・アクション

取締役会が別段決定する場合を除き、コーポレート・アクションのうち、当社が参加者に報酬を付与する行為を構成するものは、当該報酬が明示される証書、券面又はレターが当該参加者に提供され、又は当該参加者によって受領若しくは受理された時期にかかわらず、当該コーポレート・アクションがあった日の時点で完了したものとみなされる。報酬契約又は付与に関する文書を作成する過程で誤記があったため、当社の記録簿（取締役会の承諾、決議又は議事録等）のうち、当該付与を構成するコーポレート・アクションが書面に記録されたものに含まれる条件（行使価格、権利確定スケジュール又は株式数等）が、当該報酬契約又は当該文書の条件と矛盾するに至った場合、当社の当該記録簿が優先する。その場合、当該報酬契約又は当該文書に含まれる不正確な条件に対して、参加者は、法的拘束力のある権利を一切有さない。

(c) 株主の権利

いかなる参加者も、(i) 報酬の行使に関する要件、又は当該報酬に基づく普通株式の発行に関する要件を、当該報酬の条件に従って、当該参加者が全て満たし、かつ (ii) 当該報酬に基づく普通株式の発行が、当社の帳簿及び記録簿に記載されない限り、当該報酬に基づく普通株式の保有者とはみなされず、又は当該報酬に基づく普通株式に関して権利を有するとはみなされない。

(d) 雇用の権利又は役務に関するその他の権利の不存在

本プラン、一切の報酬契約、又は当該報酬契約に従って付与される一切の報酬に基づいて、若しくはそれに関連して締結されるその他一切の証書におけるいかなる事項も、当該報酬が付与された時点で有効な地位で、引き続き当社又は関係会社に役務を提供する権利を参加者に付与するものではなく、あるいは当社又は関係会社の権利のうち (i) 通知の有無及び終了事由の有無を問わず、従業員の雇用を終了させる権利、(ii) コンサルタントが、当社又は当該関係会社と締結した契約の条件に従って、当該コンサルタントの役務を終了させる権利、(iii) 当社又は当該関係会社の付属定款、及び当社又は当該関係会社（場合による。）が設立された州における会社法の適用規定に従って、取締役の役務を終了させる権利に影響を及ぼすものではない。

(e) 参加者が役務に従事すべき時間の変更

参加者に報酬が付与された日の後、当社及び関係会社において参加者が役務の履行に従事すべき通常の時間のレベルが引き下げられた場合（例えば、当該参加者が当社の従業員である場合であって、当該従業員の身分が、常勤の従業員から非常勤の従業員に変更された場合を含むが、これに限られない。）、取締役会は、その独自の裁量で、(x) 当該報酬のうち、上記の時間のレベルが変更あった日の後に権利が確定し、又は支払われる予定の部分に基づく株式の数又は現金の金額を、当該変更に応じて減少させる権利、並びに (y) 上記の減少に代えて、又は上記の減少と共に、当該報酬に適用される権利の確定又は支払いのスケジュールを延長する権利を有する。上記の時間のレベルが変更あった場合、参加者は、報酬のうち、株式の数若しくは現金の金額が減少し、又は権利付与又は支払いのスケジュールが延長された部分につき、いかなる権利も有さない。

(f) インセンティブ・ストック・オプションの制限

ある暦年中に、(当社及び一切の関係会社の全てのプランに従って) オプション保有者が初めて行使することができるインセンティブ・ストック・オプションに基づく普通株式の（当該普通株式が付与された時点での）公正市場価値の総額が、100,000 米ドル（若しくは内国歳入法に従って設定されるその他の上限額）を超え、又はインセンティブ・ストック・オプションに適用される規則にその他の形で適合しない場合、当該オプション又はその一部のうち、（それらの付与に関する命令による）上記の上限額を超え、又は上記の規則の適合しないものは、適用あるオプション契約の矛盾する規定にもかかわらず、非適格ストック・オプションとして扱われる。

(f) 投資に関する保証

当社は、参加者が一切の報酬に基づく普通株式を行使又は取得するための条件として、(i) 財務上及び事業上の事項における当該参加者の知識及び経験に関する書面の保証であって当社が満足するものを提供すること、及び/又は財務上及び事業上の事項における知識及び経験が豊富な買取代表者であって、当社が合理的に満足する者を採用すること、並びに当該参加者は、当該報酬を行使する上での利点及びリスクを、単独で、若しくは当該買取代表者と共に評価する能力を有することに関する書面の保証を提供すること、そして(ii) 当該参加者が当該報酬に基づく普通株式を取得するのは、当該参加者自身のみのためであって、当該普通株式を売却又はその他の方法で頒布することをその時点で意図するものではないことが記された書面の保証であって当社が満足するものを提供することを、当該参加者に要求することができる。上記の要求、及び上記の要求に応じて提供された保証は、(A) 当該報酬に基づく普通株式が行使若しくは取得された場合の当該株式の発行が、証券法上の届出書であって、その時点で有効な届出書に従って登録されている場合、又は(B) ある特定の要求について、その時点で適用のある証券法で定められる状況の下で当該要求は満たされる必要がないと、当社のカウンセルが決定した場合には、効力を生じない。当社は、当社のカウンセルの助言に従い、適用ある証券法を遵守する上で必要又は適切と当該カウンセルがみなす表示(普通株式の譲渡を制限する旨の表示を含むが、これに限られない。)を、本プランの下で発行される株券に入れることができる。

(h) 源泉徴収義務

報酬契約の条件によって禁止される場合を除き、当社は、その独自の裁量で、以下の方法のうちいずれかひとつの方法で、又は以下の方法を組み合わせて、報酬に関する連邦税、州税又は地方税の源泉徴収義務を履行することができる。かかる方法とは、すなわち、(i) 参加者に支払いを行わせる方法、(ii) 株式報酬に関連して参加者に発行され、若しくは発行可能となる普通株式から、普通株式を差し引く方法(ただし、いかなる普通株式も、法律上源泉徴収する必要のある租税の最低額(若しくは、当該普通株式が、財務会計の目的上負債に分類されることを避ける上で必要な、より少ない金額)を超えて、差し引かれぬ。)、(iii) 現金で決済された報酬から、現金を差し引く方法、(iv) 参加者に別に支払われる金額を、支払金から差し引く方法、又は(v) 報酬契約に記載されるその他の方法、である。

(i) 電子的手段による交付

本プランの下で言及される「書面」契約又は文書には、一切の契約若しくは文書のうち、電子的手段で交付されたもの、<http://www.sec.gov>(若しくはその一切の承継ウェブサイト)で公表されているもの、又は当社のイントラネット(若しくは、当社が管理するその他の共有電子媒体であって、参加者がアクセスできるもの)に掲載されるものが含まれる。

(j) 繰延べ

適用法上許容される限りにおいて、取締役会は、報酬の全部又は一部の行使、権利の確定、又は決済によってなされる普通株式の交付又は現金の支払いを繰り延べることを、その独自の裁量で、決定すること、並びに参加者が行う繰延べの選択に関する制度及び手続を定めることができる。内国歳入法第409A条に従った上で、参加者が未だ従業員である間、又はその他の形で参加者が当社に役務を継続的に提供している間、当社は分配を行うことができる。取締役会は、報酬を繰り延べる権限、参加者の継続役務が終了した後に、当該参加者が支払い(一括での支払いを含む。)を受ける時期及びかかる支払いの年率を決定する権限、並びに本プランの規定に則り、かつ適用法に従った上で、その他の条件を履行する権限を有する。

(k) 内国歳入法第409A条の遵守

本プランの下で付与される報酬に、内国歳入法第409A条が適用されることを取締役会が決定する場合、当該報酬が明示される報酬契約には、内国歳入法第409A条(a)(1)に明記される影響を回避する上で必要な条件が組み込まれる。

本プラン及び報酬契約は、適用可能な範囲で、内国歳入法第 409A 条に従って解釈される。本プランと矛盾する一切の事項にもかかわらず（かつ、報酬契約で別段明示的に定められる場合を除き）、普通株式が上場されている場合であって、かつ内国歳入法第 409A 条で定められる「繰延報酬（deferred compensation）」を構成する報酬を保有する参加者が、内国歳入法第 409A 条における「特定従業員（specified employee）」に該当する場合、当該参加者が「離職（separation from service）」（本プランの下での別段の定義に関係なく、内国歳入法第 409A 条で定義される意味による。）した日又は当該参加者が（離職する前に）死亡した日から 6 日後の日までの間は、当該参加者の離職を理由としていかなる金額も分配され、又は支払われない。

(1) クローバック/回収

国の証券取引所若しくは証券業協会のうち、当社の証券が上場されているものの上場基準、又はドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act）若しくはその他の適用法に従って当社が採用する必要があるクローバック・ポリシーで定められる請求額減殺（recoupment）は、本プランの下で付与される一切の報酬に適用される。また、取締役会は、クローバック、回収又は減殺額請求に関するその他の規定であって、取締役会が必要又は適切とみなすもの（終了事由にあたって、従前に取得された普通株式、又はその他の現金若しくは財産を再取得する権利を含むが、これに限られない。）を報酬契約に盛り込むことができる。上記のクローバック・ポリシーに従って報酬が回収された場合であっても、当社の契約に記載される「正当な理由（good reason）」若しくは「推定解雇（constructive termination）」（又は同種の用語）に基づいて退職する権利は一切生じない。

9. 普通株式の変更による調整、及びその他の会社関連事由

(a) 資本化調整

資本化調整があった場合、取締役会は、(i) 第 3 項(a)(ii)に従って、本プランの対象となる証券のクラス及び上限数を、(ii) 第 3 項(c)に従って、インセンティブ・ストック・オプションの行使があった場合に発行される証券のクラス及び上限数を、(iii) 第 3 項(d)に従って、一切の者に付与することができる証券のクラス及び上限数を、そして (iv) 未決済の株式報酬に基づく証券のクラス及び上限数、及び株式 1 株あたりの価格を、比例方式で適切に調整する。取締役会がかかる調整の決定を行い場合、かかる決定は、最終的かつ確定的なものとして拘束力を有する。

(b) 解散又は清算

株式報酬契約に別段定められる場合を除き、当社が解散又は清算した場合、一切の未決済の株式報酬（既に権利が確定した発行済みの普通株式のうち、没収条件又は当社の買戻権が適用されない普通株式で構成される株式報酬を除く。）は、当該解散又は当該清算が完了する前に、即時に終了する。その場合、当該株式報酬の保有者が継続役務を提供しているという事実にもかかわらず、当社の買戻権又は没収条件が適用される普通株式を、当社は買い戻し、又は再取得することができる。ただし、取締役会は、当社の解散又は清算が完了する前に（ただし、かかる完了を条件に）、その独自の裁量で、株式報酬（従前に失効又は終了していない株式報酬に限る。）一部又は全部について、完全に権利を確定させ、行使可能とし、及び/又は買戻し若しくは没収の対象から除外することができる。

(c) 企業取引

株式報酬契約、若しくは当社若しくは関係会社と参加者との間のその他の書面契約に別段定められる場合、又は株式報酬が付与された時点で取締役が別段明示的に定める場合を除き、取引等があった場合、以下の規定が株式報酬に適用される。取引等があった場合、本プラン内のその他一切の規定にもかかわらず、取締役会は、当該取引等の成立又は完了を条件として、株式報酬に関して以下のいずれかひとつ以上の措置をとることができる。

- (i) 存続会社若しくは取得会社（又は存続会社若しくは取得会社の親会社）が、当該株式報酬を引き受け、若しくは継続できるよう、又は当該株式報酬を同種の株式報酬（当該取引等によって当社の株主に支払われる対価と同じ対価を取得できる報酬を含むが、これに限られない。）と交換できるよう、手配すること
- (ii) 当該株式報酬に関して、存続会社若しくは取得会社（又は存続会社若しくは取得会社の親会社）に発行された普通株式を再取得し又は買い戻す権利であって、当社が有する権利の譲渡を手配すること
- (iii) 当該株式報酬の権利の全部又は一部が確定する時期（及び（場合によって）当該株式報酬が行使可能となる時期）を、当該取引等の効力発生時より前の日であって、取締役会が決定する日（又は、取締役会がかかる日を決定しない場合、当該取引等の効力発生時の5日前の日）に繰り上げること（その場合、当該株式報酬が、当該取引等の効力発生日以前（場合による）に行使されない場合、当該株式報酬は終了する。）（ただし、当該取引等の効力発生時より前に、行使（当該行使は、当該取引等が有効であることを条件とする。）に関する通知に必要事項を記入し、それを当社に交付するよう、取締役会は参加者に要求することができる。）
- (iv) 当該株式報酬に関して当社が有する再取得権又は買戻権の全部又は一部を失効させるよう手配をすること
- (v) 当該株式報酬のうち、当該取引等の効力発生日より前に権利が未確定若しくは未行使であるものを取り消し、又はかかる取消の手配をし、その代わりに、取締役会が、その独自の裁量で適切と考える現金の対価（もしあれば）を付与すること
- (vi) (A) 取引等の効力発生時の直前に、株式報酬の行使によって参加者が受け取るべきであった財産の価額のうち、(B) 当該参加者が、当該行使に関連して支払うべき行使価格を超える部分（もしあれば）と同額を、取締役会が決定する方式で支払うこと（なお、明確性のために付言すると、上記の財産の価額が上記の行使価格以下である場合、かかる支払いの金額は0米ドルとなることがある。また、取引等に関連して当社の普通株式の保有者に支払いが行われる時期が、エスクロー(escrow)、アーンアウト(earn out)、支払いの抑制(holdback)、又はその他の事由に起因して、繰り下げられた場合、それと同じ範囲で、本規定に基づく支払いの時期も繰り下げられることがある。）

取締役会は、全ての株式報酬の全部若しくは一部について、又は全ての参加者について、同一の措置をとる必要はない。取締役会は、株式報酬のうち、権利が確定した部分、及び権利が未確定の部分につき、それぞれ異なる措置をとることができる。

(b) 支配権の変更

株式報酬に関する株式報酬契約の定めに従い、又は当社若しくは関係会社と参加者との間のその他の書面契約の定めに従い、当該株式報酬に関して権利が確定する時期及び行使可能となる時期は、支配権の発生と同時に、又はその後、追加で繰り下げられる場合がある。ただし、上記の定めがない場合、かかる追加の繰り下げは行われない。

10. 本プランの期間、及び本プランの早期終了及び停止

(a)

取締役会は、いつでも本プランを停止又は終了させることができる。本プランは、(i) 取締役会が本プランを採用した日、又は(ii) 当社の株主が本プランを承認した日のうち、いずれか早い方から10年後の応当日に当然に終了する。本プランが停止している間、又は本プランが終了した後は、本プランの下でいかなる報酬も付与することができない。

(b) 権利の侵害の不存在

本プランが終了又は停止した場合であっても、本プランが有効である間に付与された報酬に基づく権利及び義務は、

影響のある参加者による書面の承諾がある場合、又は本プランによって別段許容される場合を除き、侵害されない。

11. 本プランの発効日

本プランは、発効日に効力を生じる。

12. 準拠法の選択

本プランの解釈及び効力を巡る一切の疑義は、カリフォルニア州の抵触法に関係なく、同州の法律に準拠する。

13. 定義

本プランで使用される限りにおいて、以下に列挙される頭文字が大文字の用語は、それぞれ以下の意味を有する。

- (a) 「**関係会社**」とは、関係会社としての地位を定める時点における、当社の「親会社 (parent)」又は「関係会社 (subsidiary)」(いずれもの用語も、規則 405 で定義される。)をいう。当社は、「親会社」又は「関係会社」としての地位が上記の定義に従って定まる時期を決定する権限を有する。
- (b) 「**報酬**」とは、株式報酬又は業績連動型現金報酬をいう。
- (c) 「**報酬契約**」とは、当社と参加者との間の書面契約であって、報酬の条件が明示されているものをいう。
- (d) 「**取締役会**」とは、当社の取締役会をいう。
- (e) 「**資本化調整**」とは、(財務会計基準審議会の会計基準編纂書第 718 号 (Statement of Financial Accounting Standards Board Accounting Standards Codification Topic 718) (又はその承継文書))の中で使用される意味において) 発効日より後に、当社が何ら対価を受け取ることなく、本プラン若しくは株式報酬に基づく普通株式に加えらるる変更、又はかかる普通株式に関して発生するその他の事由であって、合併、統合、組織再編、資本再編、再設立、株式の配当、現金以外の財産の配当、一度限りの大規模な現金配当、株式分割、留保株式の分割、清算配当、株式の併合、株式交換、会社構成の変更、又はその他同様の資本再編取引を通じて、なされるものをいう。上述にもかかわらず、当社の転換可能証券の転換は、資本化調整とはみなされない。
- (f) 「**終了事由**」は、参加者と当社との間の書面契約であって、同用語が定義される契約の中で同用語に与えられる意味を有する。かかる書面契約がない場合、同用語は、ある参加者に関して、(i) 米国又は一切の州の法律に基づく詐欺、不正行為若しくは背徳的行為 (moral turpitude) が絡む犯罪若しくは重罪を、当該参加者が犯したこと、(ii) 当社に対する詐欺若しくは不正行為を、当該参加者が犯そうとして、若しくはそれに関与したこと、(iii) 当該参加者と当社との間の契約若しくは合意、若しくは当社に負う義務に、当該参加者が故意に若しくは著しく違反したこと、(iv) 当社の秘密情報若しくは企業秘密を、当社が不正に使用若しくは開示したこと、又は (v) 当該参加者が重大な違法行為を犯したことのうち、いずれかの事由が発生したことをいう。終了事由をもって、又は終了事由なくして参加者の継続役務を終了させる旨の決定は、当社が、その独自の裁量で下す。参加者が保有する未決済の報酬を目的として、終了事由をもって、又は終了事由なくして参加者の継続役務を終了させる旨の決定が当社によって下された場合でも、その他一切の目的における当社又は当該参加者の権利又は義務に関する決定は、何ら影響を受けない。
- (g) 「**支配権の変更**」とは、単発の取引、又は一連の関連取引の過程で、以下に掲げる事由のうち、いずれかひとつ以上が発生したことをいう。
 - (i) 合併、統合又は同様の取引以外の理由によって、証券取引所法関係者が、その時点で既発の当社の証券に付着する議決権全体の 50%超に相当する当社の証券の、直接的又は間接的な所有者になった

こと（上述にもかかわらず、(A) 当社の証券を当社から直接取得したことを理由として、(B) 投資家、その関係会社、若しくはその他一切の証券取引所法関係者のうち、持分証券の発行によって当社のために資金を調達することが主たる目的とされる取引若しくは一連の関連取引の過程で当社の証券を取得する者から、当社の証券を取得したことを理由として、又は (C) 当社が議決権付証券を再取得し若しくは買い戻した結果、発行済株式の数が減少し、証券取引所法関係者（以下「**対象関係者**」という。）が保有する所有比率のレベルが、既発の議決権付証券に関する指定の下限率を超過したことのみを理由として、支配権の変更があったとはみなされない。ただし、当社が議決権付証券を取得した結果、(本規定の効力によらずに) 支配権の変更が生じた場合であって、当該証券の取得の後に対象関係者が所有者となった追加の議決権付証券によって、(その買戻し又はその他の取得がなかったとして) 当該対象関係者が所有するその時点で既発の議決権付証券の割合が、指定の下限率を超過した場合は、支配権の変更があったとみなされる。)

(ii) 当社が（直接的又は間接的に）関与する合併、統合又は同種の取引が成立した場合において、当該合併、当該統合又は当該同種の取引が成立した直後に、当該合併、当該統合又は当該同種の取引の直前における当社の株主が、(A) 当該合併、当該統合若しくは当該同種の取引によって存続する法人等の未行使の議決権全体の 50%超に相当する既発の議決権付証券、又は (B) 当該合併、当該統合若しくは当該同種の取引によって存続する法人等の親会社の未行使の議決権全体の 50%超に相当する既発の議決権付証券のいずれも、(上記の取引等の直前における所有比率とほぼ同じ比率で) 直接的にも間接的にも所有していないこと

(iii) 当社及びその子会社の連結資産の全て又はほぼ全てについての売却、リース、独占的ライセンスの付与、又はその他の処分が完了したこと（ただし、当社及びその子会社の連結資産の全て又はほぼ全てについての売却、リース、独占的ライセンスの付与、又はその他の処分の相手方が法人等であって、当該法人等の議決権付証券に付着する議決権全体の 50%超が、(当該売却、当該リース、当該独占的ライセンスの付与、又は当該その他の処分の直前における所有比率とほぼ同じ比率で) 当社の株主によって所有されている場合を除く。)

(iv) 取締役会が本プランを採用した日の時点で取締役会（以下「**在職取締役会**」という。）の構成員であった個人が、何らかの理由で、取締役会の構成員の過半数を構成しなくなったこと（ただし、取締役会の新たな構成員の任命又は選任（若しくは選任を受けるための指名）が、その時点における在職取締役会の在任の構成員による過半数の表決で承認又は推薦された場合、当該新たな構成員は、本プランの目的上、在職取締役会の構成員とされる。)

上述の定義、又は本プランのその他一切の規定にもかかわらず、(A)「支配権の変更」という用語には、資産の売却、合併又はその他の取引のうち、専ら当社の本拠地を変更することを目的とするものは含まれず、かつ (B) 当社又は関係会社と参加者との間の個別の書面契約に記載される「支配権の変更」（又は類似の用語）の定義は、当該契約に基づく報酬に関して、上述の定義に優先する。ただし、個別の書面契約に「支配権の変更」又は類似の用語の定義が記載されない場合、上述の定義が適用される。

(h) 「**内国歳入法**」とは、1986 年内国歳入法 (Internal Revenue Code of 1986) (改正を含む。) をいい、同法に従って適用される一切の規制及びガイドラインを含む。

(i) 「**委員会**」とは、取締役会が、第 2 項(c)に従って権限を委譲した取締役 1 名以上で構成される委員会をい

う。

- (j) 「普通株式」とは、当社の普通株式をいう。
- (k) 「当社」とは、デラウェア州の法人であるメディシノバ・インク (MediciNova, Inc.) をいう。
- (l) 「コンサルタント」とは、アドバイザーを含む一切の者のうち、(i) 顧問若しくは助言業務を提供するために当社若しくは関係会社に雇われる者であって、当該業務に対して報酬を受ける者、又は (ii) 関係会社の取締役会の構成員を務める者であって、上記の業務に対して報酬を受ける者をいう。ただし、専ら取締役として行う業務のみ、又はかかる業務に対する報酬の支払いを根拠として、本プランの目的上、取締役が「コンサルタント」とされることはない。上述にもかかわらず、ある者に対する当社の証券の売却又は申込みを登録する目的で、証券法上の届出書フォーム S-8 (Form S-8 Registration Statement) が利用可能となった場合にのみ、当該者は、本プランの下でコンサルタントとして扱われる。
- (m) 「継続役務」とは、従業員としてか、取締役としてか、又はコンサルタントとしてかを問わず、参加者が、当社又は関係会社に提供する役務が、中断又は終了しないことをいう。参加者が、従業員、取締役若しくはコンサルタントとして、当社に役務を提供するにあたっての地位が変更された場合、又は参加者が役務を提供する法人等に変更があった場合でも、(当該参加者が当社又は関係会社に提供する役務が中断又は終了しない限り) 等が参加者の継続役務は終了しない。ただし、参加者が役務を提供する法人等が、関係会社としての資格を喪失したと、取締役会がその独自の裁量で決定した場合、当該参加者の継続役務は、当該法人等が関係会社としての資格を喪失した日に、終了したものとされる。例えば、当社の従業員から関係会社へ、又は取締役への地位の変更は、継続役務の中断を構成しない。法律上許容される範囲で、取締役会又は当社のチーフ・エグゼクティブ・オフィサー (CEO) は、(i) 取締役会又はチーフ・エグゼクティブ・オフィサーが承認した休暇 (傷病休暇、兵役休暇、若しくはその他の個人的な休暇を含む。) があった場合、又は (ii) 当社、関係会社、若しくは当社若しくは関係会社の承継会社の間で異動があった場合に、継続役務が終了するか否かについて、その独自の裁量で決定することができる。上述にもかかわらず、当社の休暇ポリシー、又は休暇に関する契約若しくはポリシーに盛り込まれる書面の条件であって、参加者に適用されるもので定められる範囲、あるいはその他法律上要求される範囲に限り、株式報酬の権利を確定させる目的上、休暇は継続役務として扱われる。
- (n) 「企業取引」とは、単発の取引、又は一連の関連取引の過程で、以下に掲げる事由のうち、いずれかひとつ以上が完了したことをいう。
 - (i) 当社及びその子会社の連結資産の全て又はほぼ全ての売却又はその他の処分であって、取締役会がその独自の裁量で決定するもの
 - (ii) 当社の既発証券の 90%以上の売却又はその他の処分
 - (iii) 合併、統合又は同種の取引のうち、当社が存続会社とはならないもの
 - (iv) 合併、統合又は同種の取引のうち、当社が存続会社となるものであって、当該合併、当該統合又は当該同種の取引の直前における発行済みの普通株式が、当該合併、当該統合又は当該同種の取引の結果、その他の財産 (証券又は現金等、形式の如何を問わない。) に転換又は交換されるもの
- (o) 「対象従業員」は、内国歳入法第 162 条 (m) (3) で定義される意味を有する。
- (p) 「取締役」とは、取締役会の構成員をいう。
- (q) 「行為無能力」とは、内国歳入法の第 22 条 (e) (3) 及び第 409A (a) (2) (c) (i) で定められるとおり、参加者に関して、医学上確定された身体障害又は精神障害のうち、死亡に至る可能性のあるもの、又は 12 ヶ月連続で継続しており、若しくは継続する見込みのものであって、その状況下で保証されていると取締役会がみなす医学的証拠に基づいて取締役会が決定したものをいう。

- (r) 「発効日」とは、本プランが当社の株主により承認された、2013年開催の当社の定時株主総会の日付である2013年6月14日をいう。
- (s) 「従業員」とは、当社又は関係会社に雇用される者をいう。ただし、専ら取締役として行う業務のみ、又はかかる業務に対する報酬の支払いを根拠として、本プランの目的上、取締役が「従業員」とされることはない。
- (t) 「法人等」とは、法人、パートナーシップ、有限責任会社、又はその他の組織をいう。
- (u) 「証券取引所法」とは、1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（改正を含む。）、並びに同法に従って公布される一切の規則及び規制をいう。
- (v) 「証券取引所法関係者」とは、一切の自然人、法人等又は「団体（group）」（証券取引所法の第13条(d)及び第14条(d)で使用される意味による。）をいう。ただし、「証券取引所法関係者」には、(i) 当社若しくは当社の子会社、(ii) 当社若しくは当社の子会社の従業員給付制度、若しくは当社若しくは当社の子会社の従業員給付制度の下で証券を保有する受託者若しくは受益者、(iii) 証券の募集によって、現時点で当該証券を保有している引受人、(iv) 当社の株主によって、当社の株式に対する当該株主の保有比率とほぼ同じ比率で、直接的若しくは間接的に所有される法人等、又は(v) 一切の自然人、法人等又は「団体（group）」（証券取引所法第13条(d)及び第14条(d)で使用される意味による。）のうち、発効日の時点において、その時点で既発の当社の証券に付着する議決権全体の50%超に相当する当社の証券の、直接的又は間接的な所有者である者、は含まれない。
- (w) 「公正市場価額」とは、ある日の時点での普通株式の価額であって、以下の方法で決定されるものをいう。
- (i) 普通株式が、確立された株式取引所に上場され、又は確立された市場で取り引きされる場合、当該普通株式の公正市場価額は、取締役会が別段決定する場合を除き、当該価額の決定日における当該普通株式の売却価格の終値であって、当該株式取引所若しくは当該市場（又は、当該普通株式の取引量が最も大きい取引所若しくは市場）で相場が示され、かつ信頼できると取締役会がみなす情報源で報告されているものとする。
- (ii) 取締役会が別段定める場合を除き、普通株式の公正市場価額が決定される日に、当該普通株式の売却価格の終値がない場合、当該普通株式の公正市場価額は、前回に当該普通株式の相場が示された日における当該普通株式の売却価格の終値とする。
- (iii) 普通株式について上記の市場が存在しない場合、当該普通株式の公正市場価額は、内国歳入法第409A条及び第422条に適合する方法により、取締役会によって誠実に決定される。
- (x) 「インセンティブ・ストック・オプション」とは、第5項に従って付与されるオプションであって、内国歳入法第422条で使用される意味での「インセンティブ・ストック・オプション」であることが意図され、かつその適格性を有するものをいう。
- (y) 「非従業員取締役」とは、取締役のうち、(i) 現時点で当社又は関係会社の従業員又は役員ではなく、顧問として、若しくは取締役以外の立場で提供した役務に対して当社又は関係会社から直接的にも間接的にも報酬（証券法に従って公布されるレギュレーション S-K (Regulations S-K)（以下「レギュレーション S-K」という。）の第404号の(a)によって開示を要求される金額を除く。）を受け取っておらず、レギュレーション S-K の第404号の(a)によって開示を要求されるその他一切の取引について持分を有しておらず、かつレギュレーション S-K の第404号の(a)によって開示を要求される取引関係に関与していない者、あるいは(ii) その他の場合において、規則16b-3の目的上「非従業員取締役」とされない者をいう。
- (z) 「非適格ストック・オプション」とは、第5項に従って付与されるオプションであって、インセンティブ・

ストック・オプションとしての適格性を有しないものをいう。

- (aa) 「**役員**」とは、当社の役員であつて、証券取引所法第 16 条で使用される意味での役員である者をいう。
- (bb) 「**オプション**」とは、本プランの下で付与される普通株式を買い取るためのインセンティブ・ストック・オプション又は非適格ストック・オプションをいう。
- (cc) 「**オプション契約**」とは、当社とオプション保有者との間の書面契約であつて、オプションの付与に関する条件が明示されているものをいう。各オプション契約は、本プランの条件に準拠する。
- (dd) 「**オプション保有者**」とは、本プランの下でオプションが付与される者、又は（場合によって）未決済のオプションを保有するその他の者をいう。
- (ee) 「**その他株式報酬**」とは、その全部又は一部が、第 6 項(d)の条件に従つて付与される普通株式の参照に基づく報酬をいう。
- (ff) 「**その他株式報酬契約**」とは、当社とその他株式報酬の保有者との間の書面契約であつて、その他株式報酬の付与に関する条件が明示されているものをいう。各その他株式報酬契約は、本プランの条件に準拠する。
- (gg) 「**社外取締役**」とは、取締役のうち、(i) 現時点で当社又は「関係法人 (affiliated corporation)」(内国歳入法第 162 条(m)に従つて公布される財務省規則で使用される意味による。)の従業員ではなく、過去において当社又は「関係法人」の従業員として、一切の課税対象年中に、従前提供した役務に対する報酬（適格退職金制度 (tax-qualified retirement plan) の下での給付を除く。)を受け取つておらず、過去に当社又は「関係法人」の役員であつたことはなく、かつ取締役以外の立場で、当社又は「関係法人」から、直接的にも間接的にも報酬を受け取っていない者、あるいは (ii) その他の場合において、内国歳入法第 162 条(m)の目的上「社外取締役 (outside director)」とされない者をいう。
- (hh) 「**所有する**」、「**所有される**」、「**所有者**」、「**所有比率**」
ある者又は法人等が、契約、取決め、了解、関係又はその他の手段を通じて、直接的又は間接的に議決権（証券に関して、表決を行う権限、又は表決に関して指導を行う権限を含む。）を直接的又は間接的に保有し、又は共有する場合、当該者又は当該法人等は、当該証券を「所有する」状態にあり、当該証券を「所有される」状態に置いており、当該証券の「所有者」であり、かつ当該証券の「所有比率」を取得したとみなされる。
- (ii) 「**参加者**」とは、本プランに従つて報酬を付与される者、又は（場合によって）未決済の株式報酬を保有するその他の者をいう。
- (jj) 「**業績連動型報酬**」とは、第 6 項(c) (ii) の従つて付与される報酬をいう。
- (kk) 「**業績達成基準**」とは、ある業績達成期間に関する業績目標を設定する目的で、取締役会が選択するひとつ以上の基準をいう。業績目標を設定するために用いられる業績達成基準は、以下の要素のうちいずれかひとつ、又は下記の要素の組合せに基づく。かかる要素とは、すなわち、(i) 利益 (1 株あたり純利益及び純利益)、(ii) 利払い前・税引き前・減価償却前利益、(iii) 利払い前・税引き前・減価償却前・その他償却前利益 (earnings before interest, taxes, depreciation and amortization)、(iv) 株主総利回り (total stockholder return)、(v) 自己資本利益率 (return on equity) 又は平均の株主資本比率、(vi) 総資産利益率 (return on assets)、投資利益率 (return on investment)、又は投下資本利益率 (return on capital employed)、(vii) 株価、(viii) 利益率 (売上総利益率 (gross margin) を含む。)、(ix) 税引前収益又は税引後収益、(x) 営業利益 (operating income)、(xi) 税引前営業利益、(xii) 税引前利益 (pre-tax profit)、(xiii) 営業キャッシュフロー (operating cash flow)、(xiv) 売上目標又は収益目標、(xv) 収益又は商品の収益の増加、(xvi) 費用削減及びコスト削減の目標、(xvii) 運転資本のレベルの上昇又は達成、(xviii) 経済的付加価値 (economic value added) (又は同等の測定基準)、(xix) 市場シェア、(xx) キャッシュフ

ロー、(xxi) 1株あたりキャッシュフロー (cash flow per share)、(xxii) 株価値動き、(xxiii) 減債、(xxiv) プロジェクト又はプロセスの実施又は完了、(xxv) 顧客の満足度、(xxvi) 株主資本 (stockholders' equity)、(xxvii) 資本支出、(xxviii) 負債の水準、(xxix) 営業利益又は純営業利益、(xxx) 人材の多様性、(xxxi) 純利益又は営業利益の上昇、(xxxii) 支払請求、(xxviii) 臨床上の目標、(xxxiv) 財務上の目標、並びに (xxxv) (報酬が内国歳入法第 162 条(m)に適合することが意図されていない限り) 業績を測定するためのその他の要素であって、基準取締役会が選択したものである。

- (11) 「**業績目標**」とは、ある業績達成期間について、取締役会が、業績達成基準に基づいて、当該業績達成期間に関して設定したひとつ以上の目標をいう。業績目標は、ひとつ以上の事業部門、部署、関係会社又は事業セグメントに関して、当社全域にわたって適用することができ、また絶対的な目標であってもよいし、比較対象となる会社 1 社以上の業績、又は関連指標 1 つ以上の業績との相対的な目標であってもよい。(i) 報酬が付与される時点で、報酬契約の中で、又は (ii) 業績目標が達成された時点で、当該業績目標が記載されるその他の文書の中で、取締役会が別段明示する場合を除き、取締役会は、以下の目的のために、ある業績達成期間に関する業績目標の達成度を計算する方法に適切な調整を加える。かかる目的とは、すなわち、(1) 事業の再編、及び/又は一度限りの変更を排除する目的、(2) 米ドル以外の通貨建ての業績目標に関する為替レートの変動による影響を排除する目的、(3) 一般に公正妥当と認められる会計基準 (generally accepted accounting principles) の変更による影響を排除する目的、(4) 法人税率に加えられる法定上の調整による影響を排除する目的、並びに (5) 一般に公正妥当と認められる会計基準に従って決定される一切の「特別項目 (extraordinary item)」による影響を排除する目的
- (mm) 「**業績達成期間**」とは、取締役会が選択する期間であって、株式報酬又は業績連動型現金報酬に対する参加者の権利、及びそれらの支払いを決定する目的で、ひとつ以上の業績目標の達成度が測定される期間をいう。
- (nn) 「**業績連動型株式報酬**」とは、第 6 項(c) (i) の条件に従って付与される株式報酬をいう。
- (oo) 「**本プラン**」とは、本メディシノバ・インク 2013 年エクイティ・インセンティブ・プラン (MediciNova, Inc. 2013 Equity Incentive Plan) をいう。
- (pp) 「**制限付株式報酬**」とは、第 6 項(a) の条件に従って付与される普通株式に関する報酬をいう。
- (qq) 「**制限付株式報酬契約**」とは、当社と制限付株式報酬の保有者との間の書面契約であって、制限付株式報酬の付与に関する条件が明示されているものをいう。各制限付株式報酬契約は、本プランの条件に準拠する。
- (rr) 「**制限付株式ユニット報酬**」とは、第 6 項(b) の条件に従って付与される普通株式を受け取る権利をいう。
- (ss) 「**制限付株式ユニット報酬契約**」とは、当社と制限付株式ユニット報酬の保有者との間の書面契約であって、制限付株式ユニット報酬の付与に関する条件が明示されているものをいう。各制限付株式ユニット報酬契約は、本プランの条件に準拠する。
- (tt) 「**規則 16b-3**」とは、証券取引所法に従って公布される規則 16b-3 (Rule 16b-3)、又は規則 16b-3 の一切の承継規則であって、その都度効力を生じるものをいう。
- (uu) 「**規則 405**」とは、証券取引所法に従って公布される規則 405 (Rule 405) をいう。
- (vv) 「**規則 701**」とは、証券取引所法に従って公布される規則 701 (Rule 701) をいう。
- (ww) 「**証券法**」とは、1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (改正を含む。) をいう。
- (xx) 「**株式評価益権**」又は「**SAR**」とは、第 5 項の条件に従って付与される普通株式の増価益を受け取る権利をいう。
- (yy) 「**株式評価益権契約**」とは、当社と株式評価益権の保有者との間の書面契約であって、株式評価益権の付与に関する条件が明示されているものをいう。各株式評価益権契約は、本プランの条件に準拠する。

- (zz) 「**株式報酬**」とは、本プランに従って付与される株式を受け取る権利をいい、インセンティブ・ストック・オプション、非適格ストック・オプション、制限付株式報酬、制限付株式ユニット報酬、株式評価益権、又は一切のその他株式報酬を含む。
- (aaa) 「**株式報酬契約**」とは、当社と参加者との間の書面契約であつて、株式報酬の付与に関する条件が明示されているものをいう。各株式報酬契約は、本プランの条件に準拠する。
- (bbb) 「**子会社**」とは、当社に関して、(i) ある法人のうち、当該法人の取締役会の過半数を選任するための通常の議決権が付着した発行済資本株式の50%超が、その時点で当社によって直接的又は間接的に所有されている法人（一切の事由の発生を根拠として、当該法人のその他のクラスの株式に議決権が付着される予定であり、又は付着される可能性があるか否かを問わない。）、及び(ii) パートナーシップ、有限責任会社、又はその他の組織のうち、（表決によるか、又は利益の貢献若しくは資本の拠出によるかを問わず）当社が直接的又は間接的に有する持分が50%を超えるものをいう。
- (ccc) 「**10%株主**」とは、当社又は関係会社の全てのクラスの株式に付着する議決権全体の10%超に相当する株式を所有する（又は内国歳入法第424条(d)に従って、所有するとみなされる）者をいう。
- (ddd) 「**取引等**」とは、企業取引又は支配権の変更をいう。

本ページ以降は、白紙となっております。